

みんなで作る「健康のまち」まちだ☆

まちだ健康づくり推進プラン 24-31



2024年3月
町田市

はじめに

近年、高齢化の進展、核家族化や子育て支援に関する社会的ニーズの高まりなどに加えて、大規模災害の頻発、新興感染症である新型コロナウイルス感染症のまん延など、社会構造が大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、デジタル社会への転換、AIの進化をもたらすなど、生活様式の変化がみられました。これらの社会の変化に対応するため、保健・医療面での体制の確保をはじめとした健康づくりの取り組みは、ますます重要性を増しています。



町田市は、「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」(以下、「本計画」という。)を策定し、“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”を目指してまいります。

本計画は、健康づくりの施策や目標を誰もがより把握しやすいものとするため、「まちだ健康づくり推進プラン(第5次保健医療計画)」、「第2次町田市食育推進計画」、「町田市自殺対策計画」の3つの個別計画を統合した上で、分野を越えて課題を共有します。

それぞれの強みを活かしながら分野を横断した取り組みを展開し、各世代の特性を踏まえた健康づくりのために、ICTの利活用やデジタル化の手法の検討、拡充も実施してまいります。

「健康のまち」まちだの実現には、すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できるよう、市民、事業者、関係機関、行政が協働して、取り組む必要があります。今後も皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「町田市保健所運営協議会」委員をはじめ関係者の皆様、保健医療意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

2024年3月

町田市長 **石阪 丈一**

目次

第1章 計画策定の概要	7
1 計画策定の背景と趣旨	8
2 計画の統合	9
3 計画の位置づけ	10
4 計画期間	11
第2章 保健医療を取り巻く状況	13
1 国・都の動向	14
2 町田市の現状	17
3 前計画の振り返り・評価	25
4 課題の整理	48
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 理念	52
2 基本目標	53
3 施策体系・重点目標	54
4 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の実現	55
5 ICT の利活用、デジタル化	56
第4章 目標・施策	57
基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる	60
目標1-1 妊娠・出産・子育てを支えるまち	60
目標1-2 からだの健康を支えるまち	67
目標1-3 食で健康を支えるまち	76
目標1-4 かけがえのないいのちを大切にすまち	82
基本目標2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる	95
目標2-1 安心できる地域医療があるまち	95
目標2-2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち	99
目標2-3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち	103
第5章 計画の推進体制	107
資料編	109
1 町田市の基本データ	110
2 町田市民の保健医療意識調査 調査結果(抜粋)	122
3 用語解説	141
4 附属機関・懇談会	146
5 「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」検討経過	152
6 パブリックコメントの概要	153
7 関係法令(抜粋)	154

〈「*」表記について〉

文章の中で「*」印がついている用語は、資料編「3 用語解説」に、詳しい説明を掲載しています。なお「*」印は、最初に出てくる用語についています。

〈コラム掲載ページ〉

【No.1】:「町田市成育医療等に関する計画」～少子化の進行・人口減少対策に向けて～	64
【No.2】:(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設	65
【No.3】:『まちだ お口を元気にするトレーニング ロトレ』と口腔機能低下の予防	71
【No.4】:薬物乱用防止事業～市販薬の過量摂取(オーバードーズ)について～	72
【No.5】:がんに関する正しい知識等の普及啓発(アピアランスケア等)	74
【No.6】:学校給食を活用した食育の推進～食体験の大切さ～	79
【No.7】:町田市食育ボランティアの活動内容	81
【No.8】:町田市食育推進キャラクター「まち☆ベジーズ」	81
【No.9】:SOS の出し方に関する教育	88
【No.10】:自殺対策事業(ゲートキーパー)～心によりそうゲートキーパー～	93
【No.11】:町田市医療安全支援センター～医療安全相談窓口について～	96
【No.12】:かかりつけをもちましょう	97
【No.13】:救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか迷ったら?	98
【No.14】:保健所機能の強化と保健施設の整備	101
【No.15】:食べものミミより情報	104
【No.16】:レジオネラ症	105
【No.17】:住まいのネズミ対策	105
【No.18】:地域猫活動	106

第1章 計画策定 の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

町田市では、2018年に策定した「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」に基づき、多様な取り組みを進めてきました。

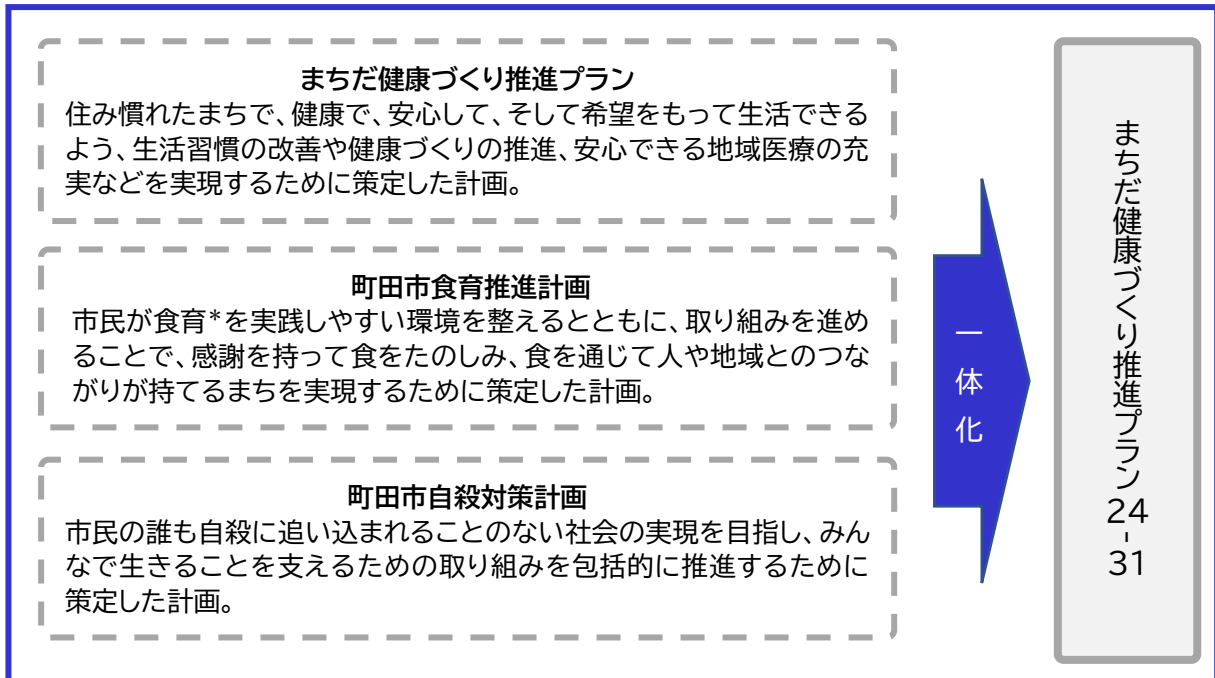
本計画は、すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できる地域の実現を目的として、「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」の達成状況や2022年8月に実施した「町田市民の保健医療意識調査」で明らかになった課題等を踏まえ、健康・医療に関する施策を総合・計画的に推進するために策定しました。また、市町村食育推進計画である「町田市食育推進計画」及び市町村自殺対策計画である「町田市自殺対策計画」と一体化して、新たに「まちだ健康づくり推進プラン24-31」として策定しています。

【策定の趣旨】

- 全国的に少子化や核家族化が進む等、母子保健を取り巻く環境が変化しています。そのような中で、国から、成育医療等基本方針に基づく市町村が担うべき施策が示されました。町田市では、本計画にそれらの施策の一部を包含し、子育てをする方への妊娠期から切れ目のない支援に取り組みます。
- 町田市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン 2040」では、健康寿命*の延伸を課題として挙げています。町田市の死亡原因の上位は、「悪性新生物(がん)」、「心疾患」、「脳血管疾患」等の生活習慣病であり、栄養バランスに配慮した食生活を市民に定着させていくことが大切です。また、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化も進んでいる中で、2022年の国の食育白書では、子どもや若い世代の朝食の欠食や食事バランスの乱れ等の課題が挙げられています。各世代への望ましい食生活の推進に向けて、本計画でも継続して取り組みます。
- 2020年からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活全般に大きな変化が生じています。身体活動量や交流機会が減ることで、特に高齢者では認知機能の低下が懸念されるなどの影響が出ています。また、精神的疲労や経済的問題など自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により、2022年には全国的に自殺死亡者数が増加しました。こころの健康づくりについて、多方面からの総合的な支援を行っていきます。
- 2022年の福島県沖地震、2024年の石川県能登半島地震などの大きな震災や、2019年の令和元年東日本台風などの豪雨の風水害が日本各地で起きています。近年頻発している異常気象の影響や予測が難しい震災・新興感染症*に平時より備えていく姿勢が必要です。町田市においても、保健・医療の面からこのような大規模災害や新興感染症に対応できる体制整備に努めます。

2 計画の統合

本計画は、市町村健康増進計画である「まちだ健康づくり推進プラン」、市町村食育推進計画である「町田市食育推進計画」及び市町村自殺対策計画である「町田市自殺対策計画」を一体化して、新たに「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」として策定します。



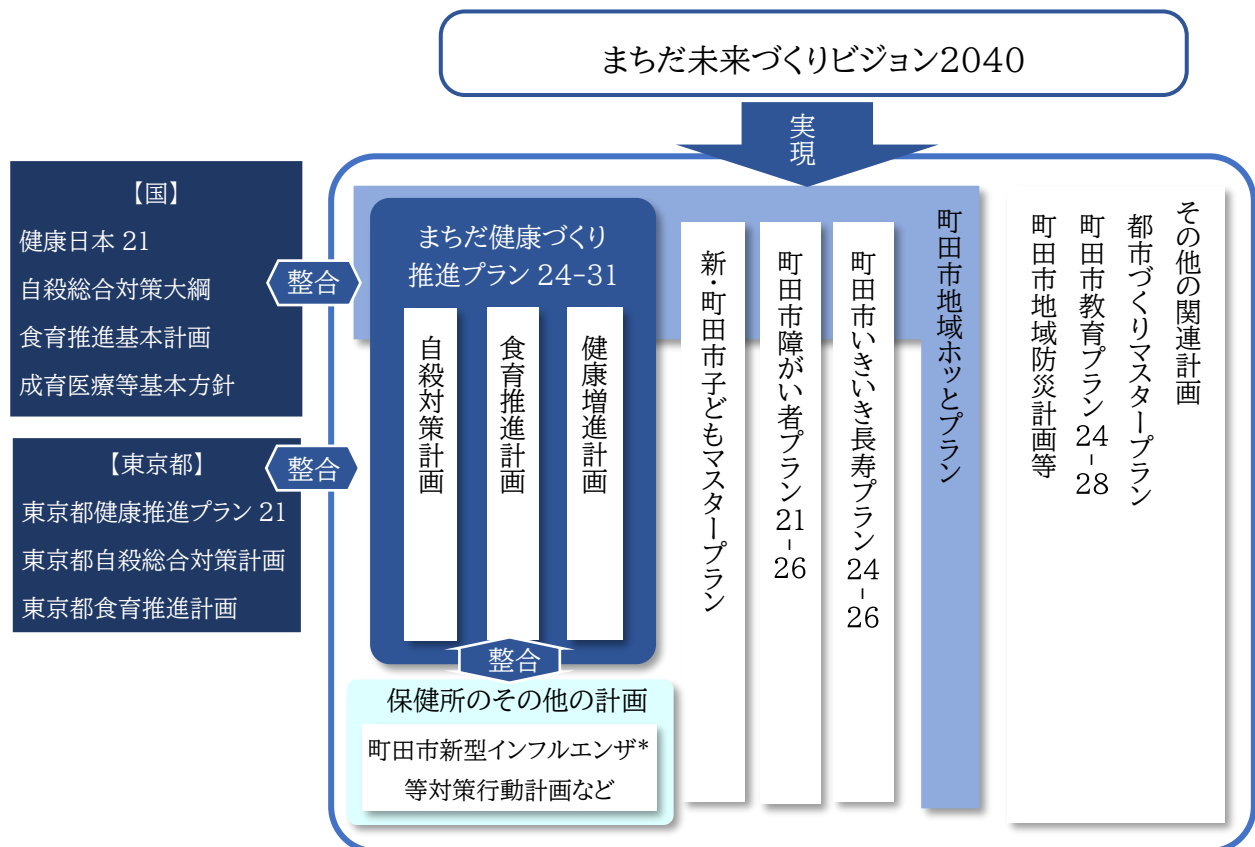
●統合の狙い●

計画の目的を達成するためには、市民・関係機関・行政が協働して、関連し合う 3 つの分野「健康づくり」「食育」「自殺対策」の事業を推進することが必要不可欠です。これまでは、各分野がそれぞれ計画を策定していたことから、詳細な取り組みを把握するには複数の計画を確認する必要があり、各分野の関連性が捉えにくくなっていました。

計画を統合することで、各分野の課題について関連性にも着目しながら整理し、目指す姿を一体的に捉えることが可能となることで、分野を横断した包括的なサービスの展開につなげます。誰もがひと目で全体像を把握しやすい計画にすることで、市民・関係機関とも目標を共有しやすくなり、それぞれの強みを活かして目標達成に向けた推進力を向上することも期待できます。具体的には、「食育」と「こころの健康づくり」分野の連携により、食育活動の中でこころの不調の早期発見やサポートができるよう、町田市食育ボランティアに向けたこころのサポーター養成研修を実施します。また、「食育」の子育て支援の一環として行っている離乳食講習会では、男女平等参画の視点から、父親への乳幼児の栄養・食生活への理解や育児参加を促す取り組みを他部署と協働して実施する等、多方面からの支援を展開していきます。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、健康増進法第8条第2項に定められている「市町村健康増進計画」です。事業の実施にあたっては、町田市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」、「町田市地域ホッとプラン」を上位計画とし、各関連計画と連携して進めます。また、国の「健康日本 21」や、東京都の「東京都健康推進プラン21」と整合を図っていきます。
- 本計画の目的である「すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できる地域の実現」は、上位計画である「町田市地域ホッとプラン」が目指す「年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまち」を健康の視点から支えるものです。
- 前計画では「母子保健計画」も含めた計画として策定しましたが、2023年3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、「母子保健計画」の策定を国が市区町村に求めた通知が廃止されました。そして、2024年度を初年度とする「成育医療等に関する計画」を策定することが施策推進のための一つの方策として例示されました。これを踏まえ、本計画では「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含めた計画として策定しました。これに加え、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」及び自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」も一体的に策定しました。



4 計画期間

本計画の期間は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の基本計画部分と計画の最終年度を合わせ、2024年度から2031年度までの8年間とします。なお、計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要な場合は適宜見直す他、2027年度に中間見直しを実施し、2028年度以降の計画に反映します。

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン2040【基本計画部分】(10年)									
地域福祉計画	町田市地域ホッとプラン(10年)									
健康増進計画	第5次(6年)		まちだ健康づくり推進プラン24-31(8年) ※2027年度に中間見直しを実施							
自殺対策計画	第1次(5年)									
食育推進計画	第2次(5年)									

第2章

保健医療を 取り巻く状況

第2章 保健医療を取り巻く状況

1 国・都の動向

(1) 国・都の計画及び関連法の主な動向

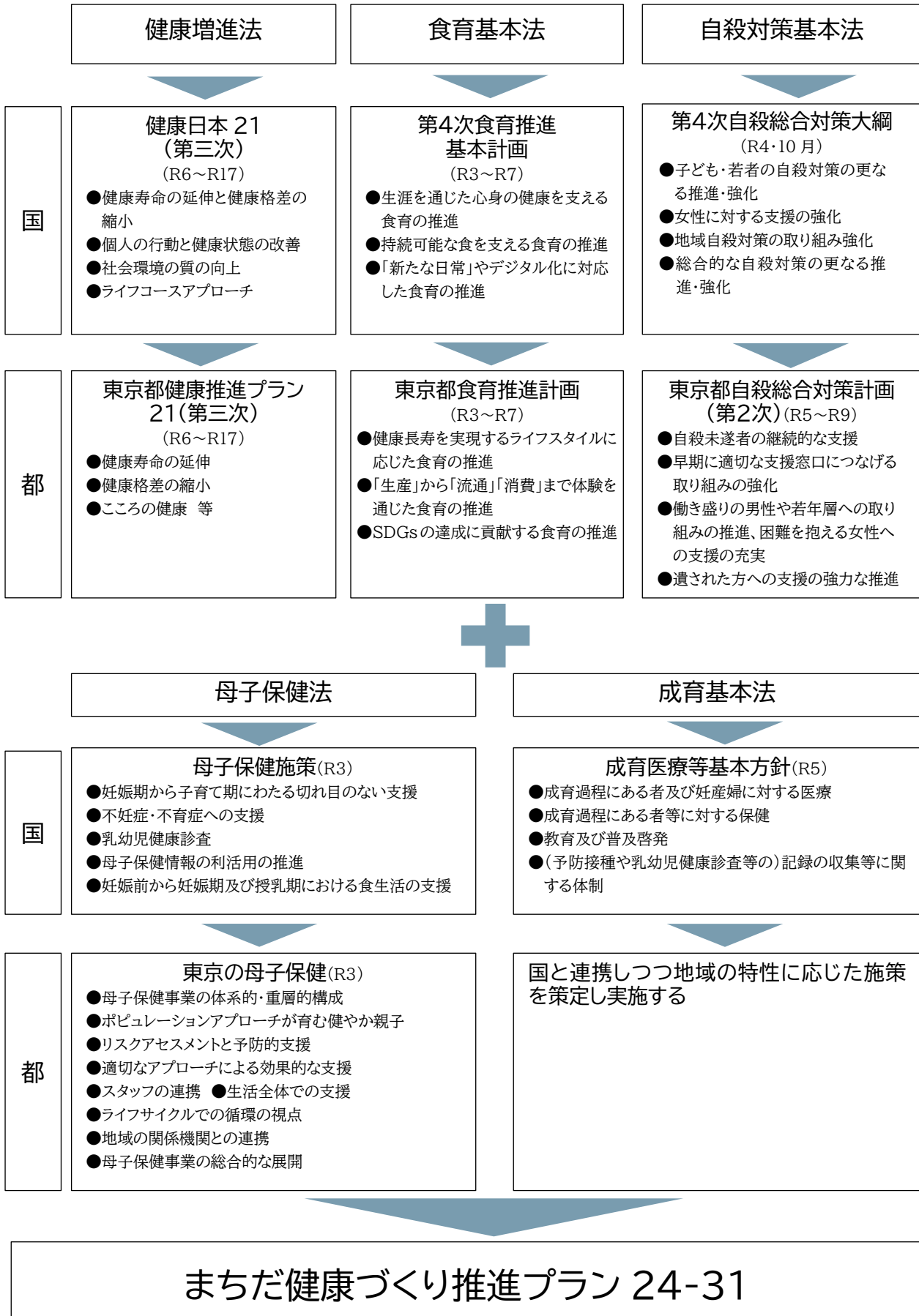
<国や東京都の計画>

年度		計画名など	改正内容等
2020	国	第4次食育推進基本計画	【策定】「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うことを重点事項として明示。
	都	東京都食育推進計画	【策定】ライフスタイルに応じた食育、生産現場等での体験を通じた食育、デジタルテクノロジーを駆使した新しい日常に対応した食育を推進。
2022	国	第4次自殺総合対策大綱	【閣議決定】子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や女性に対する支援の強化などを通して、総合的な対策を更に推進・強化。
		成育医療等基本方針	【閣議決定】母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、「成育医療に関する計画」を策定することが、施策として例示。
	都	東京都自殺総合対策計画(第2次)	【策定】「自殺未遂者への継続的な支援」や「早期に適切な支援窓口につなげる取組」、「働き盛りの方々の自殺防止」、「困難を抱える女性への支援」、「若年層の自殺防止」、「遺された方への支援」の6つを重点項目と位置づけ。
2023	国	健康日本21(第二次)	【最終評価】次期の健康日本21(第三次)策定に向けては、国際的にも健康づくりの重要性をより認識。直近では、ICTの発展、データヘルス改革の進展等、健康づくり分野においても最新テクノロジーを活用する動き。

<関連法の動向>

年度	法令名	改正内容等
2020	健康増進法	【改正】受動喫煙対策(屋内は原則禁煙)を位置づけ。
2021	母子保健法	【改正】出産後1年以内の母親とその子を対象に、産後ケア事業を位置づけ。
2022	母子保健法 児童福祉法	【改正】子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、こども家庭庁設置法の施行に伴うこども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備がなされた。市町村においても、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことを努力義務化。
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	【改正】2024年4月1日から、保健所設置市において、感染症に関する予防計画の策定を義務化。この改正により地域保健法の一部が改正され、保健所において健康危機*対処計画を策定することとされた。
2023	新型インフルエンザ等対策特別措置法	【改正】新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組みを整備すること等示された。また、この法律に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定も予定されている。

(2) 主な法令、計画との関連性



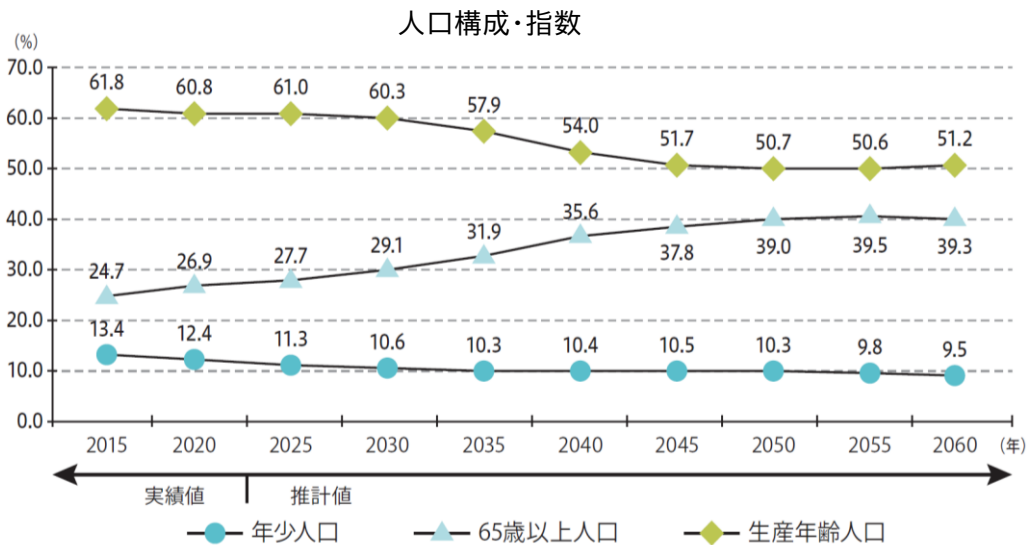
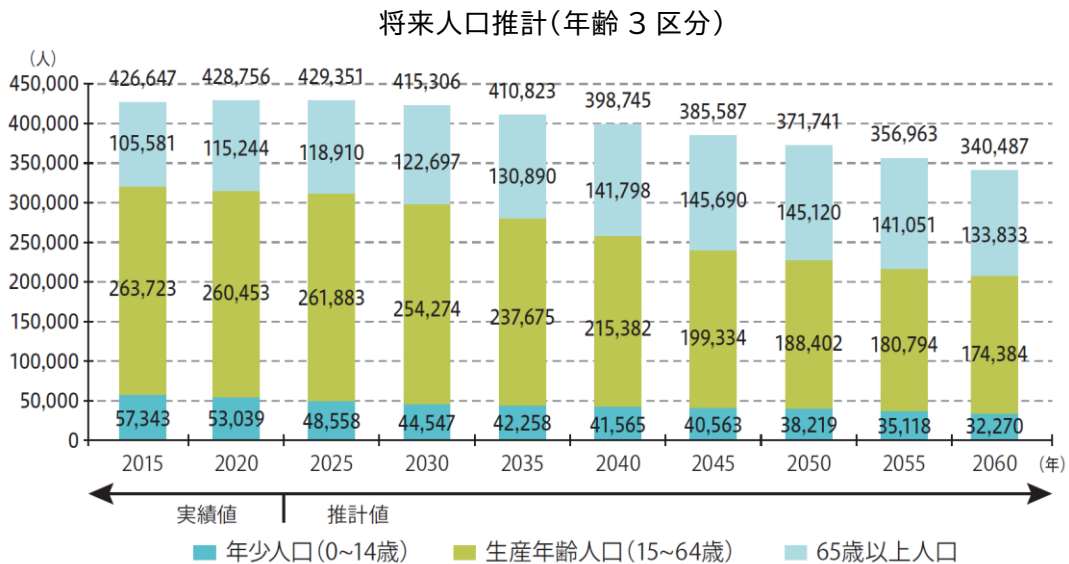
2 町田市の現状

(1)人口の現状

①人口の推移

町田市の人口は増加傾向にあり、2020年には428,756人と2015年から2,109人増加しました。人口推計をみると、2025年までは増加傾向が続きますが、2030年には減少しています。年齢3区分別人口をみると高齢者人口(65歳以上)は2045年まで増加傾向にありますが、生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)は減少傾向にあります。年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は低下しており、高齢者人口(65歳以上)は上昇しています。人口推計をみると、2060年には、年少人口は9.5%まで低下し、高齢者人口は39.3%まで上昇します。

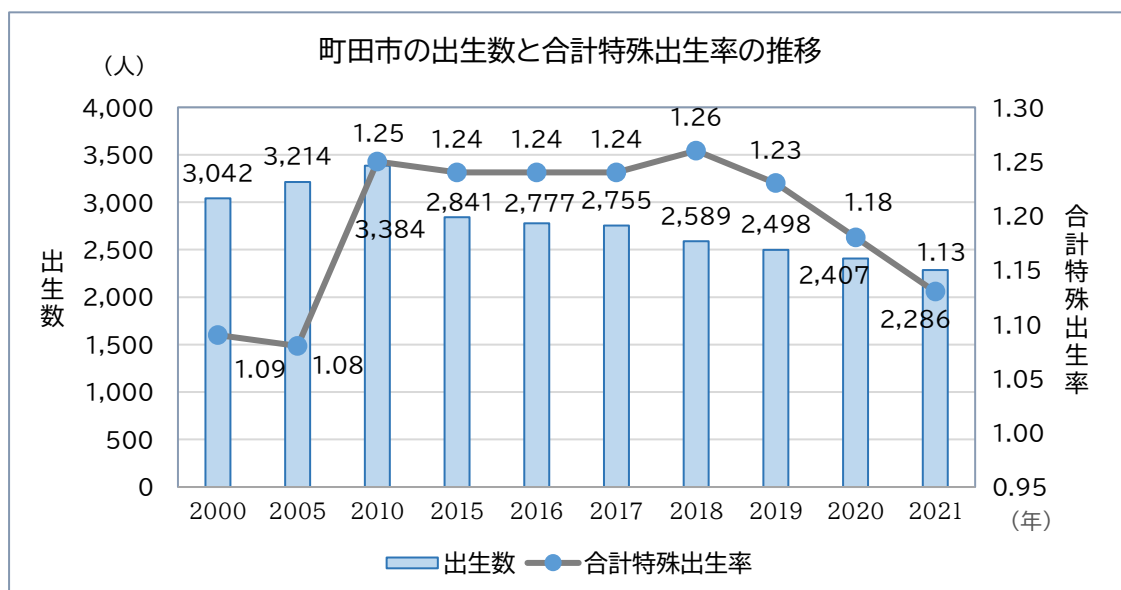
〈町田市における将来人口の推計結果〉



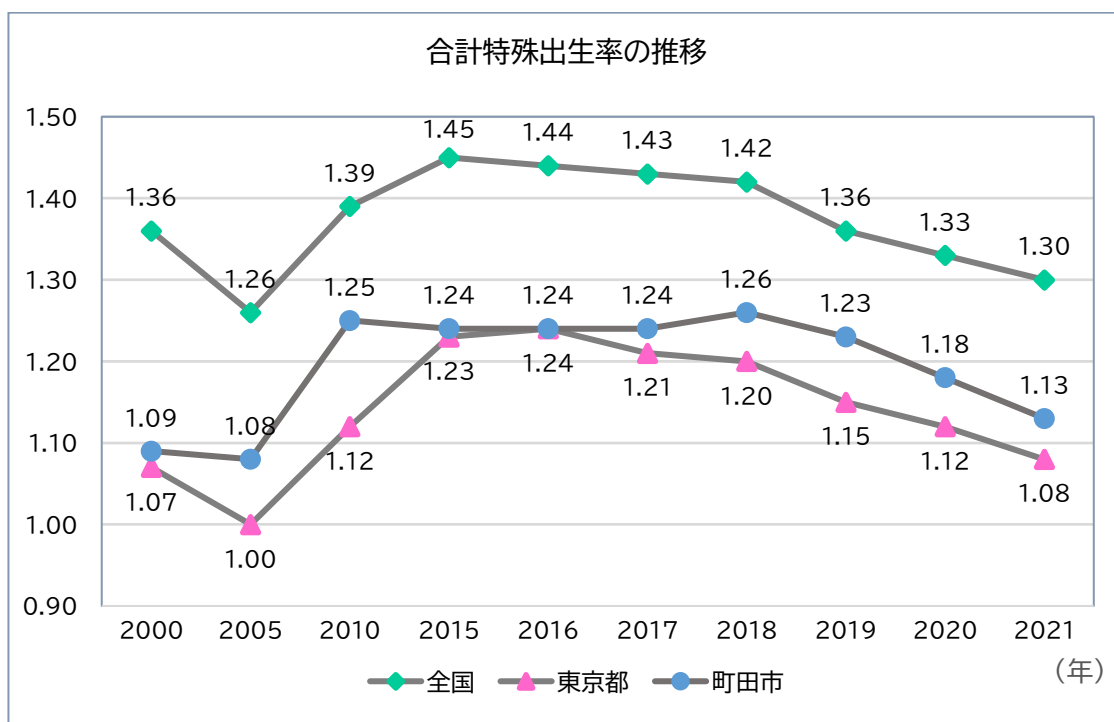
出典:「町田市基本構想・基本計画 まちだ未来づくりビジョン 2040」

②出生数と合計特殊出生率の推移

2021年の町田市の合計特殊出生率(一人の女性が一生で産む子どもの数)は1.13で、1.08の東京都より0.05高い値ですが、1.30の全国と比べると低くなっています。



出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

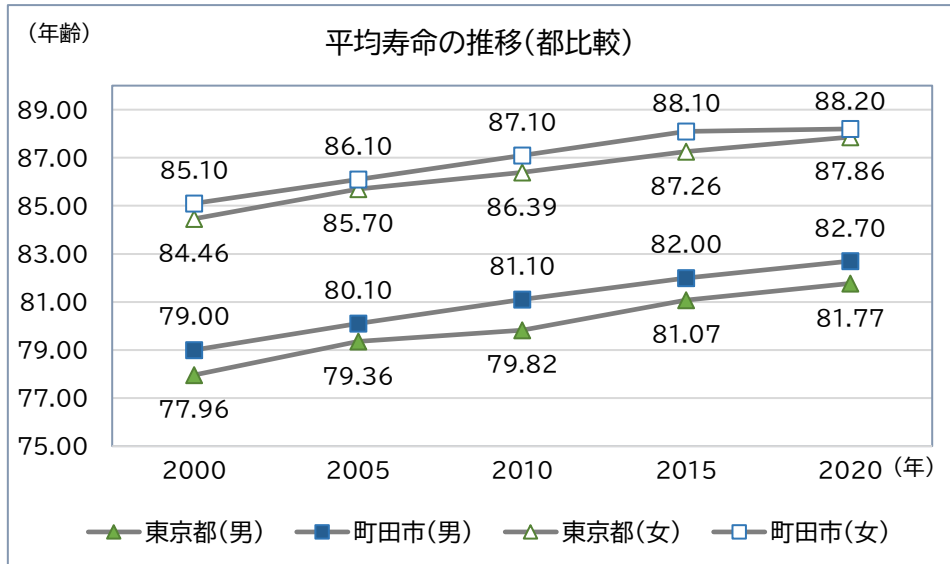


出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

(2)平均寿命*と健康寿命

①平均寿命

2020年の町田市の平均寿命は、男性が82.7歳、女性が88.2歳で、女性が男性に比べて5.5歳高くなっています。また、東京都と比較すると、それぞれ男性が0.93歳、女性が0.34歳高くなっています。

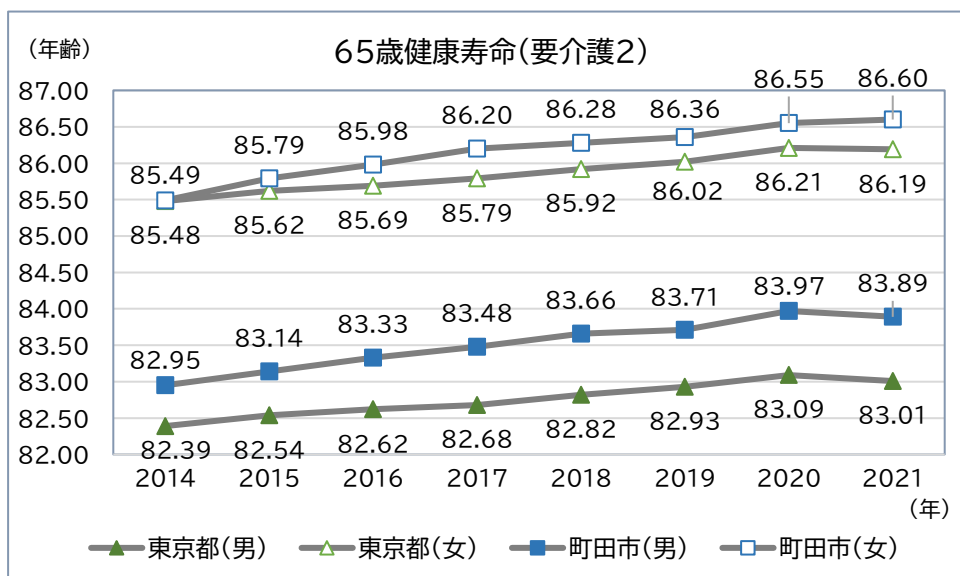


出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

②健康寿命

2021年の65歳健康寿命(※)は、男性が83.89歳、女性が86.60歳と女性が男性に比べ2.71歳高くなっています。また、東京都と比較すると、それぞれ男性が0.88歳、女性が0.41歳高くなっています。

(※)65歳の方が日常生活の動作を制限されるまでの年齢を指します。介護保険の要介護2以上の認定が出た年齢を基準として、平均的に表しています。

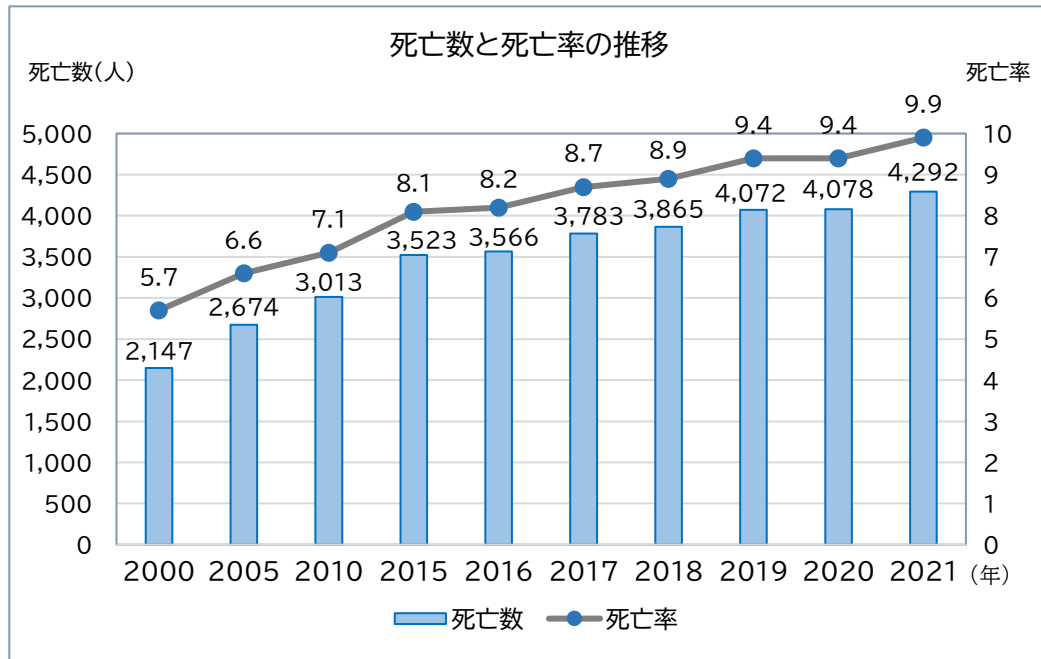


出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

(3) 死亡数・死亡率と主要死因

① 死亡数と死亡率の推移

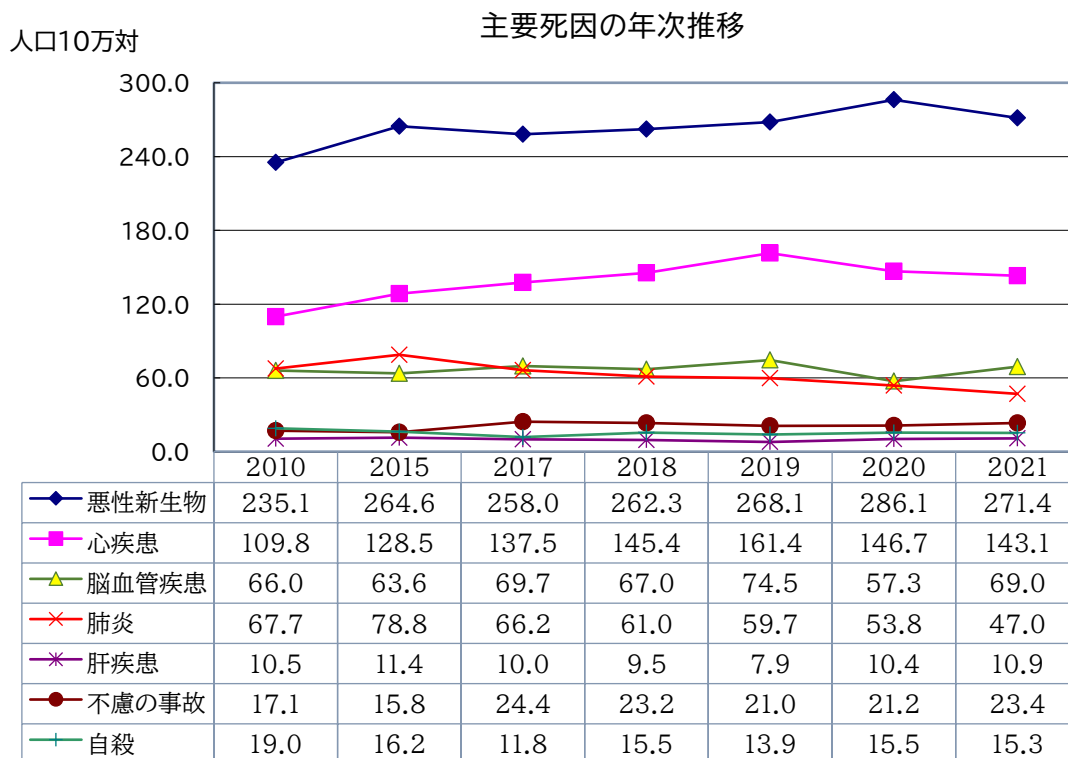
町田市の死亡数、死亡率(人口千人に対する死亡数)ともに、増加傾向です。



出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

② 主要死因の年次推移

町田市の2021年の主要死因別割合をみると、第1位は「悪性新生物(がん)」、第2位は「心疾患」、第3位は「脳血管疾患」となっています。

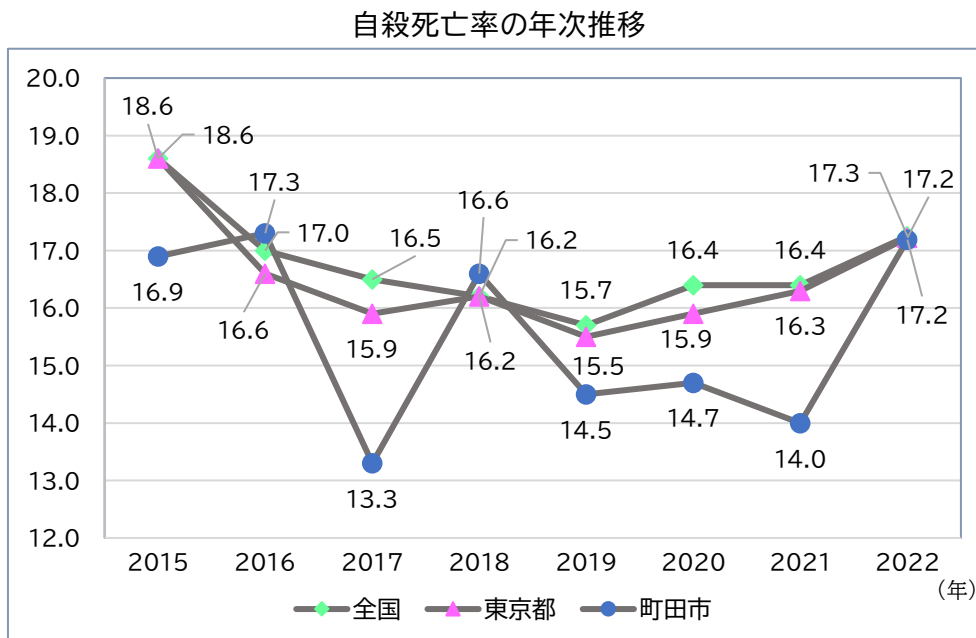


出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

(4) 自殺者数

2006年に自殺対策基本法が公布・施行され、自殺死亡率(※)は減少傾向で推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で全国や東京都では2020年、町田市でも2022年に増加に転じ、2022年の自殺死亡率は17.2と全国や東京都と同水準になっています。

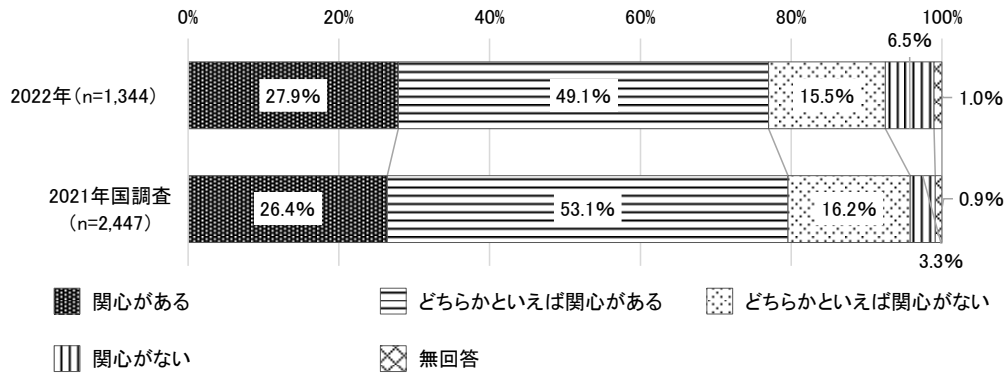
(※)人口10万人あたりの自殺者数



出典：厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」

(5) 食育の関心度

2022年8月に実施した町田市民の保健医療意識調査によると、食育に「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせて77.0%でした。2021年に国が行った調査の結果は79.5%であるため、近い値となっています。また、食育の関心度が低い方は、食事バランスの乱れや肥満度が高い傾向が見られました。



区分		回答者数 (件)	やせ	普通	肥満	無回答
食育への 関心	合計	1,344	10.00%	66.50%	20.60%	2.80%
	関心がある	1,035	9.6%	68.9%	19.3%	2.3%
	関心がない	295	10.5%	59.3%	26.1%	4.0%

出典:町田市保健所「町田市民の保健医療意識調査報告書」

(6)市内の災害拠点病院、災害拠点連携病院、震災時医療拠点

町田市には、災害拠点病院(主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院)が2箇所、災害拠点連携病院(主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院及び市が独自に定める病院)が9箇所、震災時医療拠点(災害拠点連携病院から離れた地域において傷病者が受け入れられよう避難施設である市立小学校に設置)が3箇所あります。

市内の災害拠点病院、災害拠点連携病院、震災時医療拠点の一覧

区分	病院名	所在地	都指定	市指定
災害拠点病院 (2か所)	① 町田市民病院	旭町 2-15-41	○	
	② 南町田病院	鶴間 4-4-1	○	
災害拠点連携 病院 (9か所)	③ ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8		○
	④ 多摩丘陵病院	下小山田町 1401	○	
	⑤ 町田脳神経外科	根岸町 1009-4		○
	⑥ 町田病院	木曽東 4-21-43	○	
	⑦ 鶴川サナトリウム病院	真光寺町 197	○	
	⑧ 鶴川記念病院	三輪町 1059-1		○
	⑨ 町田胃腸病院	旭町 1-17-21	○	
	⑩ あげぼの病院	中町 1-23-3		○
	⑪ 町田慶泉病院	南町田 2-1-47	○	
震災時医療 拠点 (3か所)	⑫ 相原小学校	相原町 1673		○
	⑬ 成瀬台小学校	成瀬台 2-5-2		○
	⑭ 大蔵小学校	大蔵町 286		○

出典:町田市地域防災計画(2020年度修正)



(7)保健所機能の強化と公共施設の再編

新型コロナウイルス感染症の対応に伴い保健所では、人員確保やBCP(事業継続計画)に関する事、また執務室スペースの確保等の様々な課題に直面しました。それらの課題を整理することで、大規模感染症発生時にも迅速に対応できる保健所機能の強化に向けた検討を進めています。

一方、町田市では、現在多くの公共施設が老朽化により更新の時期を迎えつつあります。人口や市税収が減っていく中で、これまでと同じようにすべての公共施設を維持していくことはできません。そこで、町田市では、施設の総量を減らしつつもサービスの質を向上させていくためのより良いかたちの実現を目指しています。

その中で、保健施設については、現在の4つの拠点(保健所中町庁舎、健康福祉会館、忠生保健センター、鶴川保健センター)のうち、老朽化している保健所中町庁舎と健康福祉会館の更新を含む機能強化に向けた保健所機能の最適な配置を検討しています。新型コロナウイルス感染症対応からみえた教訓を生かし、市民の健康を守るための拠点として保健施設を整備していきます。

健康福祉会館



保健所中町庁舎



3 前計画の振り返り・評価

本計画の前計画にあたる、「まちだ健康づくり推進プラン 第5次町田市保健医療計画(2018年度～2023年度)」、「町田市自殺対策計画(2019年度～2023年度)」、「第2次町田市食育推進計画(2019年度～2023年度)」について、振り返り・評価を行いました。2022年8月に実施した「町田市民の保健医療意識調査」の結果や2022年度末の事業の実績値から出された目標達成状況及び評価は、以下のとおりです。

(1) 評価区分と基準

各計画で設定した目標指標について、目標値に対する結果を、A～Dに区分して評価しました。

評価区分	基準
A	達成
B	改善傾向
C	変化なし
D	悪化
—	評価不能(※)

(※)新型コロナウイルス感染症の影響等で事業実施がすべてあるいは一部できなかった、または実施方法を変更した場合。事業自体が計画期間内に廃止になった場合等。

(2)まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)の達成状況

まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)では、3つの基本目標を達成するため、83項目の目標指標を設定し、各施策に取り組みました。

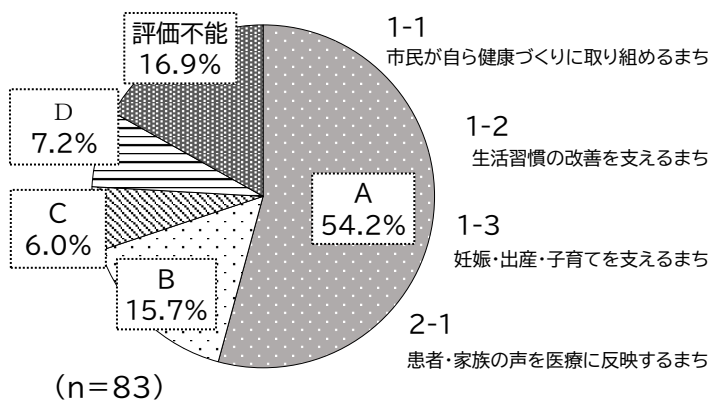
〈達成状況(概要)〉

評価を行った全83項目で見ると、45項目(54.2%)が「A」で、全体の半数以上が目標を「達成した」となっています。

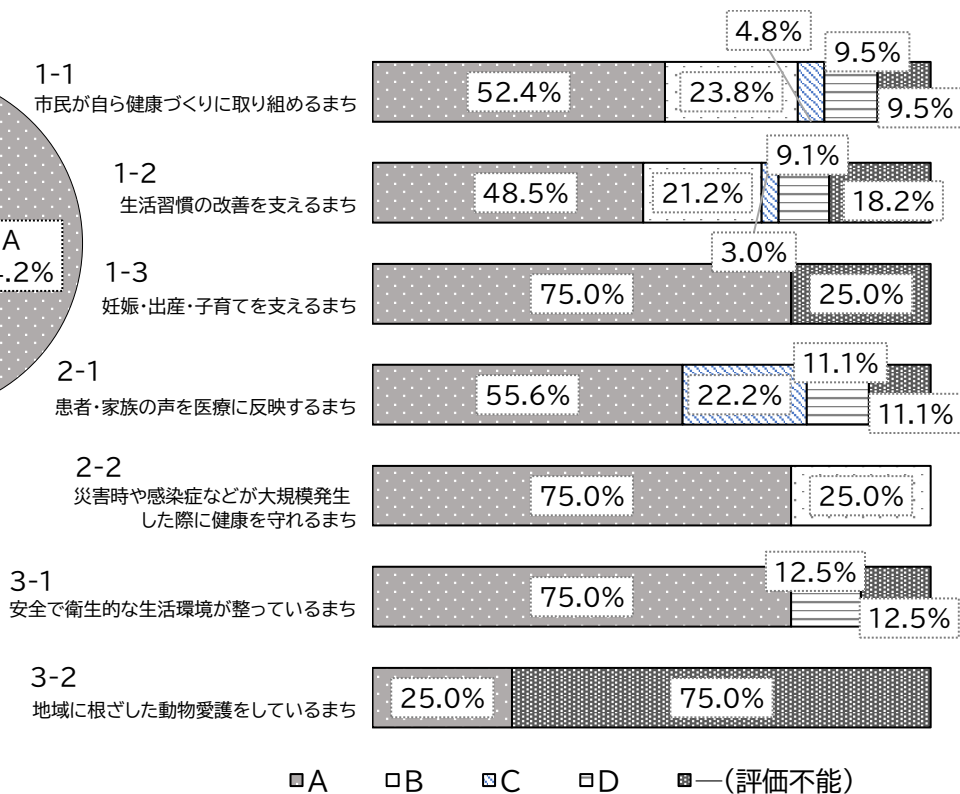
標別に見ると、「妊娠・出産・子育てを支えるまち」、「災害時や感染症などが大規模発生した際に健康を守れるまち」、「安全で衛生的な生活環境が整っているまち」で「A」の指標が多くなっており達成状況は良好となっています。一方、「患者・家族の声を医療に反映するまち」、「安全で衛生的な生活環境が整っているまち」は「D」の指標が比較的多くなっています。

また、主に新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が全くあるいは一部実施できなかったり、実施方法を変更したことにより、“評価不能”となったものが14項目(16.9%)ありました。

【施策の達成状況(全体)】



【施策の達成状況(目標別)】



(参考)「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」体系図

基本目標	目標	施策
基本目標1 健康に生活できるまちをつくる	目標1 市民が自ら健康づくりに取り組めるまち	(1)健康づくり意識の向上 (2)孤立を防ぐ(自殺予防、ひきこもり*支援) (3)感染症予防 (4)女性特有の健康課題
	目標2 生活習慣の改善を支えるまち	(1)身体活動量・運動量の向上 (2)栄養・食生活、食育の実践 (3)休養・睡眠の改善 (4)たばこ、アルコール、薬物による健康被害防止意識の向上 (5)NCD(非感染性疾患)*対策 (6)歯と口の健康づくり
	目標3 妊娠・出産・子育てを支えるまち	(1)妊娠期から子育て期までの継続した相談機会と支援の提供 (2)乳幼児及び保護者の健康の保持及び増進
基本目標2 安心できる地域医療があるまちをつくる	目標1 患者・家族の声が医療に反映するまち	(1)適切な受診に関する普及啓発 (2)在宅医療に関する相談支援体制の構築 (3)安心して医療を受けられる環境整備
	目標2 災害時や感染症などが大規模発生した際に健康を守れるまち	(1)災害や感染症などの大規模災害発生時への備え
基本目標3 健康的な生活環境を備え人と動物が共生しているまちをつくる	目標1 安全で衛生的な生活環境が整っているまち	(1)食の安全の確保 (2)環境衛生の確保
	目標2 地域に根ざした動物愛護をしているまち	(1)人と動物の共生 (2)動物由来感染症の予防

〈結果詳細〉

まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)の「基本目標」ごとに成果等を整理しました。

基本目標1:健康に生活できるまちをつくる

目標1 市民が自ら健康づくりに取り組めるまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)健康づくり意識の向上					
1	自分の健康状態をよいと感じる人の割合	77.8%	85%以上	80.7%	B
2	1年間に1回以上健康診査を受けたことがある人の割合	78.1%	80%以上	78.1%	C
3	健康づくり推進員*の自主活動参加者総数	8,828人	増やす	13,824人	A
4	介護予防事業を実践する自主グループ数	241団体	拡充	363団体	A
5	保健衛生に関する情報発信	発信回数 年3回	発信回数 年3回	発信回数 年3回	A
6	健康づくり推進に関する普及啓発	実施回数 年1回	実施回数 年1回	実施回数 年1回	A
7	産業保健と連携した事業(働き盛りを対象とした事業)	未実施	事業回数 年2回	実施回数 年2回	A
(2)孤立を防ぐ(自殺予防、ひきこもり支援)					
8	自殺死亡率(※)の減少	18.3	14.7以下	15.3	B
9	ひきこりに関する相談案内を認知している人の割合	14.3%	17%以上	18.8%	A
10	身近な相談者がいる人の割合	68.3%	80%以上	71.1%	B
11	こころの相談をする時の相談先を知っている人の割合	17.3%	22%以上	23.3%	A
12	上手にストレスを解消している人の割合	40.5%	45%以上	41.2%	B
13	自殺予防事業の実施	実施回数 年2回	実施回数 年2回	実施回数 年2回	A
14	ひきこりに関する相談件数(関係機関延べ数)	279件 (延)	320件 (延)	611件 (延)	A
(3)感染症予防					
15	予防接種率の向上(MR1期*)	接種率 97.7%	接種率 95%以上	接種率 99.1%	A
16	人口10万対結核罹患率	13.8	10以下	5.5	A
17	市民及び関係機関(保育園等)への感染症普及啓発(健康教育)	開催回数 4回	開催回数 年10回	開催回数 1回	-
18	健康づくり推進員を通じた感染症予防に関する市民への普及啓発の実施	普及啓発回数 年3回	普及啓発回数 年12回	普及啓発回数 0回	-
(4)女性特有の健康課題					
19	健康状態が良いと思う女性の割合	82.0%	88%以上	82.1%	B
20	乳がん検診受診率	46.6%	50%以上	34.6%	D
21	子宮頸がん検診受診率	37.2%	50%以上	28.9%	D

(※)人口10万人あたりの自殺者数。

初期値は2013年～2015年、目標値及び結果は2020年～2022年の平均値。

<総括>

施策1…健康づくり意識の向上

- 2018年度から働く世代向けのがん検診勧奨チラシを作成し、商工会議所を通じて市内事業所に配布しました。2019年度からは町田市介護人材開発センターを通じて市内介護施設へがん検診啓発メールを配信する等の取り組みを行いました。一方で、1年間に1回以上健康診査を受けたことがある人の割合は横ばいとなっています。

施策2…孤立を防ぐ(自殺予防、ひきこもり支援)

- 自殺予防の取り組みとして求職・労働・こころ・法律・女性・生活困窮・高齢者について相談ができる総合相談会を実施したほか、ゲートキーパー講座や自殺対策普及啓発キャンペーンを実施し、町田市民の保健医療意識調査では「身近な相談者がいる人の割合」に改善傾向がみられました。一方で、自殺死亡率は2021年には14.0まで下がったものの、2022年は全国的に上昇して17.3となり、町田市においても17.2となっています。

施策3…感染症予防

- 市民が感染症について正しい知識をもち、適切な予防や感染拡大防止策をとることができるよう、「みんなの健康だより」に記事を掲載し、世界エイズデーにちなんだ普及啓発ポスターを掲示しました。このほか、健康づくり推進員へ研修資料や「まちだ健康応援♡Letter」(※)を送付する際に、感染症予防のパンフレットを同封するなど、市民への感染症普及啓発を図ってきました。人口10万対結核罹患率については目標を達していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどによって、一時的に低下した可能性があります。

(※)新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見合わせた研修の代替として作成したもの。

施策4…女性特有の健康課題

- 乳がん検診率、子宮頸がん検診受診率向上に向けて、個別勧奨はがきの送付に加え、デジタルサイネージやイベントスタジオを活用した普及啓発を行いました。一方で、がん検診受診率は2021年度に上昇しているものの、目標には達しませんでした。

今後に向けた視点

- 定期的な健康診査やがん検診の受診につながるよう、正しい知識についての普及啓発強化が必要
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進と総合的な自殺対策の更なる推進・強化が必要
- 結核罹患率については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどによる影響が顕在化する可能性があるため、今後の動きを注視するとともに、町田市の特徴を踏まえた普及啓発の検討・実施が必要

目標 2 生活習慣の改善を支えるまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)身体活動量・運動量の向上					
22	運動習慣者の割合	47.2%	55%以上	49.0%	B
23	ロコモティブシンドロームの認知度	32.6%	80%以上	—	—
24	町田を元気にするトレーニング (通称:町トレ)*を行う活動団体数	7 団体	拡充	193 団体	A
(2)栄養・食生活、食育の実践					
25	1 日の野菜摂取量*の増加	246g	350g 以上	233g	D
26	ふだんの食事で主食・主菜・副菜を 3 つそろえて食 べる人の増加	46.1%	70%以上	47.5%	B
27	食塩摂取量の減少の普及啓発	特定給食施設* 巡回指導 年 49 回	特定給食施設 巡回指導 年 60 回	特定給食施設 巡回指導 年 8 回	—
(3)休養・睡眠の改善					
28	睡眠による休養が十分に取れていない人の減少	4.1%	3%以下	4.1%	C
29	休養睡眠に関する普及啓発	普及啓発回数 年1回	普及啓発回数 年1回	普及啓発回数 年 1 回	A
(4)たばこ、アルコール、薬物による健康被害防止意識の向上					
30	子どものいる場所でたばこを吸わないようにしてい る人の割合	87.6%	90%以上	98.1%	A
31	未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合	1.3%	1%以下	2.0%	D
32	未就学児を持つ母親が、妊娠中に飲酒していた割合	5%	5%以下	0.8%	A
33	町田市民の喫煙率	15.6%	9.4%以下	13.8%	B
34	たばこ対策普及啓発 (飲食店に対する禁煙・分煙ステッカーの配布)	配布枚数 80 枚/年	配布枚数 200 枚/年	配布枚数 54 枚/年	—
35	禁煙外来の周知 (禁煙外来チラシ配布医療機関を増やす)	未実施	100 施設 /年	256 施設 /年	A
36	教育機関との未成年の喫煙防止対策連携事業	事業実施回数 年3回	事業実施回数 年3回	— (動画公開)	—
37	アルコールに関する普及啓発	未実施	普及啓発回数 年 1 回	普及啓発回数 年 1 回	A
38	青少年を対象とした薬物乱用防止教室の開催	開催回数 年34回	開催回数 年 30 回以上	開催回数 年 52 回	A
(5)NCD(非感染性疾患)対策					
39	大腸がん検診受診率	27.9%	40%以上	16.6%	D
40	COPD(慢性閉塞性肺疾患)*の認知度	38.5%	80%以上	41.7%	B
41	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携した講演会 の実施(メタボ*・糖尿病・循環器等)	開催回数 年1回	開催回数 年1回	—	—
42	生活習慣病対策普及啓発の実施 (メタボ・糖尿病・循環器等)	普及啓発回数 年 3 回	普及啓発回数 年 3 回	普及啓発回数 年 3 回	A
43	COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する健康教育の実 施	未実施	開催回数 年1回	— (動画公開)	—
44	がんに関する普及啓発活動	普及啓発回数 年3回	普及啓発回数 年4回	普及啓発回数 年4回	A

<総括>

施策1…身体活動量・運動量の向上

- 身体活動や運動量を向上する活動として、町田を元気にするトレーニング(通称:町トレ)を行う活動団体を新たに11団体立ち上げるなど、拡充が進みました。また、運動習慣者の割合については49%と、目標値の55%には達していないものの、初期値(47.2%)よりも上昇している状況です。

施策2…栄養・食生活、食育の実践

- スーパー等の事業者などと協力して野菜レシピの作成や配布をするほか、SNS*において普及啓発を実施しました。一方、初期値よりも野菜の摂取量が減少する結果となりました。食塩摂取については、特定給食施設巡回指導の実施により摂取量の減少につなげる活動を進めていましたが、施設の特性や意向に応じて新型コロナウイルス感染症の影響により、電話巡回で代替するなどの対応を行いました。

施策3…休養・睡眠の改善

- 総合健康づくり月間における啓発や、成人健康診査受診者へ医療機関を通して配付している「お役立ちガイド」に掲載するなど、普及啓発回数目標値を達成しましたが、睡眠による休養が十分に取れていない人の割合は、目標に達しませんでした。

施策4…たばこ、アルコール、薬物による健康被害防止意識の向上

- 喫煙をやめたい、減らしたいと思っている人に対し、禁煙外来を実施している市内の医療機関を周知しました。また、たばこ対策普及啓発(飲食店に対する禁煙・分煙ステッカーの配布)や意識向上を図った結果、子どものいる場所でたばこを吸わないようにしている人の割合は目標を達成しました。一方で、未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合は、目標には達しませんでした。
- 妊婦面接時に、飲酒している人がいることを把握した場合、胎児への影響について啓発を行ったことなどにより、未就学児を持つ母親が妊娠中に飲酒していた割合は目標を達成しました。
- 小学校・中学校・高校・その他関係団体における薬物乱用防止教室の開催回数は目標の年30回以上を大きく上回り、年52回開催しました。

施策5…NCD(非感染症疾患)対策

- 生活習慣病対策普及啓発として、糖尿病予防講演会の動画配信のほか、成人健康診査受診者に配付している「お役立ちガイド」へ生活習慣改善ポイントの掲載、市立図書館で特設コーナーの設置、世界糖尿病デーに合わせた市庁舎ライトアップなどの取り組みにより、普及啓発回数目標を達成しました。
- COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関して、町田市ホームページ上での動画の公開や、情報提供サイトの案内、お役立ちガイドでの周知など、年間を通じて啓発活動を行いました。
- がんに関する普及啓発として、乳がん予防月間のイベントや周知活動、「みんなの健康だより」への掲載、市立図書館特集コーナー「女性の健康週間」開設のほか、タクシー車内広告掲載などの取り組みを行いました。

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(6)歯と口の健康づくり					
45	8020運動*の認知度(成人期)	50.3%	60%以上	70.2%	A
46	ゆっくりよく噛んで食べる3歳児の割合	53.7%	60%以上	74.1%	A
47	週1回以上子どもの口と歯を観察している保護者の割合(未就学児)	77.6%	90%以上	82.4%	B
48	う蝕のない3歳児の割合	87.2%	増加(※)	93.8%	A
49	歯肉に炎症所見のある12歳児の割合	19.2%	減少	11.7%	A
50	口腔ケアが誤嚥性肺炎*を予防することを知っている人の増加(成人期)	37.6%	50%以上	51.8%	A
51	口腔と全身疾患の関係を知る人の増加	74.4%	増加	75.7%	A
52	進行した歯周病にかかっている人の割合(CPIコード*3以上の40歳)	55.3%	30%以下	34.6%	B
53	高齢者歯科口腔機能健診を受け、口腔機能の維持を心がける人の増加	2017年度 新規事業	71歳以上の 高齢者 500人	71歳以上の 高齢者 525人	A
54	高齢者歯科口腔機能健診を受診後、嚥下及び咀嚼機能低下リスクが軽減するための指導や治療を受ける人の増加	2017年度 新規事業	必要な指導 や治療につ ながる人 100人	必要な指導 や治療につ ながる人 59人	C

(※)東京都の目標値は85%ですが、町田市ではより高い水準を維持できるよう努めました。

<総括>

施策6…歯と口の健康づくり

- 高齢期の歯科保健のため、80歳になっても歯を20本以上保とうという「8020運動」の認知度について、知っている人の割合が約7割となっており、目標を達成しました。また、嚥下及び咀嚼機能の維持に向け、高齢者歯科口腔機能健診を開始しました。受診後、嚥下及び咀嚼機能低下リスクが判定された人に指導や治療の勧奨を行いました。勧奨対象になる人が目標数に達しませんでした。必要な人は指導や治療につながりました。

今後に向けた視点

- ライフスタイルに応じた望ましい栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙などの生活習慣改善が必要
- 健康維持・健康づくりに関する正しい知識の普及、重要性の周知・意識向上が必要
- 行動や実践につなげるために、年代や性別などの個々の状況に合わせた支援や働きかけが必要

目標3 妊娠・出産・子育てを支えるまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)妊娠期から子育て期までの継続した相談機会と支援の提供					
55	妊娠届出から4か月以内に面接をうけた妊婦の割合	67.4%	60%以上	57.8%	—
56	妊娠中に市の相談窓口を知っている人の割合	97.3%	95%以上	98.9%	A
57	こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率(対出生通知票)	92.5%	90%以上	91.3%	A
(2)乳幼児及び保護者の健康の保持及び増進					
58	乳幼児健診受診率	94.5%	90%以上	95.6%	A

<総括>

施策1…妊娠期から子育て期までの継続した相談機会と支援の提供

- 妊娠や出産、子育ての不安を気軽に相談することができるように、妊婦との面接で相談窓口に関する情報提供を行った結果、相談窓口の認知度は 98.9%となっており、目標を達成しました。また、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施するための出生通知票の提出は、出産後すぐ状況把握ができるよう、妊婦との面接などの機会に案内を行った結果、2022年度は 2,017 件の提出がありました。2021 年度の2,087 件と比較して 70 件減少しましたが、訪問率は 91.3%と目標を達成しました。

施策2…乳幼児及び保護者の健康の保持及び増進

- 乳幼児健診受診率について、それぞれ3～4 か月児健診 98.3%、1歳6 か月児健診 94.5%、3 歳児健診 93.9%となっており、目標を達成しました。なお、未受診者に対しても、電話連絡や訪問等により、養育環境等を把握するようにしました。

今後に向けた視点

- 妊産婦、乳幼児、子育て家庭に対し、市、関係機関(医療含む)、市民等の「社会全体」で連携しながら状況把握や支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を後押しするとともに、育児不安や負担の軽減につなげることが必要
- 乳幼児健康診査等を受けやすい体制を整えることが必要

基本目標2:安心できる地域医療があるまちをつくる

目標1 患者・家族の声が医療に反映するまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)適切な受診に関する普及啓発					
59	一次・二次・三次医療機関の役割分担を知っている人の割合	39.5%	50%以上	27.9%	D
60	東京版救急受診ガイド(インターネット)を知っている人の割合	13.4%	20%以上	11.1%	D
61	成人でかかりつけ医師・かかりつけ歯科医師・薬局等を決めている人の割合	かかりつけ 医師 67.3%、 かかりつけ 歯科医師 72.8%、 かかりつけ 薬局等 45.2%	かかりつけ 医師 75%以上、 かかりつけ 歯科医師 75%以上、 かかりつけ 薬局等 55%以上	かかりつけ医 63.0% (※)	—
62	救急に関する普及啓発事業の実施	普及啓発回数 年1回	普及啓発回数 年1回	普及啓発回数 年1回	A
(2)在宅医療に関する相談支援体制の構築					
63	「在宅医療連携」サイトを作成、運営	未作成	ホームページ 閲覧数 1,200件 /年	ホームページ 閲覧数 2,030件 /年	A
(3)安心して医療を受けられる環境整備					
64	医療安全相談窓口を知っている人の割合	—	30%以上	8.6%	C
65	市民が上手に安心して診療を受けられるための講演会又は研修会	未実施	開催回数 1回	開催回数 1回	A
66	医務・薬務に関する新規開設施設実地調査率	100%	100%	100%	A
67	薬局等監視指導計画に基づく定期立入検査実施率	薬局等監視 指導計画を 策定	100%	100%	A

(※)計画策定時は、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、薬局等に分けて目標を掲げましたが、2022年度に実施した町田市民の保健医療意識調査では「かかりつけ医」として調査したため、このような表記としています。

<総括>

施策1…適切な受診に関する普及啓発

- 市民が必要な情報を必要な時に入手できるよう、適切な受診先の見つけ方や救急医療について案内をしている冊子「みんなの医療」を 3,000 部作成し、市民センター等の市内施設に設置配布をして、普及啓発を図りました。一方で、一次・二次・三次医療機関の役割に関する認知度は、初期値より 11.6%低下するほか、東京版救急受診ガイド(インターネット)の認知度についても、目標には達しませんでした。
- 身近で頼りになり健康に関することを何でも相談できる、かかりつけ医の有用性についても「みんなの医療」に記載していますが、成人でかかりつけ医師・かかりつけ歯科医師・薬局等を決めている人の割合は、目標には達しませんでした。

施策2…在宅医療に関する相談支援体制の構築

- 在宅医療や在宅療養に関する情報の収集・発信・活用のために、新規で「在宅医療連携」サイトを作成、運営することを目標として掲げました。結果として、ホームページ閲覧数が 2,030 件と、目標を達成しました。

施策3…安心して医療を受けられる環境整備

- 医務・薬務施設の適切な管理・運営に向け、医務・薬務に関する新規開設施設実地調査を行うほか、計画に基づき薬局、医薬品販売業(店舗販売業、卸売販売業)、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び毒物劇物販売業の施設に対する定期的な立入検査の実施及び監視指導を実施しました。

今後に向けた視点

- 限りある医療資源を有効活用するとともに、身近な地域で自ら健康問題の解決を図ることができるよう情報発信と環境整備が必要
- 市民が安心して医療を受けられる環境づくりが引き続き必要
- 医療従事者と適切なコミュニケーションをとり良好な関係が構築できるよう情報発信が必要

目標2 災害時や感染症などが大規模発生した際に健康を守れるまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)災害や感染症などの大規模発生時への備え					
68	災害時の医療体制について知っている人(詳しく知っている人又は少しは知っている人)の割合	23.6%	30%	25.7%	B
69	災害時医療救護対策準備会議の開催	開催回数 年1回	開催回数 年1回	開催回数 年2回	A
70	災害時医療救護対策訓練の実施	訓練回数 年2回	訓練回数 年2回	総合訓練 3回 通信訓練 1回	A
71	医療機関が主催する感染症防止対策会議への参加	会議への 参加数 年1回	会議への 参加数 年2回	会議への 参加数 年7回	A

<総括>

施策1…災害や感染症などの大規模発生時への備え

- 健康が脅かされる危機が発生した時にも市民の健康が守れるよう、災害時医療救護対策準備会議を定期的に行い、災害医療関係者間で市の医療救護について検討の上、医薬品配備等の体制整備を進めました。また、市内医療機関、災害医療コーディネーター、三師会、柔整師会等関係機関と共に、市、南多摩医療圏、東京都が実施する災害時医療救護対策訓練を行いました。一方で、災害時の医療体制について知っている人(詳しく知っている人又は少しは知っている人)の割合については、目標には達しませんでした。

今後に向けた視点

- 市民、関係機関、市それぞれが災害時、感染症発生時に適切に行動・連携できるよう、平時から情報発信と、健康危機管理に備えた体制整備の充実が必要

基本目標3:健康的な生活環境を備え人と動物が共生しているまちをつくる

目標1 安全で衛生的な生活環境が整っているまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)食の安全の確保					
72	営業施設を原因とする食中毒の発生件数	1件 /年間	6件以下 /6年間	9件 /5年間	D
73	食品衛生監視指導計画*に基づく定期立ち入り検査実施率	100%	100%	100%	A
74	市民に対する食の安全情報に関する広報紙の発行部数	9,000部	60,000部 /6年間	60,500部 /6年間	A
75	食品衛生講習会開催回数	40回	240回 /6年間	9回 /2年間	-
(2)環境衛生の確保					
76	生活衛生営業施設*における措置基準等不適率 (Cランク施設数)	年間 3施設	年間 3施設 以下	年間 0施設	A
77	プール運営施設の維持管理状況把握率	100%	100%	100%	A
78	特定建築物*の飲料水維持管理状況の把握率	96%	96%以上	97.2%	A
79	公衆浴場等に対する定期水質検査実施率	97%	100%	100%	A

<総括>

施策1…食の安全の確保

- 毎年度策定している町田市食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施し、各年、設定した予定件数に立入検査を実施したほか、毎年度、広報誌を年4回、目標の部数を発行し、市民に対し食の安全に係る普及啓発を行いました。一方で、営業施設を原因とする食中毒の発生件数については、5年間のうち9件となっており、目標には達しませんでした。

施策2…環境衛生の確保

- 衛生水準の維持・向上に向け、プール運営施設の維持管理状況把握を行うほか、特定建築物の飲料水維持管理状況の把握、公衆浴場等に対する定期水質検査を実施しました。取り組みの結果、生活衛生営業施設における措置基準等不適率(Cランク施設数)は0件となっており、目標を達成しました。

今後に向けた視点

- 事業者の衛生管理を促進するとともに、市民に生活衛生に関する正しい情報を提供していくことが必要

目標 2 地域に根ざした動物愛護をしているまち

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
(1)人と動物の共生					
80	動物愛護を関係者が検討する会議の開催	—	開催回数 年1回	開催回数 年1回	A
81	地域猫活動の普及啓発回数	合計3回 ／年	合計27回 ／6年	合計16回 ／6年	—
(2)動物由来感染症の予防					
82	登録犬の狂犬病予防注射接種率	80.1%	80%以上	76.9%	—
83	狂犬病予防注射の未実施犬把握指導実施率	100%	100%	未実施	—

<総括>

施策1…人と動物の共生

- 人と動物の共生を推進する取り組みの一環として、広報紙での啓発、セミナーの開催、イベントでのパンフレット配布などを通じて地域猫活動についての周知を行いました。また、飼い主のいない猫の被害に悩む方に共生モデル地区制度*を紹介し、地域猫活動の普及につなげました。さらに、「町田市動物愛護推進連絡協議会」を2018年度に設置し、毎年開催する会議の中で、関係者間で動物愛護に関する認識を共有しました。

施策2…動物由来感染症の予防

- 登録犬の狂犬病予防注射接種率は、2019年度まで80%前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度に低下し、以降目標には達しませんでした。また、毎年、未接種者宛に接種を呼びかける通知を発送する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う接種期間の延長があったため、2020年度から2022年度までの間は通知の発送を取りやめ、ホームページなどによる啓発を行いました。

今後に向けた視点

- 動物を飼う人も動物が苦手な人も心地よく生活ができるよう、広く市民が動物の愛護と適正な飼育に関する理解を深めることが必要

(3)町田市自殺対策計画(2019年度～2023年度)の達成状況

町田市自殺対策計画では、計画全体の成果指標と、3つの基本目標ごとの成果指標を達成するため、22項目の目標指標を設定し、各施策に取り組みました。

〈達成状況(概要)〉

計画全体の成果指標

指標	2015年 基準値	2023年 目標値	2022年 実績値	評価
自殺死亡率(人口10万人対)の減少	17.4	13.6	15.3	B

※ 町田市民の自殺死亡率については、国や東京都と比べて人口が少ないため、単年度の自殺者数だけ見ていくと、自殺死亡率の変動が大きくなります。

この場合、変動を滑らかにし、経年傾向を俯瞰する手法として、移動平均を用います。移動平均は国や東京都、他集団と比較する場合や、市の経年傾向をみる場合に有効です。

町田市自殺対策計画では、3年間の移動平均を使っています。

町田市自殺対策計画では、「かけがえのない“いのち”を大切にすまち」を基本理念とし、市民の誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「生きることの促進要因を増やす」「生きることの阻害要因を減らす」「関係機関が連携して自殺対策を推進する」の3つの基本目標を定め、「自殺対策に関する啓発と周知の強化」や「適切な受診のための支援」などの重点施策を中心に取り組みを行ってきました。

2021年単年では、町田における自殺者数は60人、自殺死亡率は14.0に減少するなど、2015年と比較して、自殺者数及び自殺死亡率は着実に減少傾向にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により、2022年に自殺者数が増加しました。

こうした状況を踏まえて、SNS 自殺防止相談事業の拡充など取り組みを強化してきましたが、計画に掲げた成果目標の達成には至りませんでした。

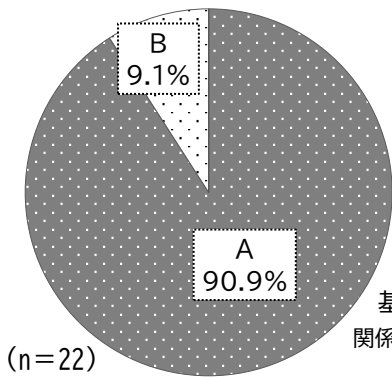
目標ごとの成果指標については、目標を達成しない状況ですが、主な取り組みについては、全22項目の内、20項目が「A」となり、多くの項目において目標を達成しています。

基本施策別で見ると、「市民への啓発と周知」と「地域におけるネットワークの強化」についてはすべて目標を達成しており、進捗状況は良好となっています。一方、「生きることの促進要因への支援」と「自殺防止に向けた取組」では、一部に進捗の遅れが見られます。

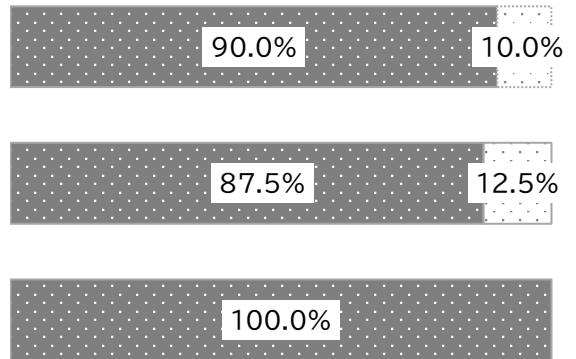
なお、まちだ健康づくり推進プランと町田市自殺対策計画において同じ指標を用いているものの、初期値や目標値が異なることについては、計画の策定期間が異なることから、計画策定時に改めて数値目標を設定したためです。

【施策の達成状況(全体)】

【施策の達成状況(目標別)】



- 基本目標1
生きることの促進要因を増やす
- 基本目標2
生きることの阻害要因を減らす
- 基本目標3
関係機関が連携して自殺対策を推進する



■ A □ B □ C ▨ D ■ — (評価不能)

(参考)「町田市自殺対策計画」体系図

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
基本目標1 生きることの促進要因を増やす	(1)市民への啓発と周知	① 自殺対策に関する啓発と周知の強化 ② 自殺対策予防週間と自殺対策強化月間におけるキャンペーンの実施 ③ 市民を対象としたゲートキーパーの養成
	(2)生きることの促進要因への支援	① 適切な受診のための支援 ② 課題を抱える女性への支援 ③ 相談窓口・支援体制の充実 ④ 自殺未遂者への精神的ケアの充実 ⑤ 自死遺族*の集いへの支援
基本目標2 生きることの阻害要因を減らす	(3)自殺防止に向けた取組	① 若年層対策の推進 ② 小中学校に関する相談体制の充実 ③ 仕事に関する相談体制の充実 ④ 自殺対策を支える人材の育成 ⑤ 自殺防止につながる環境整備
基本目標3 関係機関が連携して自殺対策を推進する	(4)地域におけるネットワークの強化	① 地域における自殺対策の取り組みの推進 ② 国・東京都との連携 ③ 自殺対策推進協議会を通じた連携の強化 ④ 自殺対策推進庁内連絡会を通じた連携の強化

〈結果詳細〉

町田市自殺対策計画の「基本目標」ごとに成果等を整理しました。

基本目標1:生きることの促進要因を増やす

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
成果指標 1 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思ふ人の割合		35.1%	42.1%	24.6%	D
基本施策(1)市民への啓発と周知					
1	ゲートキーパー協働協定団体による広報啓発	—	50 団体	181 団体・事業者	A
2	啓発標語等事業	—	実施回数 年 1 回	実施回数 年 1 回	A
3	自殺対策予防週間(9 月 10 日～16 日)と自殺対策強化月間(3 月)における鉄道団体等と協働した広報事業	実施駅 2 駅	実施駅 10 駅	実施駅 10 駅	A
4	ゲートキーパー養成講座(市民向け)	—	実施回数 年 1 回	実施回数 年 1 回	A
基本施策(2)生きることの促進要因への支援					
5	普及啓発事業	—	実施回数 年 1 回	実施回数 年 1 回	A
6	女性悩みごと相談	73.7%	73.7%以上	78.9%	A
7	総合相談会(女性と介護)	—	実施回数 年 1 回	実施回数 年 1 回	A
8	生活困窮者自立支援事業	33.8%	35%以上	33.8%	C
9	病院運営事業	—	実施回数 年 1 回	実施回数 年 1 回	A
10	自殺対策推進事業	—	通年	通年	A

〈総括〉

成果指標の「自殺対策は自分自身に関わる問題だと思ふ人の割合」については、目標には達していない状況であり、自殺対策に関する理解を深め、市民一人ひとりの気付きと見守りを促すことが課題です。

基本施策(1)…市民への啓発と周知

●ゲートキーパー協働協定団体による自殺対策に関する広報啓発については、関連団体や協定締結事業者に限らず、町田市内のコンビニエンスストアやスーパーなどにも協力を依頼したことで、目標を大きく上回る多くの団体・民間事業者に協力してもらうことができました。また、啓発標語等事業や自殺対策予防週間・自殺対策強化月間における鉄道団体等と協働した広報事業なども実施することで、自殺は誰にでも起こり得る危機であり、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、理解の促進を図りました。

基本施策(2)…生きることの促進要因への支援

●適切な受診につながるように普及啓発を行いました。また、悩みを抱えた女性を適切な支援につなげるために総合相談会を実施しました。一方で、生活困窮者自立支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で新規相談件数が大幅に増えたため、支援プラン作成(P.87 参照)にまで至らないケースが増え、目標には達しませんでした。

基本目標2:生きることの阻害要因を減らす

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
成果指標 1 身近に相談者がいる人の割合		68.3%	81.9%	71.1%	B
基本施策(3)自殺防止に向けた取組					
11	自殺に関連するGoogle検索対応事業	—	通年	通年	A
12	ひきこもりに関する相談	279件	320件	611件	A
13	若者の悩み相談広報啓発	—	掲載回数 年1回	掲載回数 年1回	A
14	ゲートキーパー養成講座(教職員向け)	実施回数 年2回	実施回数 年3回	実施回数 年3回	A
15	SOSの出し方に関する教育の推進事業	—	実施時間数 各校1時間以上 62校(全校)	実施時間数 各校1時間以上 62校(全校)	A
16	総合相談会(仕事と心)	—	実施回数 年1回	実施回数 年1回	A
17	ゲートキーパー養成講座(専門職向け)	—	実施回数 年1回	実施回数 年1回	A
18	公共交通施設の安全確保	ホームドア 設置駅数 1駅	ホームドア 設置駅数 5駅	ホームドア 設置駅数 4駅	B

<総括>

成果指標の「身近に相談者がいる人の割合」については、71.1%と目標には達しませんでした。改善しました。

基本施策(3)…自殺防止に向けた取組

- 町田市内で自殺に関連するGoogle検索がされた場合に、相談サイトを表示するだけでなく、メールで相談を送ることができるようにし、送られてきたメール相談に対しては返信を行い、その後は、相談者のニーズに応じてラインやチャット、メールなどで相談に応じる事業を行いました。また、保健所情報紙「みんなの健康だより」に、若者の悩み相談について掲載をすることや、教職員向けや専門職向けのゲートキーパー養成講座の実施などに取り組みました。一方で、鉄道駅ホームへのホームドアの設置については、目標には達しませんでした。

基本目標3:関係機関が連携して自殺対策を推進する

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
成果指標3 自分が住んでいる地域の人々が日頃から互いに気遣ったり声をかけあっていると思う割合		56.0%	67.2%	45.0%	D
基本施策(4)地域におけるネットワークの強化					
19	ゲートキーパー養成講座(地域ネットワーク向け)	—	実施回数 年1回	実施回数 年1回	A
20	国・東京都との連携	—	通年	通年	A
21	自殺対策推進協議会の開催	—	実施回数 年2回	実施回数 年2回	A
22	自殺対策推進庁内連絡会の開催	—	実施回数 年2回	実施回数 年2回	A

<総括>

成果指標の「自分が住んでいる地域の人々が日頃から互いに気遣ったり声をかけあっていると思う割合」は目標に達しませんでした。特に若年層において、その割合が低くなっており、悩みを抱えた若者の孤独化・孤立化を防ぎ、支援につなげていくことが課題です。

基本施策(4)…地域におけるネットワークの強化

- 行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進するため、地域で活動する団体等を対象としたゲートキーパー養成講座の実施や、自殺対策推進協議会・自殺対策推進庁内連絡会を開催しました。

今後に向けた視点

- 自殺対策に関する理解を深め、市民一人ひとりの気付きと見守りを促すことが必要
- 悩みを抱えた若者の孤独化・孤立化を防ぎ、支援につなげていくことが必要
- 町田の自殺の現状やこれまでの取り組みを踏まえ事業の改善を図るなど、PDCAサイクルを通じ、施策の検討・実施が必要

(4)第2次町田市食育推進計画(2019年度～2023年度)の達成状況

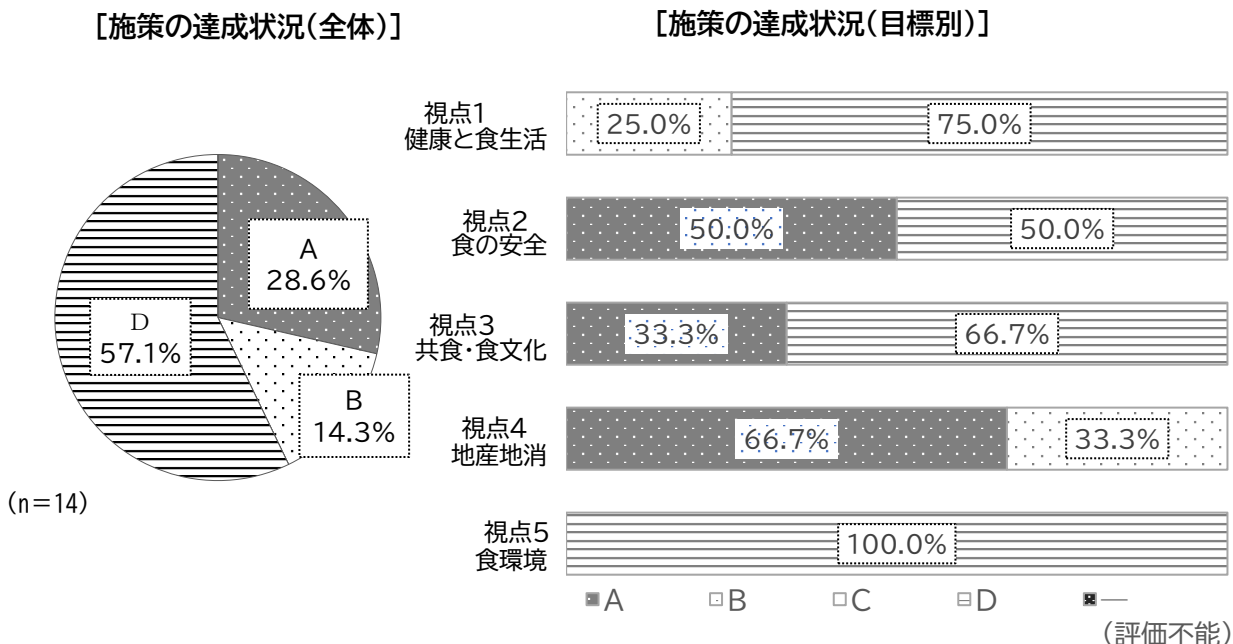
第2次町田市食育推進計画では、3つの基本目標を達成するため、14項目の目標指標を設定し、各施策に取り組みました。

〈達成状況(概要)〉

第2次町田市食育推進計画は、基本目標1「安全で望ましい食生活をおくる」、基本目標2「食を通じて家族や地域とつながる」、基本目標3「地域の恵みに感謝して食をたのしみ」を目標とし、食育のめざす姿「食のわで育むまちだの未来～感謝を持って食をたのしみ、食を通じて人や地域とのつながりが持てるまち～」を実現するために、市民の食育を推進してきました。

評価を行った全14項目で見ると、28.6%が「A」で「達成した」となっています。一方、57.1%が「D」で、食生活や食環境に関連する指標が悪化している傾向です。

なお、まちだ健康づくり推進プランと町田市食育推進計画において同じ指標を用いているものの、初期値や目標値が異なるのは計画の策定時期が異なるためです。



(参考)「第2次町田市食育推進計画」体系図

基本目標	計画推進の視点	推進の方向性
基本目標1 安全で望ましい食生活をおくる	視点1 健康と食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスに配慮した望ましい食生活の推進 ・口腔の健康の推進
	視点2 食の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒等の予防 ・食品表示や食の安全に関する知識と理解
基本目標2 食を通じて家族や地域とつながる	視点3 共食・食文化	<ul style="list-style-type: none"> ・共食の推進や食事マナーの習得 ・食文化の伝承
	視点4 地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・町田産農産物の利用促進 ・農業交流・体験の実施
基本目標3 地域の恵みに感謝して食をたのしむ	視点5 食環境	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する環境の整備 ・食育推進ネットワークの強化

〈結果詳細〉

第2次町田市食育推進計画の「5つの視点」ごとに成果等を整理しました。

No.	指標	初期値	目標値	結果	評価
視点1 健康と食生活					
1	ふだんの食事で主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる人の割合	55.6%	65.0%	47.5%	D
2	1日の野菜摂取量(平均値)	265g	350g	233g	D
3	朝食を欠食する人の割合(20代)	17.9%	15.0%	18.8%	D
4	ゆっくりよく噛んで食べている人の割合	46.0%	50.0%	48.0%	B
視点2 食の安全					
5	食中毒予防の3原則「つけない、増やさない、やっつける」を知っていて実践している割合	38.9%	45.0%	31.5%	D
6	市民に対する食の安全情報に関する広報紙の発行部数(延べ)	9,000部	60,000部	65,500部	A
視点3 共食・食文化					
7	朝食又は夕食を誰かと一緒に食べる「共食」の割合(成人)	88.4%	増加	80.7%	D
8	朝食又は夕食を誰かと一緒に食べる「共食」の割合(子ども)	98.7%	増加	98.6%	D
9	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合	-	50.0%	64.4%	A
視点4 地産地消					
10	「まちだすいとん」の延べ提供数	2,192食	20,000食	28,936食	A
11	まち☆バジ給食の実施回数	年1回	年2回	年2回	A
12	小学校給食における地場野菜使用量(上位10品目)	7% 重量ベース	15% 重量ベース	14.1% 重量ベース	B
視点5 食環境					
13	スーパー等の事業者と連携した食に関する啓発活動数(年間)	10件	15件	7件	D
14	特定給食施設等巡回指導数(年間)	41件	60件	8件	D

<総括>

視点1…健康と食生活

- 食に関わる関係機関・団体、行政が連携して、生活習慣病予防の取り組みを行ってきましたが、市民の生活スタイルの多様化などにより、目標には達しませんでした。

視点2…食の安全

- 市民に対する食の安全情報に関する広報紙の発行は、目標を達成しました。

視点3…共食・食文化

- 家庭だけでなく、地域や所属するコミュニティにおいても「共食」を推進する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域や所属するコミュニティでの推進が難しい状況でした。また、市民の生活スタイルの多様化などによっても、「共食」をする人が減っています。

視点4…地産地消

- 町田産農産物を使用した「まちだすいとん」や「まち☆ベジ給食」は、市内小学校などの協力を得て、推進し、目標を達成しました。

視点5…食環境

- 関係機関・団体、行政等がこれまで築いてきた食育推進ネットワークを生かして、連携・協力して食育を推進することができました。食品ロス削減や減塩等に取り組むスーパー等と連携した啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が難しい状況でした。

今後に向けた視点

- 個人の行動の改善を促し、望ましい栄養・食生活を推進することが必要
- 若い世代から、生活習慣病の発症予防に関して取り組むことが必要
- 市民の生活スタイルの多様化などにより、コミュニティが重要となってくる中で、食を通じて地域とつながるための支援をしていくことが必要
- 町田市食育ボランティアを活用して、市民と地域のつながりを支援する
- 家庭や学校、職場などにおいて、望ましい栄養・食生活を実践しやすい環境を整える
- 食に関する環境を整え、食育に無関心な方へアプローチすることが必要

4 課題の整理

前計画の振り返り、意識調査の結果や社会状況などから見えた課題をまとめました。

社会状況・動向

【妊娠・出産・子育て】●児童福祉法等が改正され、全ての妊産婦、子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的支援を行う「こども家庭センター」の設置が求められています。

【からだの健康】●生活習慣が影響する疾患である「悪性新生物」、「心疾患」、「脳血管疾患」の合計が日本の死亡原因の半数を占めています。

【食生活】●国の食育白書において、子どもや若い世代の朝食の欠食や食事バランスの乱れ等が問題として捉えられています。

【新興感染症・大規模災害】●近年、自然災害の頻発・激甚化傾向が見られ、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

【地域医療】●救急車の出動件数は、2020年に新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響で約72.5万件と、対前年度比では12.7%減少しましたが、その後増加傾向となり、2021年は約74.9万件、2022年には約87.8万件(速報値)と過去最多となりました。

町田市の現状

【妊娠・出産・子育て】●子ども・子育てに関する不安や悩みは複雑化・多様化しており、妊娠・出産数が減少するなか、継続した支援が必要な家庭の数は増加傾向です。

【妊娠・出産・子育て】●町田市の希望出生率は2019年で1.91であるのに対して、合計特殊出生率は2021年で1.13であり、出生数も年々減少しています。

【からだの健康】●1年に1回以上健康診断を受けたことのある市民は80%未満です。

【食生活】●食育の関心度の高さは77.0%と、2021年に実施された国の調査79.5%とほぼ同率です。また、食育の関心度が低い方は、食事バランスの乱れや肥満度が高い傾向が見られます。

【こころの健康】●町田市の自殺死亡率は2021年には14.0となり、減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、2022年は全国的に自殺死亡率が上がり、町田市でも17.2となっています。

【地域医療】●医療安全相談窓口には、医療を受ける人と提供する人双方のコミュニケーションに起因する相談や苦情が多く寄せられています。

【地域医療】●町田市内に安心して利用できる医療機関がないと考える人のうち41.9%が、急病のときにかかる医療機関がわからないと思っています。

【新興感染症・大規模災害】●新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、業務のひっ迫や執務スペースの分散化や狭あい化など様々な課題に直面しました。

【新興感染症・大規模災害】●災害時の医療救護体制について知っている人の割合は低い状況です。また、災害時の市の医療救護体制について、従事する人や救護所への移動手段の確保等の課題があります。

【生活環境】●生活衛生に関連する事業者などへの許認可や監視指導を行うとともに、市民への生活衛生に関する普及啓発を行っています。

【生活環境】●動物を飼うことで精神的な癒しを感じる方が多くいる一方で、ペットや飼い主のいない猫による環境被害への対応が求められています。

町田市の課題

人が健康であり続けるための課題

妊娠・出産・子育て

- 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が求められており、産前産後の相談支援体制の充実が必要です。

からだの健康

- 健康づくりや生活習慣の改善に関する情報を効果的に発信していくことが求められています。

食生活

- 食生活習慣の改善や、増加している孤食・欠食を減らしていくために、関係機関・部署とともに普及啓発に取り組む必要があります。

こころの健康

- 総合的な自殺対策の更なる推進・強化が必要です。
- 支援体制の充実やこころの健康づくりの推進が必要です。

健康であるための環境整備に関する課題

地域医療

- 適切な医療受診が推進されるよう、引き続き積極的な広報・啓発活動に努める必要があります。
- 医療利用者・提供者の双方に適切なコミュニケーションの回り方に関する普及啓発が必要です。

新興感染症・大規模災害

- 大規模感染症発生時を想定した執務室スペースを平時から確保する必要があります。
- 災害時の医療救護体制について普及啓発をする必要があります。また、予期できぬ課題に柔軟に対応できるよう、引き続き体制整備が必要です。

生活環境

- 事業者の衛生管理を促進するとともに、市民に生活衛生に関する正しい情報を分かりやすく提供する必要があります。
- 動物の適正な飼養や管理を推進する必要があります。

第3章 計画の 基本的な 考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 理念

町田市は、健康づくりの推進、疾病対策や医療相談体制の充実などの取り組みを進めています。

また、災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指すため、すべての市民が、住み慣れたまちで、健康で安心して希望を持って生活できるよう、理念として“みんなで作る「健康のまち」まちだ”を掲げます。

本計画は、市民及び関係機関・団体等と行政の連携により、健康づくりに関する意識の向上を図るとともに具体的な取り組みを推進し、すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できる地域の実現を目的とします。



みんなで作る「健康のまち」まちだ

2 基本目標

社会的背景、国・東京都の動向や前計画の評価から捉えた課題を踏まえ、“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”の実現に向け、「誰もが」すこやかで、「どんなときも」安全・安心であることを目指し、市民自らが健康づくりに励み、生活習慣を改善するための支援とその環境整備の支援という視点から、2つの基本目標を定めました。

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

「健康のまち」であるために、妊娠された方、子育てをされている方や子どもへの切れ目のない支援を行うとともに、すべての世代がすこやかに暮らせるよう、健康づくり意識の向上、望ましい栄養・食生活及びこころの健康づくり等に自ら取り組んでいただけるよう支援していくことが重要です。「からだ」と「こころ」の健康は良い影響も悪い影響も相互に関係し合っています。さらに、食生活習慣は、2022年8月に実施した「町田市民の保健医療意識調査」の結果からも、心身の健康状態に大きな関わりがあることが分かっています。

このことから、妊娠・出産・子育て、からだの健康、食育、こころの健康の目指す姿を、それぞれ基本目標1に紐づく4つの目標として掲げました。

基本目標2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

「健康のまち」であるためには、平時から衛生的な環境や医療体制を整えるとともに、非常時に市民の健康を守るための体制整備の構築が不可欠です。市民の健康を守るとともに、医療の質を保ち、みんなの医療を守るには、市民に上手な医療のかかり方を身に付けていただくことが重要です。また、災害や新興感染症発生時において医療体制を維持するためには、行政が行う対策、市民や関係機関が行うことのできる備えについて、市民、関係団体、行政が相互に協力して取り組むことが必要です。あわせて、衛生的な生活環境の充実に努めるとともに、動物との共生のための環境づくりを推進するため、目指す姿を基本目標2に紐づく3つの目標として掲げました。

分野横断的な取り組み

「2 計画の統合」(P.9 参照)でも記載したとおり、これまで以上に包括的なサービスを市民に届ける取り組みを行います。

例)食育では、健康と食生活の視点から、各分野と連携し取り組みを進めます。

●父親への離乳食講習会(P.77 参照)

男女平等推進センターと連携し、父親に乳幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、育児参加を促すための支援をします。

●町田市食育ボランティアに向けたこころのサポーター養成研修の実施(P.78 参照)

町田市食育ボランティアがこころのサポートについて学び、こころの健康の視点を取り入れた食育活動を行うことで、こころの不調の早期発見やサポートに寄与します。

3 施策体系・重点目標

理念

“みんなで作る「健康のまち」まちだ”

基本目標	目標	施策
基本目標1 誰もが すこやかな暮らしができる まちをつくる	目標1 妊娠・出産・子育てを 支えるまち(★)	(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援 (2)乳幼児の健康の保持及び増進
	目標2 からだの健康 を支えるまち	(1)健康づくり意識の向上 (2)歯と口の健康づくり (3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上 (4)がん、糖尿病などの非感染性疾患対策 (5)感染症対策
	目標3 食で健康 を支えるまち(★)	(1)望ましい栄養・食生活の推進 (2)食を通じて地域とつながるための支援 (3)食に関する環境の整備
	目標4 かけがえのない いのちを 大切にすまち(★)	(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化 (2)こころの健康づくりの推進
基本目標2 どんなときも 安全・安心な生活ができる まちをつくる	目標1 安心できる地域医療が あるまち	(1)適切な医療を受けられる環境整備 (2)適切な受診に関する普及啓発
	目標2 新興感染症や大規模災害 に対応できるまち(★)	(1)新興感染症対策 (2)大規模災害時における医療提供体制の充実
	目標3 安全で衛生的な生活環境 が整っているまち	(1)食品衛生の確保 (2)環境衛生の確保 (3)動物との共生の推進

(★)がついた目標は、重点目標です。

4 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)の実現

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために2030年までに世界中で取り組む国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標から構成され、目指す未来の姿から逆算して、未来を起点に現在の施策を考える発想を活用し、「誰一人取り残さない」ために先進国を含めたすべての国で取り組みが進められています。

市がこれまでに進めてきた取り組みは、多くの点でSDGsの理念や目標と合致することから、引き続き本計画における取り組みの推進を通してSDGsの目標の実現に貢献していきます。

本計画で目指す目標

	<p>【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
 <p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>【教育】 すべての人々への包括かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>
 <p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	 <p>【インフラ・産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>【不平等】 各国内および各国間の不平等を是正する。</p>	 <p>【持続可能な都市】 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	 <p>【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	 <p>【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	 <p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	 <p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	

5 ICT の利活用、デジタル化

国の「健康日本 21(第三次)」のビジョンとして、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」が掲げられ、あわせてICTの利活用等を進めるよう構想が示されました。

町田市においても以下の取り組みを始めとしたICTの利活用やデジタル化を推進するとともに、今後も国や都の動向を注視しながら、幅広い世代へのそれぞれの特性を踏まえた健康づくりのために、活用の手法を検討・拡充していきます。

〈取り組みの例〉

● 手続き等のオンライン化

・医療 DX の推進 (P.64 参照)

…乳幼児健診(集団)を対象に、マイナンバーカードを利用した問診票の電子化等を推進します。

・がん検診や成人健康診査に関する申請手続きのオンライン化 (P.73 参照)

…「町田市乳がん・子宮頸がん特例措置申請」及び「成人健康診査・がん検診等の自己負担金免除申請」について、申請手続きのオンライン化を進めます。

・動物の飼育や管理に関する申請手続きのオンライン化 (P.106 参照)

…動物の飼育や管理に関する申請手続き(犬登録など)のオンライン化を進めます。

● 情報発信など

・民間企業や給食施設と連携した、食に関する啓発活動 (P.80 参照)

…市民が普段利用するスーパーなどにおいて啓発リーフレットを配布します。交通機関や商業施設におけるデジタルサイネージを使った情報発信を行います。
講習会の実施やデジタルツール(YouTube、SNS等)を通じて情報を提供します。

・SNS 自殺防止相談事業 (P.86 参照)

…近年、若者の多くが SNS を日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的とした SNS を活用した相談事業を実施します。

第4章

目標・施策

目標・施策ページの見方

基本目標(記載例)

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

■基本目標

「理念」である『みんなでつくる「健康のまち」まちだ』を実現するため、基本的な方向性を示したものです。

目標1-1 妊娠・出産・子育てを支えるまち

安心して出産し、楽しく子育てができるように、妊娠や出産、子育てに関して気軽に相談ができる環境や、乳幼児の健康状態、発育、発達面を月齢に応じて把握でき、必要な支援や情報を早期に得られる環境を整えます。

■目標

基本目標を達成するための目指す姿を「目標」として示したものです。

指標

指標名	現状値	中間目標値	目標値
出産した人のうち、妊娠中に面接を受けていた割合	84.1%	85%	85%
産後ケア利用申請数	707件	890件	1,090件
未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合	2%	1%	1%
未就学児を持つ母親が、妊娠中に飲酒していた割合	0.8%	0.8%	0.8%
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	83.8%	85%	85%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	80.5%	82%	82%
この地域で子育てしたいと思う親の割合	96%	96%	96%
こんには赤ちゃん訪問 訪問率 (対出生通知票)	91.3%	91.3%	91.3%

■基本目標における指標

目標達成を実現するため、具体的な目標値を示しています。

現状と課題

- ・町田市の希望出生率(※1)は2019年度実施の町田市市民意識調査によると1.91であったのに対して、合計特殊出生率(※2)は2021年で1.13となっています。希望出生率の実現に向けて、妊婦から子育てに至る各段階での、不安や悩み等を解消し、妊娠や子育てを通じて、子どもと共に成長し、幸せを感じることができるよう産前産後の支援の充実が必要です。
- ・2024年度からすべての子育て世帯に対する包括的かつ重層的な支援を展開するため、「児童福祉部門」と「母子保健部門」を一体的に運営する「こども家庭センター」(P.65 コラム参照)を設置します。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な支援を提供することができるよう、多職種による

■現状と課題

本市を取り巻く社会情勢や、国・都・本市の法改正等のほか、現状の進捗状況を記載しています。また、現状から読み取れる課題についてもあわせて記載しています。

施策(記載例)

施策(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援

施策の方向性

- 市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように、産前の相談機会の提供や支援、面接産後ケア事業の拡充を行うなどして、切れ目のない支援を充実させ、育児不安の軽減を図ります … 1～8、11、17、18
- 出産、育児に関する個々の状況に応じて、子育て家庭への支援を行います。健康状態や育児環境等を整えられるよう関係機関と連携した支援体制を推進します … 3～5、12～18
- 妊娠・出産・子育てのそれぞれの時期に応じて、子育てサービスの各種情報が届くよう通知方法の拡充を行います … 9、10、17

■施策

目標達成のため実施していく取り組みを示したものです。

■施策の方向性

計画期間内において、主な取り組みの方向性について記載したものです。文章の末尾には、対応する主な取り組みの番号を記載しています。

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	保健予防課	町田市医師会
2	妊婦歯科口腔健康診査	妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠時に、むし歯(う蝕)、歯周疾患等の健診を実施します。	保健予防課	町田市歯科医師会
3	出産・子育てしっかりサポート事業	すべての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を必要とする人に対して、支援プランの作成・効果検証を行い、就学前までの支援を行います。	保健予防課	-

■主な取り組み

計画期間内において、具体的に実施する取り組みやその事業を記載したものです。

コラム No.1

「町田市成育医療等に関する計画」 ～少子化の進行・人口減少対策に向けて～

2023年3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、市区町村に対し2014年6月17日付の母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、2024年度を初年度とする「成育医療に関する計画」を策定することが、成育医療に関する施策の例として示されました。

「成育医療に関する計画」は、少子化の進行及び人口減少等、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦(以下「成育過程にある者等」という。)を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育過程にある者等に対し、医療、保健、教育(健康・食育)、福祉等のより幅広い関係分野での施策について相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取り組みを推進することを目的として定められているものです。

町田市においては、「まちだ健康づくり推進プラン24-31」の策定にあたり、母子保健をはじめと

■コラム

実施している事業、用語の解説等を記載しています。

本計画に掲載の「指標」について

現状値 …… 2022年度の数値等を基本としますが、実施時期や集計回数が定まっているもの等については直近に近いものを使用します。

中間目標値 …… 2027年度の数値等を基本としますが、実施時期や集計回数が定まっているもの等については直近に近いものを使用します。

目標値 …… 計画の最終年度である2031年度の目標値を基本としますが、実施時期や集計回数が定まっているもの等については、原則として最終年度に近いものを使用します。

基本目標1

誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

目標1-1 妊娠・出産・子育てを支えるまち

安心して出産し、楽しく子育てができるように、妊娠や出産、子育てに関して気軽に相談ができる環境や、乳幼児の健康状態、発育、発達面を月齢に応じて把握でき、必要な支援や情報を早期に得られる環境を整えます。

指標

指標名	現状値	中間目標値	目標値
出産した人のうち、妊娠中に面接を受けていた割合	84.1%	85%	85%
産後ケア利用申請数	707件	899件	1,090件
未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合	2%	1%	1%
未就学児を持つ母親が、妊娠中に飲酒していた割合	0.8%	0.8%	0.8%
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合	83.8%	85%	85%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	80.5%	82%	82%
この地域で子育てしたいと思う親の割合	96%	96%	96%
こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率 (対出生通知票)	91.3%	91.3%	91.3%
乳幼児健診受診率	95.6%	95.6%	95.6%
かかりつけ医をもっている子どもの割合	90.3%	90.3%	90.3%
3歳児で4本以上のむし歯(う蝕)がある子どもの割合	2%	1%	0%

現状と課題

- ・町田市の希望出生率(※1)は 2019 年度実施の町田市市民意識調査によると 1.91 であったのに対して、合計特殊出生率(※2)は 2021 年で 1.13 となっています。希望出生率の実現に向けて、妊娠から子育てに至る各段階での、不安や悩み等を解消し、妊娠や子育てを通じて、子どもと共に成長し、幸せを感じることができるよう産前産後の支援の充実が必要です。
- ・2024年度からすべての子育て世帯に対する包括的かつ重層的な支援を展開するため、「児童福祉部門」と「母子保健部門」を一体的に運営する「こども家庭センター」(P.65 コラム参照)を設置します。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な支援を提供することができるよう、多職種による地域での保健、医療、福祉及び教育を包括的に支援する体制整備を進めています。また、子ども家庭センターと併せて、地域子育て相談センターが地域の身近な窓口で気軽に相談できる体制を取っています。
- ・子ども・子育てに関する不安や悩みは複雑化・多様化しており、妊娠・出産数が減少するなか、継続した支援が必要な家庭の数は増加傾向にあります。出産・子育てしっかりサポート事業における妊婦面接やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診などあらゆる母子保健事業をとおして、出産や育児に不安があり支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、母子ともに健康でいられるための早期支援が求められています。また、早期に介入し継続した支援を行うことで、虐待予防にも努める必要があります。
- ・子育て世帯や関係機関等における手続負担の軽減、利便性・福祉の向上等に向けて、関連情報の発信に努め、ICT等の活用により各種施策を推進する必要があります。

(※1)若い世代における、結婚、子どもの数に関する希望がかなうとした場合に想定される出生率

(※2)一人の女性が一生に産む子どもの数の平均

施策(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援

施策の方向性

- 市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように、産前の相談機会の提供や支援、面接や産後ケア事業の拡充を行うなどして、切れ目のない支援を充実させ、育児不安の軽減を図ります … 1～8、11、17、18
- 出産、育児に関する個々の状況に応じて、子育て家庭への支援を行います。健康状態や育児環境等を整えられるよう関係機関と連携した支援体制を推進します … 3～5、12～18
- 妊娠・出産・子育てのそれぞれの時期に応じて、子育てサービスの各種情報が届くように周知方法の拡充を行います … 9、10、17

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	保健予防課	町田市医師会
2	妊婦歯科口腔健康診査	妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠時に、むし歯(う蝕)、歯周疾患等の健診を実施します。	保健予防課	町田市歯科医師会
3	出産・子育てしっかりサポート事業	すべての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援を必要とする人に対して、支援プランの作成・効果検証を行い、就学前までの支援を行います。	保健予防課	—
4	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育家庭等の把握を行います。	保健予防課	—
5	産後ケア事業	出産後、医療機関などの施設もしくは助産師による訪問で、お母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導、育児相談を行います。	保健予防課	町田市民病院、協力医療機関、助産師会など
6	離乳食講習会	乳児の栄養、食生活について(離乳食のすすめ方)の講習会を開催します。	保健予防課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
7	両親学級	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。	保健予防課	—
8	乳幼児・母性相談	生後 2 か月から就学前の子どもの身長・体重測定、育児相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談を行います。	保健予防課	町田市家族計画推進協議会
9	まちだ子育てサイト	子育て家庭に向けた手続きやイベント等の情報を分かりやすく掲載します。産後ケア事業等に関する申請をサイトから行うことができます。	子ども総務課 庁内関係各課	—
10	わくわくワクチンプラス	わくわくワクチンプラスアプリによって、子どもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の取得等ができます。	保健予防課	—
11	地域子育て相談センター事業	親子の遊び場の提供や相談対応等、直接子育て家庭と関わる一方で、各地域の子育て支援の拠点となります。	子育て推進課	—
12	マイ保育園事業	身近な保育園をマイ保育園として登録することにより、在宅で子育てをしている方のパートナーとして、子育てに関する相談や情報提供を行います。	子育て推進課	公立保育園、 法人立保育園 幼保連携型認定こども園
13	子育てひろば事業	乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言を行います。	子育て推進課	公立保育園、 法人立保育園 幼保連携型認定こども園
14	子どもとその家庭からの総合相談	0歳～18歳未満の子どもとその家庭の相談を受けます。必要に応じて情報提供、専門機関やサービスの紹介、問題解決に向けたサポートを行います。	子ども家庭支援課	—
15	育児支援ヘルパー事業	出産後育児、家事等の援助を必要とする保護者に対し、一定期間ヘルパーを派遣し、育児・家事の援助を行います。	子ども家庭支援課	—
16	子どもの発達・療育に関する相談	歩き始めが遅い、友達とうまく遊べない等、お子さんの発達についての相談に乗り、必要な支援を一緒に考えます。	子ども発達支援課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
17	妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援の充実	「(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」の開設に向け、母子保健部門と児童福祉部門が一体となって、地域の子育て相談機関と密接に連携し、すべての妊産婦・子育て世帯への支援を強化します。(P.65 コラム参照)	保健予防課 子ども家庭支援課	地域の子育て相談機関
18	医療 DX の推進	乳幼児健診(集団)を対象に、マイナンバーカードを利用した問診票の電子化等を推進します。	保健予防課	町田市医師会など

コラム No.1

「町田市成育医療等に関する計画」 ～少子化の進行・人口減少対策に向けて～

2023年3月22日に「成育医療等基本方針」の変更が閣議決定されたことに伴い、市区町村に対し2014年6月17日付の母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、2024年度を初年度とする「成育医療に関する計画」を策定することが、成育医療に関する施策の例として示されました。

「成育医療に関する計画」は、少子化の進行及び人口減少等、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦(以下「成育過程にある者等」という。)を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育過程にある者等に対し、医療、保健、教育(健康・食育)、福祉等のより幅広い関係分野での施策について相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取り組みを推進することを目的として定められているものです。

町田市においては、「まちだ健康づくり推進プラン24-31」の策定にあたり、母子保健をはじめとした成育医療の提供に関する事項について、市民意識調査を行い、将来人口推計や町田市の特性、社会経済状況の変化などを前提に、「町田市保健所運営協議会」を通じて、町田市に関わる多くの方々との検討を重ねてきました。こうした策定経緯から、本計画は成育医療にある者等を対象とした計画という側面も持ち合わせていると言えます。

そこで、「成育医療に関する計画」について、成育過程にある者等に対する施策を横断的に推進し、総合・計画的に実行できるよう、町田市の母子保健サービス提供の現状、サービス目標等を示した「まちだ健康づくり推進プラン24-31」に包含して策定します。

母子保健に加えて、医療、保健、教育等の部門と関わる団体と連携し、子育てをする方への妊娠期からの切れ目のない支援を実施することで、「赤ちゃんに選ばれるまち」の実現を目指します。

子どもや子育て世代が、楽しいときも困ったときも集う場所として、誰もが知りうる存在となつてほしい、そんな思いから、町田市では、「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」において、様々な取り組みを行っていきます。具体的には、赤ちゃんを安心して迎える準備のための「プレママ・プレパクラス」や「出産・子育てしっかりサポート事業」等の取り組み、また、赤ちゃんの健やかな成長のための「乳幼児健康診査」、「離乳食講習会」等の取り組みを行います。さらに子どもが自分らしく育つため、教育支援とも一体となつて行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を実現します。楽しい時も困ったときも、妊産婦から子育て世代の家族が集い、自然と交流が生まれる場所として、来訪者を温かくお迎えします。

2022年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を持つ「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。町田市の「こども家庭センター」のコンセプトは、総合的な子どもと家庭の支援体制の構築に向けて「母子保健に関する機能」と「児童福祉に関する機能」とを一体的に展開していくことです。

町田市では、2029年度のオープンを目指している「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」の整備にあたり、この「こども家庭センター」を中核として設置することで、子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けることができる拠点とします。

【新施設の機能連携イメージ】



出典:町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備基本計画

施策(2)乳幼児の健康の保持及び増進

施策の方向性





- 乳幼児の健康を保持するため、乳幼児健康診査等を実施します。各月齢に応じた発育、発達面の心配などに対して相談の実施や適切な相談機関につなげるなどの支援を行います
… 1～5

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	乳幼児健康診査	乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を目的として、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健診を行います。	保健予防課	町田市医師会
2	乳幼児歯科健診	乳幼児の歯と口の状態を把握し、健康が増進できるよう保護者を支援することを目的として、1歳6か月児、2歳児、3歳児歯科健康診査を実施します。また、歯科健診をきっかけとし、乳幼児期から身近な地域にかかりつけ歯科医を持つことを目指します。	保健予防課	町田市歯科医師会
3	新生児聴覚検査の助成	聴覚障害を早期に発見することで、音声言語発達への影響を最小限に抑えるために、検査の助成を行います。	保健予防課	—
4	乳幼児定期予防接種	予防接種法に基づき、ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合等の予防接種を指定医療機関にて無料で実施します。	保健予防課	町田市医師会
5	わくわくワクチンプラス(再掲)	わくわくワクチンプラスアプリによって、子どもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理、子育て情報の取得等ができます。	保健予防課	—

目標1-2 からだの健康を支えるまち

すべての世代で市民一人ひとりが自身の健康状態を把握し、健康に関する正しい知識を持ち、活用するための支援をします。また、健康づくりの活動を通して市民のつながりの創出を目指します。

指標			
指標名	現状値	中間目標値	目標値
1年間に1回以上健康診査を受けたことがある人の割合	78.1%		80%
自分の健康状態を良いと感じる人の割合	80.7%	83%	85%
「みんなの健康だより」の発行回数	年3回	年3回	年3回
3歳児で4本以上のむし歯(う蝕)がある子どもの割合(再掲)	2%	1%	0%
40歳以上で歯周炎にかかっている人の割合	43.4%	40%	35%
60歳代でなんでも噛んで食べることができる人の割合(※1)	77% (参考値:91.9%)	80%	85%
喫煙率	13.8%	12.9%	12%
大腸がん検診受診率	16.6%(※2)		60%(※3)
子宮頸がん検診受診率	28.9%(※2)		60%(※3)
乳がん検診受診率	34.6%(※2)		60%(※3)
感染症に関する普及啓発回数	10回	20回	20回
人口10万人対結核罹患率	7.9 (2018年から2022年の平均)	5.5	5.5
MR(麻しん風しん混合)1期の予防接種率	99%	99%	99%

(※1)指標は「町田市民の保健医療意識調査」、参考値は歯科口腔健康診査の数値。

(※2)「町田市民の保健医療意識調査」の結果及び市の検診における69歳以下の受診率(2022年度)を合算して算出。市の検診以外(職域における実施など)を含む。

(※3)「がん対策推進基本計画(第4期)」(2023年3月・厚生労働省)による目標値(69歳以下を対象)。市の検診以外(職域における実施など)を含む。

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前と比べて、2～3割の人に心身の健康状態の悪化が見られました。(※)健康づくりや生活習慣の改善に向けて情報発信等を行っていく必要があります。
- ・歯を喪失する大きな要因となっているむし歯(う蝕)や歯周病を予防し、生涯にわたり歯と口の健康を保つことは、健全な食生活や社会生活等の質の向上に寄与します。そのため、自身の歯と口の状況について知る機会や歯と口の健康づくりに関する普及啓発を継続して行っていく必要があります。
- ・2020年4月の改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙の防止に向けて取り組んできましたが、より多くの人に知っていただくために、たばこが及ぼす健康被害や受動喫煙防止に対する意識向上に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・主に喫煙が原因となる肺の炎症性疾患である COPD(慢性閉塞性肺疾患)を知っている人の割合は増えてきているものの、まだ5割にも満たないため、引き続き周知していく必要があります。(※)
- ・がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん経験者は増加しており、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できるように支援する取り組みが課題となっています。(P.74 コラム参照)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、関係機関等職員を対象とした健康教育の機会が持てませんでした。今後は会議や健康教育などの機会を活用し、感染対策の実践に向けて関係機関との連携を図っていく必要があります。
- ・地球温暖化の影響により、近年、熱中症による救急搬送人員数は高い水準で推移しており、熱中症予防について、市民へ普及啓発を行っていく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、定期予防接種の接種率が低下しています。特に MR(麻しん風しん混合)ワクチンでは、国の統計によると全国的に接種率が低下し、2008年の調査開始以降最も低い接種率となっています。感染症のまん延を防止するため、有効な手段である予防接種の接種機会を確保し、一定の接種率を維持する必要があります。

(※)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)健康づくり意識の向上

施策の方向性

- 健康づくりや生活習慣の改善に関する情報を効率的・効果的に発信することで、市民が健康に関する意識を高める機会を創出します … 1~15

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	「みんなの健康だより」の発行	保健所情報紙「みんなの健康だより」を発行し、健康をキーワードにしたニュースや季節に沿ったトピックを発信します。	健康推進課	—
2	健康づくり推進に関する普及啓発イベントの開催	町田市総合健康づくり月間を開催し、様々な健康づくりのイベントを紹介します。	健康推進課	—
3	健康づくり推進員を中心とした健康づくり活動の普及	健康づくり推進員による自主的な健康づくり活動を支援します。	保健予防課	—
4	町田を元気にするトレーニング(町トレ)の普及	お住まいの地域で定期的・継続的に介護予防に取り組むための町田市オリジナルトレーニングの普及啓発を行います。	高齢者支援課	—
5	自主グループの支援	高齢者支援センターを通じて、介護予防を実践する自主グループの活動支援を行います。	高齢者支援課	—
6	「まちとも」と連携した放課後のスポーツ推進	「まちとも」(放課後子ども教室)に、スポーツ推進委員や地域スポーツクラブから講師を派遣し、スポーツ教室等を実施することで、子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。	スポーツ振興課	スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ
7	指定管理者や地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員によるスポーツ教室などの実施	指定管理者や地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員によるスポーツ教室や、イベント、運動動画などを通して、市民誰もが、いつでもどこでもスポーツに参加できるよう、スポーツに親しむきっかけを充実させます。	スポーツ振興課	スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ
8	健康づくりに関する講座の実施	健康づくりやこころの健康に関連するテーマの講座を実施し、健康づくりの意識向上を図ります。	生涯学習センター	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
9	フレイル*チェック会の開催	市内在住の65歳以上の高齢者を対象に、運動・栄養・口腔・閉じこもり等フレイルに関する総合的なチェック及び専門職によるフレイル予防に関する講座を開催します。	高齢者支援課	—
10	介護予防と健康づくりの一体的な推進	介護予防の取り組みに、栄養・口腔・運動等について保健医療職の支援を取り入れるとともに、高齢者が身近な場所で、介護予防・フレイル予防に取り組むことができるよう支援します。	高齢者支援課	—
11	成人健康診査	18歳から39歳の方を対象に、生活習慣病の予防や継続的な健康管理を目的として、健康診査を実施します。また、成人健康診査の受診勧奨を行います。	健康推進課	—
12	特定健康診査	40歳から74歳の国民健康保険に加入する方を対象に、生活習慣病の早期発見と予防を目的として、特定健康診査を実施します。	保険年金課	—
13	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度に加入する方を対象に、生活習慣病の早期発見と予防を目的に後期高齢者健康診査を実施します。	保険年金課	—
14	産業保健と連携した事業	働き盛りを対象に、産業保健と連携した事業を行います。	健康推進課	—
15	熱中症予防の普及啓発	暑さへの「気づき」を呼びかけるための「熱中症警戒アラート」や熱中症予防行動について、民間協定企業と連携して普及啓発を行います。	健康推進課	民間協定企業

〈 健康診査の範囲 〉

18歳 ~ 39歳 40歳 ~ 74歳 75歳 ~

成人健康診査	特定健康診査	後期高齢者健康診査
--------	--------	-----------

施策(2)歯と口の健康づくり

施策の方向性

- あらゆるライフステージの市民に対し、歯科口腔保健情報を発信します … 1、3、4
- 自身で歯と口の状態を把握できる機会を提供します … 2

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	歯科口腔保健情報の普及啓発	生涯にわたる歯と口の健康づくりを図るため、ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健情報を発信します。	保健総務課 保健予防課	町田市歯科医師会
2	乳幼児歯科健診(再掲)、 歯科口腔健康診査、 高齢者歯科口腔機能健診の実施	自身の歯と口の状態を把握できるよう、歯科健診を実施します。また、歯科健診をきっかけとし、市民が身近な地域にかかりつけ歯科医を持つことを目指します。(P.97 コラム参照)	保健予防課	町田市歯科医師会
3	研修会・講習会の開催	市民や地域の多職種を対象に、歯と口の健康づくりに関する研修会・講習会を開催します。	保健総務課	—
4	保育園・幼稚園歯科保健情報の収集・分析・発信	園児の歯科保健の現状を把握するため、市内の保育園・幼稚園の歯科健診結果を収集・分析します。また、分析結果を基に、園児の口腔の健全の保持を図れるよう情報を発信します。	保健総務課	—

コラム No.3

『まちだ お口を元気にするトレーニング ロトレ』と 口腔機能低下の予防

口腔機能の低下(いわゆるオーラルフレイル)を放置すると十分な食事を摂ることができず、徐々に要介護状態に向かってしまいます。予防のためにはよく噛める歯と口周りの筋肉を鍛えることが重要です。

町田市が作成した『ロトレ』を実践して口周りの筋肉を鍛え、口腔機能の低下を防ぎましょう。

また、定期的に歯科健診を受けることも大切です。18～70歳の方は歯科口腔健康診査を、71歳以上の方は高齢者歯科口腔機能健診を受診してご自身のお口の状態を把握しましょう。



ロトレを行っている様子

施策(3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上

施策の方向性

- たばこが及ぼす健康被害について周知します … 1～3
- 健康に配慮した生活を送るために必要な情報を積極的に発信します … 4、5

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	受動喫煙防止対策事業	受動喫煙防止に対する意識の向上に向けて普及啓発を行います。	健康推進課	—
2	禁煙外来の周知	市内の禁煙外来を実施している医療機関一覧を作成し、配布します。	健康推進課	—
3	防煙教育事業	防煙教育(たばこの煙による健康被害を周知するとともに、喫煙を防止するための教育)に関するチラシを作成し、教育機関等に配布します。	健康推進課	—
4	青少年を対象とした薬物乱用防止教室の開催	小学校・中学校・高校・その他関係団体で薬物乱用防止教室を開催します。	健康推進課	東京都薬物乱用防止推進町田地区協議会
5	市販薬の過量摂取(オーバードーズ)の有害性・危険性に関する情報の周知	青少年を対象として、市販薬の過量摂取(オーバードーズ)の有害性・危険性に関する情報を教育機関等に周知します。	健康推進課	—

コラム No.4

～市販薬の過量摂取(オーバードーズ)について～

近年、若者の間で、咳止め薬や風邪薬といった市販薬の過量摂取、いわゆるオーバードーズが問題となっています。

医薬品は、効果を安全に発揮するために、用法や用量(飲むタイミングや、飲む量)が決められています。これらを守らずに過量に摂取することは、健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。

薬物乱用防止事業



市販薬の濫用防止に関するポスター
出典:厚生労働省ホームページ

施策(4)がん、糖尿病などの非感染性疾患対策

施策の方向性

- がん検診の受診率の向上を図ります … 1
- がんに関する正しい知識等の普及啓発に努めます … 2
- COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する知識の普及に取り組みます … 3
- がん・生活習慣病等の予防に関する知識の普及啓発に努めます … 4、5
- がん検診や成人健康診査に関する市民からの申請手続きのオンライン化に取り組みます … 6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	各種がん検診の実施	がんの早期発見・早期治療並びにがん予防を目的としたがん検診の実施や受診率向上のための受診勧奨を実施します。	健康推進課	—
2	がんに関する正しい知識等の普及啓発	がんに関する正しい知識等の普及啓発とがん患者へのアピアランスケアを行います。(P.74 コラム参照)	健康推進課	—
3	COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する普及啓発	COPD(慢性閉塞性肺疾患)について、成人健康診査受診者へ医療機関で配付している「お役立ちガイド」に掲載し、啓発します。	健康推進課	—
4	がん・生活習慣病等の予防に関する普及啓発	がん・生活習慣病等の予防について、「みんなの健康だより」及び、成人健康診査受診者へ医療機関で配付している「お役立ちガイド」に掲載し、啓発します。	健康推進課	—
5	腎臓病、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした成人健康教育	腎臓病予防講習会、糖尿病予防講習会等において、望ましい栄養・食生活に関する教育を行います。	保健予防課	包括連携企業
6	申請手続きのオンライン化	「町田市乳がん・子宮頸がん特例措置申請」及び「成人健康診査・がん検診等の自己負担金免除申請」について、申請手続きのオンライン化を進めます。	健康推進課	—

○アピアランスケアとは

アピアランスケアについて広義では「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と定義しています。（国立がん研究センターホームページを参照）



○町田市がん患者へのアピアランスケア支援事業

町田市民の死因第1位はがんであり、町田市ではこれまで、がんの予防やがんを早期発見して治療へとつなげるがん検診の実施及びがん予防の正しい知識の普及啓発を行ってきました。

がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送るがん経験者は増加しており、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できるように、脱毛や乳房の切除など、がん治療に伴う外見(アピアランス)の変化の悩みを抱えている患者を支援する取り組みが課題となっています。

がん患者が、がんに罹患する前と変わらず、地域社会で自分らしく生活できることを目的とし、町田市がん患者へのアピアランスケア支援事業を2023年7月から開始しました。

施策(5)感染症対策

施策の方向性

- 感染症対策について、市民や関係機関職員に分かりやすい情報を発信します … 1、2
- 結核に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、結核患者に対する療養生活を支援します … 3
- HIV／エイズ・性感染症について、感染予防などに関する普及啓発を行うとともに、感染者の早期発見を目的として検査・相談事業を実施します…1、4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	感染症予防に関する普及啓発	広報やホームページなどを活用した情報発信を行います。健康教育の実施及び各種会議等への参加を通し、関係機関との顔の見える関係性の構築を目指します。また、各地区の健康づくり推進委員を通じて、感染症予防の普及啓発を実施します。	保健予防課	—
2	定期予防接種の実施	予防接種対象者への個別勧奨及び個別接種を実施します。予防接種スケジュール管理ができるアプリ「わくわくワクチンプラス」を提供します。	保健予防課	—
3	結核に関する普及啓発及び結核患者に対する療養支援・服薬指導の実施	結核の発生及びまん延防止を図るため、結核に関する普及啓発を行います。結核患者に対して、療養支援や服薬指導を実施します。	保健予防課	—
4	HIV／エイズ・性感染症の検査・相談	ホームページなどを活用した情報発信を行い、HIV／エイズ・性感染症に関して、疾患の正しい理解、感染予防の正しい知識に関する啓発を行うとともに、検査・相談事業を実施します。	保健予防課	—

目標1-3 食で健康を支えるまち

食を通じて地域とつながるための支援を充実させ、また、食に関する環境を整えることで、市民一人ひとりが望ましい栄養・食生活を実践できることを目指します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
朝食を毎日食べる人の割合	78%	80%	85%
1日の野菜の摂取量	233g	300g	350g
朝食に野菜を食べる人の割合	61.4%	65%	70%
「共食(誰かと一緒に食事をする事)」 をする人の割合	65.3%	70%	75%
食育に関心がある人の割合	77%	80%	85%

現状と課題

- ・朝食を毎日食べる人の割合は 78.0%となっています。朝食を食べないと、脳や身体のエネルギー源が不足し、集中力低下や、昼食の血糖値の急激な上昇などにつながります。そのため、朝食を毎日食べる人の割合を増やすための取り組みが必要です。また、朝食に野菜を食べる人の割合は、65.3%から 61.4%に減少しています。(※1)ビタミン・ミネラルなどの栄養は、こまめに摂らないと不足するため、朝食にも野菜を食べる人を増加させるための取り組みが必要です。
- ・「共食」をする人の割合は 65.3%となっています。(※2)一人で食べる人は、「共食」をする人に比べて、朝食を食べない人が多いことや、野菜や果物の摂取が少なくインスタント食品やファストフードなどの摂取が多いことが分かっています。そのため、家族や友人等と食卓を囲んで一緒に食事をする利点について啓発することが必要です。
- ・「食育という言葉は知っていたが意味は知らなかった」人の割合が 27.2%、「食育に関心がない」人の割合が 22.0%います。食育の意味を知り、食育に関心を持ってもらうため、食環境を整えることが必要です。(※2)
- ・市民の多様なライフスタイルに応じて食育を推進するにあたっては、組織や分野の垣根を超えた連携が必要です。食育に関連する団体や庁内各課から構成される「町田市食育推進委員会」、「町田市食育推進庁内連絡会」において、進捗管理・評価を行い、連携を図ります。

(※1)2022年度と2016年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」の結果を比較した際に見えた傾向。

(※2)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)望ましい栄養・食生活の推進

施策の方向性

- 市民一人ひとりが、ライフステージに応じた食の知識と選択する力を習得し、望ましい食生活を実践できるように取り組みます … 1～6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	妊産婦や乳幼児に対する母子健康相談◎	パパママ向け講習会や離乳食講習会等における望ましい栄養・食生活に関する相談会を実施します。 ◎分野横断的な取り組みとして、男女平等推進センターと連携し、父親に乳幼児の栄養・食生活を理解していただき、育児参加を促すための支援をします。	保健予防課 子育て推進課 市民協働推進課(男女平等推進センター)	—
2	腎臓病、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした成人健康教育(再掲)	腎臓病予防講習会、糖尿病予防講習会等において、望ましい栄養・食生活に関する教育を行います。	保健予防課	包括連携企業
3	大学等と連携した健康教育	栄養専攻の学生と連携した、望ましい栄養・食生活に関する啓発活動を行います。	保健予防課	大学、 包括連携企業
4	自主グループ支援(Eトレの普及啓発)	高齢者の低栄養予防を目的とした「Eトレ」(毎日の食事を楽しく食べながら健康長寿を目指すトレーニング)を自主グループ活動の一環として取り組んでいただけるよう促します。	高齢者支援課	—
5	食に関する講座の実施	食や食育をテーマとした講座を実施し、市民が食について学習する機会を設けます。	生涯学習センター	—
6	学校給食を活用した食育の推進	中学校全員給食の導入を契機に、小学校・中学校9年間の学校給食を活用した「食育プログラム」を作成し、本計画や小・中一貫町田っ子カリキュラム「健康教育」と連携しながら実践します。	保健給食課 指導課 小学校 中学校	—

施策(2)食を通じて地域とつながるための支援

施策の方向性

- 家族や友人等と一緒に食卓を囲む利点について啓発します … 1
- 町田産農産物を購入する機会や、町田産農産物を使った料理を食べる機会を増やします … 2～6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	町田市食育ボランティアによる活動◎	地域において町田市食育ボランティアが、家族や友人等と一緒に食卓を囲むことの効果や、地産地消の利点について啓発します。 ◎分野横断的な取り組みとして、食育ボランティアがこころのサポーター養成研修を受講し、こころの健康視点を取り入れた食育活動を行うことで、こころの不調の早期発見やサポートに努めます。	保健予防課 高齢者支援課 農業振興課	町田市食育ボランティア、 JA 町田市、 包括連携企業、 保育園、幼稚園
2	地産地消の推進	地域の味として伝承している町田産農産物を使用した「まちだすいとん」の提供や、町田市立小・中学校における朝食レシピコンテストにあわせて、レシピの普及及び購入場所の周知を行います。	保健予防課 農業振興課 保健給食課 指導課 小学校 中学校	JA 町田市、 包括連携企業
3	町田の食に触れる機会、情報の提供	町田の食や生産者とふれる機会を増やすため、農業や商業の体験事業や情報発信等を行います。	保健予防課 観光まちづくり課	JA 町田市、 包括連携企業、 町田市観光コンベンション協会
4	まち☆ベジ市、キラリ☆まちだ祭（農業祭&産業フェスティバル）	市民に町田産農産物をPRするため、良質な野菜や特産品等を購入できるイベントを開催します。	農業振興課 産業政策課	JA 町田市、 町田商工会議所
5	市民農園事業	市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうことにより、健康でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ります。	農業振興課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
6	学校給食を活用した食育の推進	地場農産物を給食食材として継続的に活用し、食を通じて地域への理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解の促進を図ります。	保健給食課 指導課 小学校 中学校	—

コラム No.6

学校給食を活用した食育の推進～食体験の大切さ～

○町田市学校給食の特徴

町田市の学校給食は、「本物の味を伝えたい」と考え、化学調味料は使わず、料理に合わせて、厚削り節・煮干し・昆布・鶏がら・豚骨を使ってだしを取り、食材の風味や旨みを引き出し、素材の味をいかしながら、調味料を過剰に使わなくてもおいしく食べられるように工夫しています。また、「自分の子どもに食べさせたいと思うものを作りたい」との想いから、コロケ、ハンバーグをはじめ、ふりかけ、カレーやシチューのルー、ドレッシングなどまで、手作りで、真心を込めて作っています。本物の味を繰り返し味わうことは、望ましい味覚の土台作りにつながります。



○食育の取り組み

小学校給食では、地場産野菜の良さを知り、生産者の存在を身近に感じることで、児童が食への興味・関心を持つことができるよう年2回市内42校全校で町田産農産物「まち☆ベジ」を使用した「まち☆ベジ給食」を実施しています。

野菜料理は、残りがちな献立の1つですが「まち☆ベジ給食」実施日には、いつもは野菜を残してしまうという児童から「町田の野菜だから食べてみた」「食べてみたらおいしかった」などの声が聞かれます。

一口食べてみたことで、苦手だと思っていた野菜がおいしいとわかり、その他の野菜も食べてみようという挑戦するうちに食べられるようになる子どもも多く、食体験を重ねることはとても大切です。



町田市では、子どもたちが、給食をはじめ、食に関わる学びや体験を通じて、食に関する知識を深めながら、自分に適した望ましい食選択、食行動を実践できる力を育めるよう取り組んでいます。

施策(3)食に関する環境の整備

施策の方向性

- 家庭や学校、職場などにおいて、バランスの良い食事や朝食をとる習慣等の望ましい栄養・食生活が身につけやすい環境を整えます … 1～3、5
- 民間企業や給食施設、町田市食育ボランティア等の地域資源を活用して、望ましい栄養・食生活の実践につながる食物や情報を市民に届けます … 4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	民間企業や給食施設と連携した、食に関する啓発活動	市民が普段利用するスーパーなどにおいて啓発リーフレットを配布します。交通機関や商業施設におけるデジタルサイネージを使った情報発信を行います。講習会の実施やデジタルツール(YouTube、SNS等)を通じて情報を提供します。	健康推進課 保健予防課 生活衛生課	大学、 給食施設、 包括連携企業、 委員会委員 (※)の関係団体等
2	食物アレルギーに関する環境整備	民間企業や給食施設における食物アレルギー対応の環境を整備します。	保健予防課 保健給食課 指導課 小学校	給食施設、委員会委員(※)の関係団体等
3	食品ロス削減のための普及啓発	フードドライブ受付窓口の拡大やフードシェアリングサービスの導入、まちだ☆おいしい食べきり協力店の認定、エコ得レシピの紹介、キャンペーン等を通じ、食品ロスの削減に関する普及啓発を行います。	保健予防課 環境政策課	町田市社会福祉協議会、 民間事業者
4	町田市食育ボランティアと、民間企業や給食施設が連携した取り組みの実施	町田市食育ボランティアが保育園や障がい者施設等からの活動依頼を受けて、紙芝居の読み聞かせや調理実習等の食育を行います。	保健予防課	給食施設、 包括連携企業、 町田市食育ボランティア、 委員会委員(※)の 関係団体等
5	食物アレルギーの方に配慮した備蓄物資の配備	アレルギーに対応した備蓄物資の充実に努めていきます。	防災課	—

(※)町田市食育推進委員会の委員

コラム No.7

町田市食育ボランティアの活動内容

町田市が実施する養成講座を修了した方を「町田市食育ボランティア」として、登録しています。子どもから大人まで幅広い世代を対象に、共食の推進や食事マナーの伝承等を図っています。



活動依頼等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

町田市ホームページ

<保育園における食育事例>

参加型の食育で、楽しく、おいしく学びます。

依頼者の要望に応じて、クイズの出題や調理実習等を行います。



<野菜クイズ>



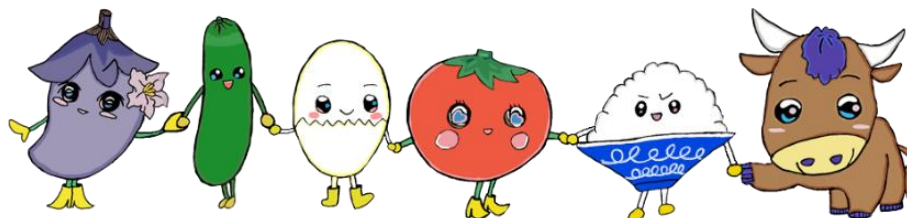
<紙芝居の読み聞かせ>



<みそ作り>

コラム No.8

町田市食育推進キャラクター「まち☆ベジーズ」



ナス子 キュウ たまみ とまていー めっしー もお

「まち☆ベジーズ」は、市内で収穫される農作物がモチーフのキャラクターです。まちだの食の「わ」を育むシンボルとして、2022年度に大学生と一緒に作成しました。

「まち☆ベジーズ」という愛称は、市民の投票で選ばれました。





キャラクターの使用に関する規定等の詳細は、町田市ホームページ

町田市ホームページ



目標1-4 かけがえのないいのちを大切にすまち

悩みや課題を抱えたときに誰もが身近で相談できることや、状況に応じて支援窓口と速やかに繋がりを持てる体制を整え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。また、こころの病やひきこもりに関する地域の相談及び支援を充実させ、こころの健康づくりを推進します。

指標			
指標名	現状値	中間目標	目標値
自殺死亡率(人口 10 万人あたり)	17.2	12.2	12.2(※)
自殺は自分自身に関わる問題だと思う人の割合	24.6%		42.1%
身近に相談者がいる人の割合	71.1%		81.9%
自分が住んでいる地域の人々が日頃から互いに気遣ったり声をかけあっていると 思う割合	45%		67.2%
こころの相談をする時の相談先を知っている人の割合(保健所と回答した人)	23.3%		28%
こころの健康づくりに関する普及啓発回数	年 4 回	年5回	年 5 回

(※)自殺総合対策大綱における数値目標に合わせ、2026年までに自殺死亡率を2015年と比べて30%以上減少させることを目標として設定します。2027年以降の目標については、中間確認の際に見直します。

現状と課題

- ・2006年に自殺対策基本法が公布・施行され、自殺死亡率は減少傾向で推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で全国や東京都では2020年、町田市でも2022年に増加に転じ、2022年の自殺死亡率は17.2と全国や東京都と同水準になっています。
- ・自殺問題を自分事と捉える人が少なく、他者への相談や助けを求めることをためらう人の割合が高いため、自殺対策に関する理解を深め、市民一人ひとりの気付きと見守りを促す必要があります。(※1)
- ・こころの健康状態について、「おおむね健康である」という回答が最も多くなっていますが、「健康である」と「おおむね健康である」と回答した人の割合はやや減少しているため、引き続きこころの健康づくりについて普及啓発していく必要があります。(※2)
- ・ひきこもりの家族がいると回答した人の割合は、4.2%でした。(※1)2012年に町田市で実施したひきこもりに関する調査(若年者の自立に関する調査)と比較すると、ひきこもりの家族がいると回答した人の割合は、1.3ポイント減少していますが、ひきこもりの状態は、どの年代にも起こり得るため、対象者にあった効果的な情報発信が必要です。
- ・ひきこもりの当事者の状態や状況は個々に異なることが多く、抱える悩みは多岐にわたるため、一つの相談機関だけでは解決に至らないこともあります。複数の相談・支援機関が連携して、切れ目のない支援を実施していく必要があります。
- ・地域で安心して生活するために、多機関・多職種が連携を図り、市民のニーズに応じた包括的支援を提供する必要があります。

(※1)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

(※2)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」と2017年度に実施した「町田市こころの健康調査」の結果を比較した際に見えた傾向。



施策(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化

施策の方向性

- 地域レベルでの実践的な取り組みへの支援を強化します … 1～7
- 市民一人ひとりの気づきと見守りを促します … 3、8、9
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図ります … 3、4、10、11
- こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進します … 12～14
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします … 15～17
- 社会全体の自殺リスクを低下させます … 7、12、18～23
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます … 3、17
- 遺された方への支援を充実します … 24
- 民間団体との連携を強化します … 1、2
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進します … 3、11、18、25～32
- 勤務問題による自殺対策を更に推進します … 12、33
- 女性の自殺対策を更に推進します … 12、34、35

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	町田市自殺対策推進委員会・町田市自殺対策推進庁内連絡会の開催	民間団体及び行政機関等から構成される「町田市自殺対策推進委員会」を運営し、自殺対策の取り組み成果の報告や計画の進捗管理・評価の検証等を行います。 また、庁内の総合調整を図るため、「町田市自殺対策推進庁内連絡会」を運営します。	健康推進課	保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、NPO等の民間団体及び行政機関等
2	悩みの相談先の周知	自殺の背景となる、多重債務、いじめ、過労、健康問題、家庭問題などに関する相談に的確に対応するため、各悩みの相談・支援機関をまとめた冊子「悩みの相談先一覧」を作成し、配布します。	健康推進課	—
3	ゲートキーパー養成講座の実施	ゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶため、ゲートキーパー養成講座を対象者のニーズや段階に合わせて、「市民向け」「地域ネットワーク向け」「教職員向け」「専門職向け兼フォローアップ向け」と分けて開催します。	健康推進課 指導課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
4	町田市食育ボランティアを通じた相談・支援等の推進	町田市食育ボランティアに、地域での活動の中で悩みを抱えた人がいたときに、気づき、支援に繋がられるように、ゲートキーパー養成講座の案内を行います。	健康推進課 保健予防課	町田市食育ボランティア
5	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の推進	民生委員・児童委員を通じて、地域で困難を抱えている人に気づいたときに、適切な相談機関に繋がっていきます。	福祉総務課	町田市民生委員・児童委員
6	地域福祉コーディネーター*による福祉の困りごと相談	必要な支援を行えるように、困りごとを抱えている方を早期に適切な相談支援機関につなげます。	福祉総務課	—
7	高齢者への総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、市や各高齢者支援センターにて介護や生活の様々な支援のための相談に応じます。	高齢者支援課	—
8	ゲートキーパーの周知	悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくというゲートキーパーの存在やその役割について、普及啓発を行います。	健康推進課	—
9	自殺対策普及啓発キャンペーン	9月と3月を自殺対策強化月間として、「自殺対策普及啓発キャンペーン」を実施し、重点的に普及啓発を行います。	健康推進課	—
10	職員向けのゲートキーパー研修の実施	各窓口で相談にあたる職員等の対応力を向上させるため、職員を対象に、ゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶための研修を行います。	健康推進課	—
11	学童保育事業を通じた相談・支援等の推進	学童保育事業を通じて、保護者や子どもの状況を把握し、悩みを抱えた家庭に必要な支援を行い、見守っていくため、学童保育クラブの指導員にゲートキーパー養成講座の案内を行います。	児童青少年課	—
12	総合相談会の実施	複数の相談機関が1つの場所に集まることで、各相談機関の連携協力関係を高め、包括的な相談・支援体制を構築することを目的に総合相談会を実施します。 総合相談会では、こころや女性、労働など様々な分野に関する相談ブースを設け、適切な機関への橋渡しを行います。	健康推進課	保健、医療、福祉、労働等の関係機関、NPO等の民間団体及び行政機関等

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
13	こころの健康づくり(ひきこもりを含む)に関する普及啓発	保健所情報誌「みんなの健康だより」への記事掲載、デジタルサイネージの利用、啓発物品の配布、健康教育の開催などを通じて、こころの健康づくりに関する普及啓発を行います。	保健予防課	—
14	健康づくりに関する講座の実施(再掲)	健康づくりやこころの健康に関連するテーマの講座を実施し、健康づくりの意識向上を図ります。	生涯学習センター	—
15	医療安全相談窓口の運営	市民又は市内の医療機関(診療所等)を受診された方の電話相談をお受けし、相談者が自ら解決できるよう一緒に考えます。また、ご相談内容によっては、中立な立場から提案や助言を行い、適切な専門機関等をご案内します。	保健総務課	—
16	医療機関や適切な相談先へ繋げるための支援	こころの相談に保健師等が対応します。必要に応じて医療機関や、適切な相談先へ繋がられるよう支援を行います。	保健予防課	—
17	自殺未遂者や自殺リスクを抱えた人への支援事業	自殺未遂者や自殺リスクを抱えた人への医療・社会的側面から支援を行います。退院支援にあたって、地域全体でサポートを行うため、関係機関との連携の充実を図り、切れ目のない支援を行います。 救急医療対策事業として、通常時間外で応急処置が必要な人の中には、自殺リスクに関わる問題を抱えていることも想定され、必要な支援先につなぐ等の対応をとるなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援を行います。	市民病院 医事課	—
18	SNS 自殺防止相談事業	近年、若者の多くが SNS を日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的とした SNS を活用した相談事業を実施します。	健康推進課	—
19	各種専門相談の実施	弁護士による法律相談や人権擁護委員による人権身の上相談など、悩みや困りごとを抱えている市民の相談を受け付けます。	広聴課	—
20	徴収の緩和制度としての納税相談	納税を期限までに行えない住民の中には、生活面で深刻な問題を抱えているなど、困難な状況にある方もいるため、猶予制度の案内や相談窓口への案内を行います。	納税課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
21	消費生活相談にかかる多重債務連携事業	経済的困窮を原因とする自殺発生リスクを低減するため、「消費生活相談」のうち多重債務にかかる相談について、迅速かつ効果的な解決のため弁護士や司法書士と連携し、問題解決を図ります。	市民協働推進課 (消費生活センター)	—
22	生活困窮者自立支援事業	生活の困りごとや不安を当事者の意思を尊重しながら相談を受けます。相談を通して、生活の安定に向けた目標や支援内容を当事者と一緒に考え、一人ひとりの支援プランをつくります。プランに沿った実際の行動化と継続を支援することで前向きに生きる意欲を喚起し、自殺リスクの低減をもたらすことを目指します。	生活援護課	—
23	障がい者相談支援事業	各地域障がい者支援センターにて障がいに関する様々な相談に応じ、必要とする情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を実施します。	障がい福祉課	—
24	自死遺族への支援	自死遺族が直面する様々な問題に対し、自死発生直後から支援するため、東京都が設置する自死遺族のための相談窓口の周知を行います。また、自死遺族が偏見にさらされることなく悲しみと向き合い、必要かつ適切な支援を受けながら、その人らしい生き方を再構築できるように、自死遺族の集い等の活動を周知します。	健康推進課	—
25	子どもセンター・子どもクラブ事業を通じた相談・支援等の推進	子どもセンターに来館している子ども達の様子や職員とのコミュニケーションを通して、子どもたちの悩みや不安に寄り添います。	児童青少年課	—
26	まこちゃんダイヤル(子ども専用相談ダイヤル)の実施	まこちゃんダイヤル(子ども専用相談ダイヤル)カードを市内小中学校の小4から中3の児童・生徒に配布し、子ども自身から様々な相談を受け、必要な支援を実施します。	子ども家庭支援課	—
27	小中学校での生活指導部会等の実施	生活指導部会等に取り組み、気になる児童の様子等について情報交換を行います。	指導課	—

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
28	小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進事業	授業においてSOSの出し方に関する教育を1時間、教育課程に位置付けます。 (P.88 コラム参照)	指導課	—
29	小中学校における心のアンケートの実施	いじめ防止のためのアンケートを、小中学校全校で月に一度行います。悩みを抱えている子どもがいた場合は、必要に応じて担任等が聞き取り、スクールカウンセラー*につながります。	指導課	—
30	子どもたちの見守り活動	登校時のあいさつ運動や休み時間の見守り、部活動の顧問による下校指導を行い、子どもたちの変化に少しでも早く気づくように取り組んでいます。子どもの状態によって、その様子を担任に伝え、気になる場合は家庭に連絡します。	指導課	—

コラム No.9

SOSの出し方に関する教育

「SOSの出し方に関する教育」とは、「子どもが現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

町田市立小・中学校では、東京都教育委員会が作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育」を活用した授業を、学校内いずれかの学年で、年間1単位時間以上実施しています。

また、すべての児童・生徒に向けて、校長講話や学級指導等で「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について定期的に指導を行ったり、すべての教職員で自殺予防における対応のポイントについて、定期的に共通理解を図ったりするなど「SOSの出し方に関する教育」を推進しています。



No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
31	相談機関の一覧表配布 「TOKYOほっとメッセージチャンネル」及び「あなたのいばしょ」の活用	長期休業前に、相談機関の一覧表を全校配布します。また、児童・生徒に貸与しているタブレット端末に、不安や悩みについて相談できる「TOKYOほっとメッセージチャンネル」及び「あなたのいばしょ」をブックマークに登録し、児童・生徒がすぐに活用できるよう周知します。	指導課	—
32	小中学校での校内委員会の実施	教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の学校生活の様子等について確認し、どのように児童・生徒を支援していくかの話し合いを行います。状況に応じて、スクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラー等の専門家や、関係機関とも連絡を取り合っています。 ※関連団体の取り組みにも記載	教育センター	—
33	職員のメンタルヘルス*対策事業	自殺対策を支える職員が心身ともに健康で業務を遂行できるよう、メンタルヘルス研修やストレスチェックを実施します。	職員課	—
34	出産・子育てしっかりサポート事業(再掲)	すべての妊婦を対象として面接を行い、心身の状態や子育て支援のニーズ等を把握します。支援が必要な方に対しては関係機関と連携し、出産後も切れ目のない支援を継続します。	保健予防課	—
35	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施	自殺につながるといわれるDV*について講座等を実施し、DV被害者への支援に携わる関係者の間で理解や認識を深めてもらいます。また、DV相談カードの設置等により、DV防止の啓発を行います。	市民協働推進課(男女平等推進センター)	—

〈関連団体の取り組み〉

施策の方向性	実施主体	取り組み事業	事業内容
地域レベルでの実践的な取り組みへの支援を強化する	町田市民生委員児童委員協議会	見守り活動	担当の区域において高齢者の訪問や見守りを行っています。また、児童相談所、子ども家庭支援課と協力し、子どもの見守りを実施しています。生活保護者の家庭に訪問し、その家庭状況を確認し、把握に努めています。
	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	電話相談	変化の激しい現代社会において、困ったり不安になったりしたときに、誰にも相談できずにいる人が数多くいる中で、電話で話すことにより、再び生きる勇気を見出し、いられるよう、よき隣人であることを願いながら、無償ボランティア相談員が電話相談を受けています。また弁護士による法律相談も受け続けています。
	地区協議会	相談会	地区協議会で、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、青少年健全育成委員等が連携し、地域の方が気軽に相談できる場を作っています。
	町田地区保護司会	更生保護	犯罪や非行をした人を地域の中でサポートし、その再犯を防ぎ、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動を行っています。電話相談「サポートセンター町田ひまわり相談」も実施しています。
自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	電話相談員の養成	電話相談に従事する人材を育成するため、電話相談員養成プログラム(養成期間:1年6か月程度)を定期的実施します。
	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	ゲートキーパーの養成	支援者及び一般市民を対象とするゲートキーパー養成研修を、地域及び職域において、要請に基づき開催します。
	町田市介護人材開発センター	医療・福祉団体等へのゲートキーパー養成講座等の情報提供	医療・福祉団体等関係団体に対し、ゲートキーパー養成講座等に関する情報を提供します。
適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	一般社団法人町田市薬剤師会	関係機関の相談・紹介	来局した不安、不眠などところの不調をかかえる市民に対して、適切な初期支援を行える薬剤師を増やします。そして受診勧奨を行い、本人に適切な医療・支援を受けられるようにサポートします。
	公益社団法人東京都町田市歯科医師会	障がい者歯科診療事業	初診患者の中で精神疾患を持つ患者が増加しており、これらの患者診療に際し日常生活の悩み・心配等を配慮し、より密接なコミュニケーションを確立します。
	公益社団法人東京都町田市歯科医師会	歯科医師会会員への講演会事業	障がい者歯科診療を通じての会員への学術講演会や、精神疾患を持つ患者への不安軽減のためのカウンセリング等を行います。
	一般社団法人町田市医師会	かかりつけ医と精神科医の連携促進事業	東京都の事業として講演を行っています。学術講演においても、うつ病の講演を取り上げています。
	町田消防署	救急対応	東京消防庁では、自殺企図や希死念慮*のある傷病者に対し、「東京都こころといのちのサポートネット」を活用し、相談員による病院選定や傷病者との電話での直接対話を行っています。また、救急活動の現場において、警察等の関係機関と連携し、その後のフォローに繋げていきます。

施策の方向性	実施主体	取り組み事業	事業内容
社会全体の自殺リスクを低下させる	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	安心生活創造推進事業（成年後見制度推進・福祉法律相談）	虐待案件において、被虐待者を守るため成年後見人等の支援者を決定します。弁護士による法律相談を実施し権利侵害などの相談に対応しています。
	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	消費者被害等の経済問題、ソーシャルサポート*が欠如している方へ、福祉サービス利用の手続きのお手伝いや、日常的な金銭の支払いなどの支援を行います。
	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	心配ごと相談	日常生活における心配ごとや悩みごとに、心配ごと相談員が電話で相談に応じます。
	町田公共職業安定所	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者等に対し、ハローワークと福祉事務所等地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を行うことにより、就労による自立を促進します。町田市の生活保護担当部署とも連携し、取り組んでいます。また、町田市役所の一角にて「就労サポートまちだ」という窓口を開設しています。
	一般社団法人町田市薬剤師会	ブース出展や薬物乱用防止教室の実施	町田市総合健康づくり月間への参加や学校薬剤師として小中学校の児童生徒を対象に薬物乱用防止教室を実施しています。
	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	公開講座・講演会・イベントの開催	一般市民を対象に公開講座・講演会を開催し、いのちの大切さや、死生に関する課題を提供します。また、誰にも訪れる「死」と「いのち」についての地域での様々な取り組みとの連携を図ります。
自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	警察署	自殺対策に関する取り組み	個人の生命、身体への保護については、警察の責務として日々活動しています。自殺に関しては、通常業務を通じて情報収集を行っています。身近な困りごとについては生活安全課にて相談に応じ、生活相談で自殺に関する相談も受けています。精神保健福祉法に基づき、自傷他害*のおそれのある場合には、保健所へ通報するなど連携しています。
遺された方への支援を充実する	特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター	遺族支援事業	自死・自殺で大切な人を亡くした人が、偏見にさらされることなく悲しみと向き合い、必要かつ適切な支援を受けながら、その人らしい生き方を再構築できるように、総合的な遺族支援の拡充を図り、誰にとっても生き心地のよい社会の実現に寄与することを目的とし、講演会やわかちあいの会、社会保険労務士や弁護士等の専門家への相談会を実施しています。
民間団体との連携を強化する	法律相談事業関係者	総合相談会・法律相談窓口	総合相談会や法律相談窓口を実施しています。また、法律相談を通じ、弁護士と町田市の連携強化を図ります。
子ども・若者の自殺対策を更に推進する	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	受験生チャレンジ支援貸付事業	低所得世帯で進学を希望している子どもへの支援を目的に、学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料について、無利子で貸し付けを行う事業です。
	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	ここのなび（こころのナビゲーション）	子どもパソコン相談であり、小学生から高校生までの悩みごとに答えるホームページです。「友だち」「家族」「学校」「性・からだ」「自分自身・性格」「恋愛」から質問と答えを閲覧でき、自分の相談を送ることも可能です。相談に対する回答の掲載を継続します。
	北里大学医学部精神科学	自殺対策を含めた学生のメンタルヘルスに関する指導	自殺予防を含む学生のメンタルヘルス対策は喫緊の課題です。学生及び教職員の理解を深めるために、学生相談室との連携、学生を対象とした講義、教職員への講習を行っています。

施策の方向性	実施主体	取り組み事業	事業内容
勤務問題による自殺対策を更に推進する	八王子労働基準監督署町田支署	自殺対策に関する取り組み	働き方改革の主要施策である長時間労働の削減と過重労働防止に向けて、労働時間管理の徹底及び長時間労働の是正を推進しています。 各事業場に対し、職場におけるメンタルヘルス対策を推進し、ストレスチェック制度の適切な実施を促進します。
	八王子労働基準監督署町田支署	ワーク・ライフ・バランス*の推進	長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、労働時間等の設定改善による業務の見直しにより、ワーク・ライフ・バランスを実現します。
	八王子労働基準監督署町田支署	講演会やセミナー等への講師派遣	労働基準行政の取り組みについて理解・周知を図るため、各種団体が開催する講習会やセミナー等に講師派遣を行っています。
	町田公共職業安定所	失業対策事業	失業者(転職希望者を含む)に対する職業相談、職業紹介を雇用保険制度、求職者支援制度を一体的に行います。また、専門家である精神保健福祉士を配置し、主に精神障がい者に対し就職活動の不安軽減のためのカウンセリング等を行います。
	町田商工会議所	セミナーの開催	経営者や従業員を対象に、職場内の関係強化や働く人にとっての環境改善、労務管理などのセミナーを開催しています。

～心によりそうゲートキーパー～

○ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。特別な資格ではなく、誰でもなることができます。

2022年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」においても、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成するとし、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指すとしています。

○町田市におけるゲートキーパー養成講座

身近に悩みを抱えた人がいたときに、そのことに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守っていくというゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶため、町田市ではゲートキーパー養成講座を実施しています。

対象者のニーズや段階に合わせて、「市民向け」「地域ネットワーク向け」「教職員向け」「専門職向け兼フォローアップ向け」と分けて実施することで、実際の活動につながる内容について学ぶことができるようになっており、これまで1万人以上の方が受講しています。

○ゲートキーパーの普及啓発活動

ゲートキーパーを広く周知するため、3月と9月の東京都の自殺対策強化月間に合わせて実施している自殺防止対策普及啓発キャンペーンでは、町田市内のデザイン専門学校生のデザインを活用したゲートキーパー啓発ポスターとクリアファイルを作成し、市内各駅やバス車内、医療機関等で掲示・配布しています。また、年間を通じて、ゲートキーパー普及啓発ステッカーを市内のスーパー・ドラッグストアやコンビニエンスストアなどに配布し、貼付にご協力いただいています。



ゲートキーパー
普及啓発ステッカー



2022年度の作品

施策(2)こころの健康づくりの推進

施策の方向性

- こころの健康づくり(ひきこもりを含む)の推進を図ります … 1
- こころの相談に対して早期に適切な支援に繋がります … 2
- 関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります… 3、4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	こころの健康づくり(ひきこもりを含む)に関する普及啓発(再掲)	「みんなの健康だより」への記事掲載、デジタルサイネージの利用、啓発物品の配布、健康教育の開催などを通じて、こころの健康づくりに関する普及啓発を行います。	保健予防課	—
2	医療機関や適切な相談先へ繋げるための支援(再掲)	こころの相談に保健師等が対応します。必要に応じて医療機関や、適切な相談先へ繋がられるよう支援を行います。	保健予防課	—
3	関係機関との連携強化	町田市精神保健福祉連絡協議会・専門部会、ひきこもりネットワーク会議や個別支援会議を通して、関係機関との連携強化を図ります。	保健予防課	関係機関(※)
4	障がい者相談支援事業(再掲)	各地域障がい者支援センターにて障がいに関する様々な相談に応じ、必要とする情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を実施します。	障がい福祉課	—

(※)精神科医療機関、町田市医師会、訪問看護事業所、警察署、消防署、民生委員・児童委員協議会、NPO法人町田市精神障害者さるびあ会、東京都立多摩総合精神保健福祉センター、福祉関連事業所、ひきこもりに関連する教育機関・福祉就労事業所・NPO法人等

目標 2-1 安心できる地域医療があるまち

必要な医療情報を必要なときに入手でき、医療を受ける人と提供する人双方が適切なコミュニケーションをとり、良好な関係が構築されることを目指します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
#7119(救急相談センター)を知っている人の割合	46.4%	48%	50%
急病の時にかかる医療機関の情報がわからない人の割合	18.8%	17%	15%
医療安全支援センターホームページの閲覧数	3,608/年間	4,000/年間	4,500/年間

現状と課題

- ・市民が休日や夜間に安心して医療が受けられるように、町田市医師会の協力のもと救急患者に対する診療の確保を図り、広報紙やメール配信サービスで町田市内の当番医療機関の情報提供をしています。急病の場合に町田市内に安心して利用できる医療機関がないと思っている人のうち 41.9%が急病の時にかかる医療機関の情報がわからないと回答しています。必要な情報を入手できるよう、情報を正しく発信し、さらに積極的な広報・啓発活動に努める必要があります。(※)
- ・市が行っている医療安全相談窓口寄せられる苦情や相談は、医療を受ける人と提供する人双方がコミュニケーションを図ることで解決できる内容が多く寄せられることから、円滑なコミュニケーションを通して良好な関係が構築されるよう取り組む必要があります。

(※)2022 年度に実施した「町田市市民保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)適切な医療を受けられる環境整備

施策の方向性

- 医療を受ける人と提供する人が円滑なコミュニケーションをとり、良好な関係構築が図れるよう取り組みます … 1、2、7、8
- 救急医療体制の確保に努めます …3
- 休日の歯科医療体制の確保に努めます …4
- 一般の歯科診療所で診療等が困難な状況に対応するため、障がい者歯科診療体制の確保等を継続します … 5
- 診療所や薬局等の医療提供施設において、衛生管理や医療安全管理が行き届き、安心して医療を受けられるよう、監視指導を行います … 6

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	医療のかかり方及び医療に関する疑問の解消方法に関する情報の発信	ホームページを効果的に活用し、上手な医療のかかり方や医療に疑問を持ったときに活用できる制度などの情報を発信します。	保健総務課	—
2	医療安全相談窓口の運営(再掲)	市民又は市内の医療機関(診療所等)を受診された方の電話相談をお受けし、相談者が自ら解決できるよう一緒に考えます。また、ご相談内容によっては、中立な立場から提案や助言を行い、適切な専門機関等をご案内します。	保健総務課	—
3	町田市休日・準夜急患こどもクリニックの運営	町田市休日・準夜急患こどもクリニックにおいて必要な医療が提供できるよう、指定管理者とさらなる連携を図ります。	保健総務課	町田市医師会

コラム No.11

～医療安全相談窓口について～

町田市医療安全支援センターでは、医療安全相談窓口を設置し、医療機関を受診された方から医療に関する電話相談をお受けし、相談者が自ら解決できるよう一緒に考えます。窓口によく寄せられる相談とそれに対する回答を町田市ホームページに紹介しています。詳しくはホームページをご覧ください。



町田市医療安全支援センター

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
4	休日応急歯科診療所の運営	診療を行う歯科診療所の少ない休日(祝日・5月連休等)・年末年始に、歯科の応急診療を行います。	保健総務課	町田市歯科医師会
5	障がい者歯科診療所の運営	障がいの内容によって、一般の歯科診療所で診療等を受けることが難しい方に対して、歯科診療を行います。また、障がい者歯科を地域で支えるため、歯科専門職を育成します。	保健総務課	町田市歯科医師会
6	診療所・薬局等医療提供施設の監視指導の実施	診療所・薬局等に対して実施する立入検査を通じ、衛生管理や医療安全管理体制等の確認、指導を行い、適切な医療提供体制の確保を推進します。	保健総務課	—
7	医療と介護の連携支援センターの運営	高齢者支援センターが行う在宅医療・介護連携に関する事業を後方支援し、質の向上を図るとともに、医療職と介護職からの相談に応じ、業務の円滑な実施を支援します。	高齢者支援課	—
8	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会	在宅医療の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図るため、医療と介護の専門職団体が参画する協議会を開催します。協議会では、医療職と介護職が連携して在宅療養を提供するための専門職向け研修や、市民に向けた在宅療養の普及啓発等を行います。	高齢者支援課 介護保険課	—

コラム No.12

かかりつけをもちましょう

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を持つことで、普段の体調管理を相談することができます。「かかりつけ医」は、自分自身やご家族の生活環境、健康状態を把握し、病気の時だけではなく、日ごろから健康管理についてもアドバイスしてくれます。直接大病院を訪ねる前に、まずは「かかりつけ医」に相談することがより効果の高い治療につながります。「かかりつけ歯科医」は、むし歯や歯周病の治療をするだけでなく、歯のみがき方や食生活のアドバイスなど日常生活をサポートしてくれます。「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師」は、薬の効果や飲み合わせなどわかりやすく説明してくれます。一般薬の副作用情報なども含め、健康に関する情報を積極的に教えてくれます。

施策(2)適切な受診に関する普及啓発

施策の方向性

- 適切な受診行動の促進をします … 1
- 医療に関する情報発信を推進します … 2

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	医療機関の適正利用などの普及啓発	救急車の適正な利用及びかかりつけ医の有用性など医療機関の適正な利用について、市民に対し啓発・周知を行います。	保健総務課	—
2	急な病気やけがの時に適切な行動をとれるための電話相談窓口や当番医療機関等の情報提供	日ごろ受診する際に条件にあった医療機関や、今診てもらえる救急医療機関について情報が得られるよう、電話相談窓口や当番医療機関等の情報提供を行います。	保健総務課	—

コラム No.13

救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか迷ったら？

小児専門ダイヤルです。小さなお子さんについては、まずこちらへ

小
児

小児救急
相談
(東京都)

☎#8000
携帯電話、プッシュ回線

または
☎03-5285-8898

平日：午後6時から翌朝8時
土曜日・日曜日・休日・年末年始：午前8時から翌朝8時
休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができます。

大人と、小児専門ダイヤルが時間外の時はこちらへ

大
人・
小
児
の
時
間
外

救急相談
センター
(東京消防庁)

☎#7119
携帯電話、プッシュ回線、PHS

または
☎042-521-2323

24時間365日対応

症状にもとづく緊急性の有無、受診の必要性に関するアドバイスや医療機関案内などをはじめとした医療チームが対応します。

目標 2-2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち

健康が脅かされる危機が発生したときに、市民、関係機関、行政等が相互に理解、協力して健康を守れるまちを目指します。また、災害時や大規模な感染症の発生時に、円滑な医療救護活動や感染拡大防止対策が実施できる体制を構築・整備します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
感染防止対策地域連携会議*への参加回数	7回	10回	10回
健康危機管理委員会の開催回数	年0回	年1回	年1回
災害時の医療救護体制について知っている人の割合	25.7%	27%	30%
災害医療関係者連絡会の開催回数	年1回	年1回	年1回
医療救護活動訓練回数	年2回	年2回	年2回

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染対策に関する普及啓発を継続的に行いました。このことにより、市民や関係機関職員が感染対策の知識を得て、感染対策に対する意識向上を図ることができました。今後も市民一人ひとりが健康に関する正しい知識を持ち、活用できるように啓発活動を継続していきます。
- ・感染症の発生時に感染症対策が円滑に進むよう、平時から会議開催等を通じて関係機関との「顔の見える関係」の構築に努めていますが、新興感染症による健康危機に備え、より関係機関等と連携調整を強化し、健康危機体制を確保していく必要があります。
- ・災害時の医療救護体制について、関係機関と連携し整備を進めていますが、災害時の医療救護体制について知っている人の割合は26%程度と低い状況です。(※1)
- ・災害時の市の医療救護体制について、従事する人や従事する人の救護所への移動手手段の確保等の課題があります。また、予期できぬ課題に柔軟に対応できるよう、関係機関と継続的に検討する必要があります。
- ・災害時に円滑な医療救護活動が実施できるよう、繰り返し訓練を行う必要があります。
- ・在宅人工呼吸器使用者の難病患者等が災害時個別支援計画(※2)を作成した後も、難病患者等の病状は変化していくため、常に最新の状況を把握する必要があります。

(※1)2022年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

(※2)高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。

施策(1)新興感染症対策

施策の方向性

- 市民や関係機関職員に対する情報発信を行います … 1
- 平時から関係機関とのネットワークを構築します … 2
- 健康危機管理に関する計画等の改定及び整備を行います … 3
- 医師会等の関係機関との連携を密にするなど、感染症の感染拡大防止をするための環境を整備します … 4、5

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	新興感染症に関する情報発信	疾患に関する情報や感染対策等について、ホームページなどを活用した情報発信をします。	保健予防課 介護保険課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 保健給食課 指導課 児童青少年課	—
2	感染防止対策地域連携会議への参加	会議に参加することにより、関係機関との顔の見える関係性を構築します。	保健予防課	—
3	感染症対策に係る各計画の改定及び見直し	国や都の動向を踏まえ「町田市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定、「町田市感染症予防計画」及び「町田市健康危機管理対処計画(感染症編)」について随時見直しを行います。	保健総務課 保健予防課 生活衛生課	—
4	避難施設の感染症対策	感染症対策として、全避難施設に配備した感染症対策物資を更新していくとともに、避難者の十分なスペースを確保できるよう努めます。	防災課	—
5	感染症に対応する体制整備	新興感染症発生時に備え、体制整備の充実を図ります。また、その体制整備の中で、保健所中町庁舎と健康福祉会館の集約を見据え、機能強化に向けた保健所機能の最適な配置を検討します。	保健総務課 健康推進課 保健予防課 生活衛生課	—

新型コロナウイルス感染症の対応に伴い保健所では、業務のひっ迫、全庁体制の整備、優先すべき通常業務の選択等の人員確保やBCP（事業継続計画）に関する事、また執務室スペースの分散化や狭あい化、医療用物資の保管場所の不足など施設面に関する様々な課題に直面しました。特に、執務室スペースの確保は重要な課題であり、大規模感染症発生時に一連の対応業務が行えるスペースを確保できる体制を平時から整備していく必要があります。

町田市の4つの保健施設の拠点（保健所中町庁舎、健康福社会館、忠生保健センター、鶴川保健センター）のうち、保健所中町庁舎（1973年度建築）と健康福社会館（1988年度建築）は老朽化により改修の時期を迎えています。そのため、現在、これら2つの保健施設の集約化を含む機能強化に向けた保健所機能の最適な配置を検討しています。

新型コロナウイルス感染症対応からみえた教訓を生かし、市民の健康を守るための拠点として、保健施設を整備していきます。

施策(2)大規模災害時における医療提供体制の充実

施策の方向性

- 災害時医療救護体制について、情報を発信します … 1
- 災害時の医療救護に関わる関係機関と連携して課題を検討し、体制整備に取り組みます … 2、3
- 在宅人工呼吸器使用者の難病患者等が災害時個別支援計画を円滑に作成できるように、関係機関と連携をとりながら支援を進めます … 4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	災害時医療救護体制に関する情報発信	災害時の市の医療救護体制について情報を発信します。	保健総務課 防災課	—
2	災害医療関係者連絡会の開催	災害時の医療救護に関わる関係機関と、体制整備の充実に向けて検討します。	保健総務課	町田市医師会 町田市歯科医師会 町田市薬剤師会 町田市柔道整復師会
3	医療救護活動訓練の実施	発災時に関係機関と適切に連携できるように、医療救護活動訓練を実施します。	保健総務課 健康推進課 保険年金課 防災課	市内医療機関 町田市医師会 町田市歯科医師会 町田市薬剤師会 町田市柔道整復師会
4	在宅人工呼吸器使用者の難病患者等の把握と災害時個別支援計画の作成への支援	災害時に在宅人工呼吸器使用者の難病患者等の安否確認や避難支援等を行えるように人工呼吸器使用者の把握をします。また、必要な患者に対しては、災害発生に備え、災害時個別支援計画作成を支援します。	保健予防課	町田市医師会 医療機関 訪問看護ステーション

目標 2-3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち

生活衛生に関連する事業者が衛生管理に取り組み、衛生水準の維持・向上を図るとともに、市民一人ひとりが生活衛生に関する正しい知識を持つことにより、健康リスクを軽減できることを目指します。また、動物の愛護や適正飼養の意識が定着し、動物を飼う人も動物が苦手な人も心地よく生活できる地域社会を築くことを目指します。

指標

指標名	現状値	中間目標	目標値
「町田市食品衛生監視指導計画」に基づく立入検査実施率	100%	100%	100%
公衆浴場等に対する立入検査実施率	100%	100%	100%
動物の愛護と適正飼養にかかる啓発の実施回数	年間9回	年間10回	年間10回
「飼い主のいない猫との共生モデル地区制度」における新規指定団体数	—	5団体	10 団体

現状と課題

- ・食品衛生の普及促進のため、「町田市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品等事業者への監視指導を実施しています。自主衛生管理を推進し、食品事故防止の観点から効率的・効果的な監視指導を継続していく必要があります。
- ・普及が進んでいるインターネットや SNS 上では食の安全に関する誤った情報や科学的根拠に乏しい情報も見受けられるため、正しい情報を分かりやすく提供していく必要があります。
- ・理・美容所やクリーニング所、公衆浴場等の生活衛生に関連する事業者が自主的に衛生管理に取り組み、市民が施設を安全に利用できるよう、事業者への監視指導を継続していく必要があります。
- ・市民が生活衛生に関する正しい知識を持ち、日常生活における健康リスクを軽減できるよう正しい情報を適宜発信していく必要があります。
- ・ペットを飼っている人のうち、精神的な安心を得られている人は、91.1%います。(※)ペットを飼うことは、生活に潤いを与える効果が期待できる一方で、適正な飼育を怠ると、他者への危害や周囲の生活環境の悪化につながる恐れもあります。そのため、動物の愛護や適正飼養の意識が定着するよう、継続的に啓発を行っていく必要があります。
- ・ペットや飼い主のいない猫による生活環境の悪化を防止するために、飼い主の飼育マナーの改善を図るとともに、各地域において動物の管理に関するルールづくりや取り組みを進める必要があります。
- ・動物の飼育に関する問題やその要因が多様化しており、それらの問題を早期に発見・対応していくためには関係機関等との連携をこれまで以上に進めていく必要があります。

(※)2022 年度に実施した「町田市民の保健医療意識調査」から見えた傾向。

施策(1)食品衛生の確保

施策の方向性

- 食品等事業者に対する自主的な衛生管理を推進します … 1
- 広く市民に向けて食品衛生に関する知識の普及啓発を行います … 2

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	食品等事業者に対する監視指導	食品衛生法の規定に基づき「町田市食品衛生監視指導計画」を毎年度策定し、監視指導を行います。	生活衛生課	—
2	食品衛生にかかる情報の発信	広報紙やホームページ、講習会などを通じ、社会の動向も踏まえた食品衛生に関する正しい情報を適宜発信します。	生活衛生課	—

コラム No.15

町田市では、安全な食生活の参考としていただくため、食品衛生に関する広報紙「食べものミミより情報」を発行し、保育園、幼稚園、小中学校、社会福祉施設などに配布しています。

毎回、食中毒予防 3 原則「つけない!」「ふやさない!」「やっつける!」を紹介するほか、季節ごとの身近な話題をもとに食に関する正しい情報を分かりやすく提供し、食中毒の予防につなげていただいています。

【掲載テーマ例】

- 春号：クーラーバッグの保冷のポイント
- 夏号：夏祭りにおける食中毒事例
- 秋号：カンピロバクター食中毒の予防方法
- 冬号：ノロウイルスの感染予防対策 など

食べものミミより情報



施策(2)環境衛生の確保

施策の方向性

- 環境衛生に関連する事業者への監視指導を計画的に実施します … 1
- 市民に生活衛生に関する正しい情報を適宜発信します … 2

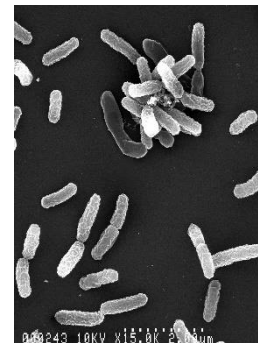
主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	環境衛生関係法令*に基づく許可、監視指導	年間監視指導計画に基づき立入検査を実施し、衛生水準の維持・向上を図ります。	生活衛生課	—
2	生活衛生に関する相談対応、普及啓発	市民からの生活衛生に関する相談に応じ、正しい知識を啓発します。また正しい情報を適宜発信します。	生活衛生課	—

コラム No.16

レジオネラ症という病気をご存じでしょうか。
レジオネラ属菌という細菌を吸い込むことにより発症し、毎年、全国で1,000人以上の患者が発生しています。日本では、公衆浴場などのお風呂を原因とした発生事例が報告されています。
公衆浴場などでは、レジオネラ属菌を増殖させないための適切な管理が求められます。

レジオネラ症



レジオネラ属菌
走査電子顕微鏡観察像
写真提供: 国立感染症研究所

コラム No.17

近年、繁華街や住宅街など、都市環境に適応したネズミによる被害が増加しています。ネズミの被害を減らすには、住みつかせないことと、食べ物を与えないことが最も有効な手段です。

- 食べ物を片付ける・・・食べ物はフタ付きの容器に入れ、戸棚や冷蔵庫へ
- 隙間をなくして侵入を阻止・・・家の周りを確認し、隙間があれば塞ぐ
- 巣材を与えない・・・新聞、布、段ボールなど、巣の材料となるものは整理
- 隠れ家をなくす・・・使っていない植木鉢や木材などは片付ける

住まいのネズミ対策

施策(3)動物との共生の推進

施策の方向性

- 動物の愛護と適正飼養にかかる啓発の機会を充実します … 1
- 犬・猫による生活環境の悪化を防止する地域の取り組みが広がるよう支援します … 2
- 動物愛護や適正飼養にかかる関係機関等との連携・情報共有を推進します … 3
- 動物の飼育や管理に関する申請手続きのオンライン化を推進します … 4

主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当部署	連携団体
1	動物の愛護と適正飼養にかかる啓発	講習会や広報紙、ホームページなどを通じ、動物の適正な飼養方法、終生飼養の趣旨、飼い主の義務やマナー、災害への備えなどについての普及啓発を行います。	生活衛生課	—
2	犬・猫による環境被害防止にかかる取り組みへの支援	地域で行う犬・猫による生活環境の悪化を防止する取り組み(地域猫活動、地域内のペット飼育のマナー啓発、ペットの同行避難訓練など)を支援します。	生活衛生課	—
3	動物との共生を支える環境づくり	動物の適正飼養にかかる関係者間の情報共有を進めるとともに、動物愛護に関する取り組みの推進にかかる関係機関等との連携を進めます。	生活衛生課	動物愛護ボランティア、動物病院ほか
4	申請手続きのオンライン化	動物の飼育や管理に関する申請手続き(犬登録など)のオンライン化を進めます。	生活衛生課	—

コラム No.18

地域猫活動とは、地域にいる飼い主のいない猫を、地域住民が「地域猫」として管理することで、猫による地域のトラブルを減らしていくための取り組みです。

猫が増えないように不妊・去勢手術を行うとともに、エサやトイレの管理、清掃活動などを適正に行っていくことで、猫によるフン尿やごみ荒らしなどの被害が減り、人にとっても猫にとっても暮らしやすいまちづくりにつながります。

町田市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術にかかる費用の一部を補助するほか、地域猫活動に取り組む団体を「飼い主のいない猫との共生モデル団体」として指定し、活動の支援を行っています。

地域猫活動



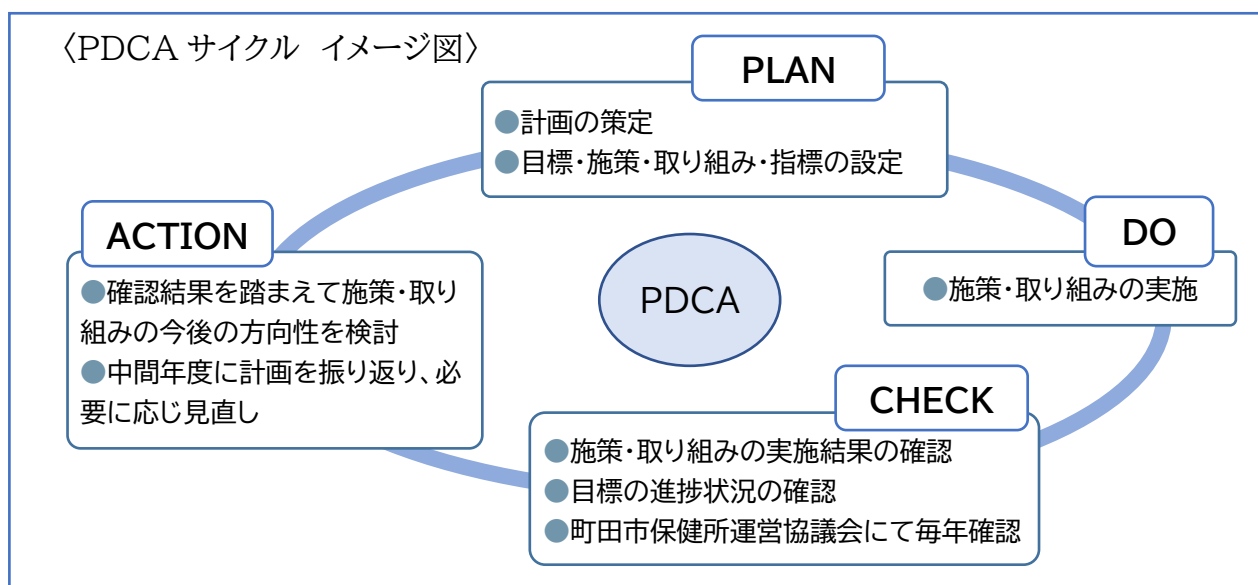
第5章 計画の 推進体制

第5章 計画の推進体制

本計画に基づき、施策や取り組みを実施するとともに、PDCA サイクルで年度ごとに実施内容等の確認・見直しを行います。

計画の確認・見直しにあたっては、「町田市保健所運営協議会」において、前年度の事業実施結果及び当年度の事業計画の報告を行います。「町田市保健所運営協議会」は、町田市保健所条例第 7 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるために設置された附属機関であり、委員は、保健・医療の各分野の学識経験者に加え、市民団体から選出された方、医療関係団体の代表、関係行政機関の代表で構成されています。2022 年 4 月には計画統合をきっかけとして、食育及び自殺対策の推進を目的とする各懇談会の会長を新たに協議会の委員としても委嘱し、懇談会で出された意見や課題も協議会に反映できる体制を整えました。総合的な見地から意見交換を行い、必要に応じて見直し内容を施策・取り組みへ反映します。

また、本計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、2027 度に中間見直しを実施し、2028 年度からの計画に反映します。



資料編

資料編

1 町田市の基本データ

(1) 町田市の概況

南多摩保健医療圏と町田市

町田市は、東京都多摩地域の南部に位置し、神奈川県へ半島状に入りこんだ形状の丘陵都市です。東京都心から 30～40km、横浜中心部から 20～30km 圏に位置しています。市域は、北部で八王子市、多摩市と隣接していますが、東、西及び南部は川崎市、相模原市、横浜市、大和市と隣接し、神奈川県と隣接する距離が長くなっています。

東京都は、『東京都保健医療計画(平成 30 年 3 月改定)』において、住民の日常生活行動の状況、交通事情、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布等圏域設定に必要な要素を総合的に勘案の上、複数の市町村を単位とする二次保健医療圏を設定しています。町田市は、八王子市、日野市、多摩市及び稲城市とともに、「南多摩保健医療圏」に属しています。

二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスを提供する単位となっています。

町田市は、「南多摩保健医療圏」にあって、一次保健医療圏として、町田市民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、市民に密着した保健医療サービスを、福祉サービスと一体となって、総合的に、かつ、継続的に提供しています。

南多摩保健医療圏及び医療機関
相互の連携が強い近隣市



(2)医療資源の状況

①医療施設数

町田市の医療施設は、2022年度では病院が20施設、診療所が344施設、歯科診療所が238施設で、2019年度と比較して、病院は1施設増加、診療所は3施設増加、歯科診療所は、5施設増加となっています。

表①-1 市内医療施設数

区分	2019年	2020年	2021年	2022年
施設数(施設)	1,126	1,141	1,153	1,155
病院	19	20	20	20
診療所	341	338	342	344
歯科診療所	233	237	240	238
助産所	4	6	7	7
施術所	355	362	365	366
薬局	174	178	179	180

資料:町田市

②救急医療

表②-1 夜間や休日等の町田市の救急医療体制

区分	施設形態	診療科目・開設数 (1日あたり)	診療日		診療時間
救急病院による 休日救急診療	輪番	内科系1か所 外科系2か所	日曜・祝日・年末年始		午前9時～翌日午前9時
救急当番病院による 平日・土曜日時間外救急診療	輪番	内科系1か所	平日(年末年始除く)		午後7時～翌日午前8時
			土曜日(祝日・年末年始除く)		午後1時～翌日午前8時
当番医による 休日急病診療	輪番	内科系3か所	日曜・祝日・年末年始		午前9時～午後5時
休日・準夜急患 こどもクリニック	固定	小児科1か所	日中帯	日曜・祝日・年末年始	午前9時～午後5時
			準夜帯	365日	午後7時～午後10時
休日応急 歯科診療所	固定	歯科1か所	日曜・祝日・年末年始		午前9時～午後5時

表②-2 休祝日、夜間等救急診療施設数等(輪番制)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
医療機関数 (件)	救急病院による 休日救急診療	219	228	216	216	216
	救急当番病院による 平日・土曜日時間外救急診療	292	290	293	293	293
	当番医による 休日急病診療	219	228	216	211	214
患者数 (人)	救急病院による 休日救急診療	8,370	7,583	4,668	4,669	4,553
	救急当番病院による 平日・土曜日時間外救急診療	3,432	3,297	2,242	2,294	2,415
	当番医による 休日急病診療	6,432	6,262	2,442	3,079	4,359

表②-3 休日・準夜急患こどもクリニックでの診療状況

(単位:人)

区分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
患者数	日中帯	4,629	4,251	1,027	1,598	1,848
	準夜帯	5,378	5,109	1,450	2,270	2,527
	合計	10,007	9,360	2,477	3,868	4,375
二次救急医療機関 紹介人数	日中帯	68	64	37	37	24
	準夜帯	168	143	36	62	69
	合計	236	207	73	99	93

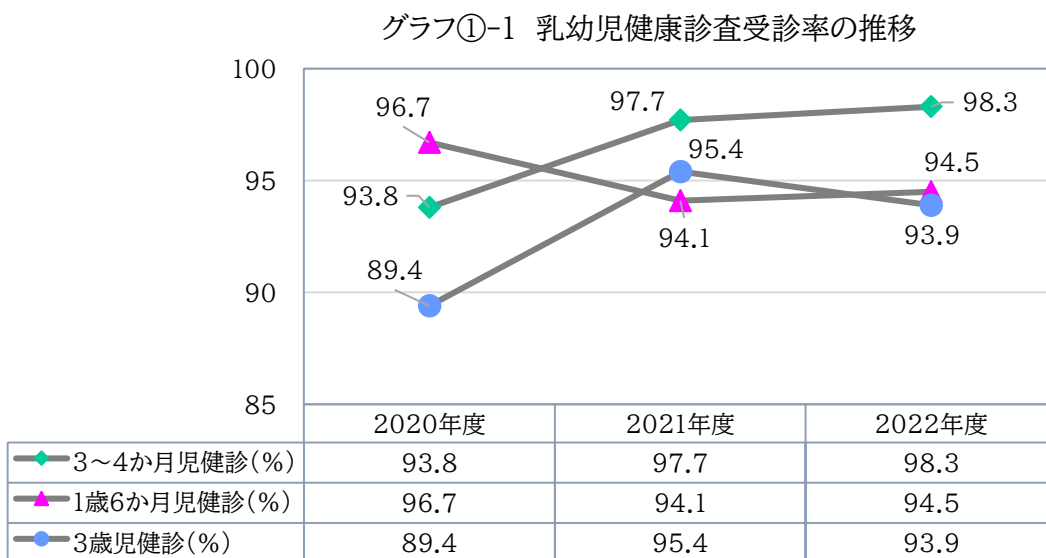
表②-1~3 資料:町田市

(3)保健医療の状況

①-1 母子保健

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施しています。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、同時に歯科健康診査も実施しています。

また、妊産婦とその夫を対象とした「プレママ・パパクラス(母親・両親学級)」や、多胎児を育てている親とこれから多胎児を出産予定の親を対象とした「多胎児の会」を実施しています。その他、母子の健康を守ることを目的に、乳幼児の「身長・体重測定」、「保育相談、栄養相談」と「産後の母体の相談」、「歯と口腔の相談」等を定期的に行っています。



資料:町田市

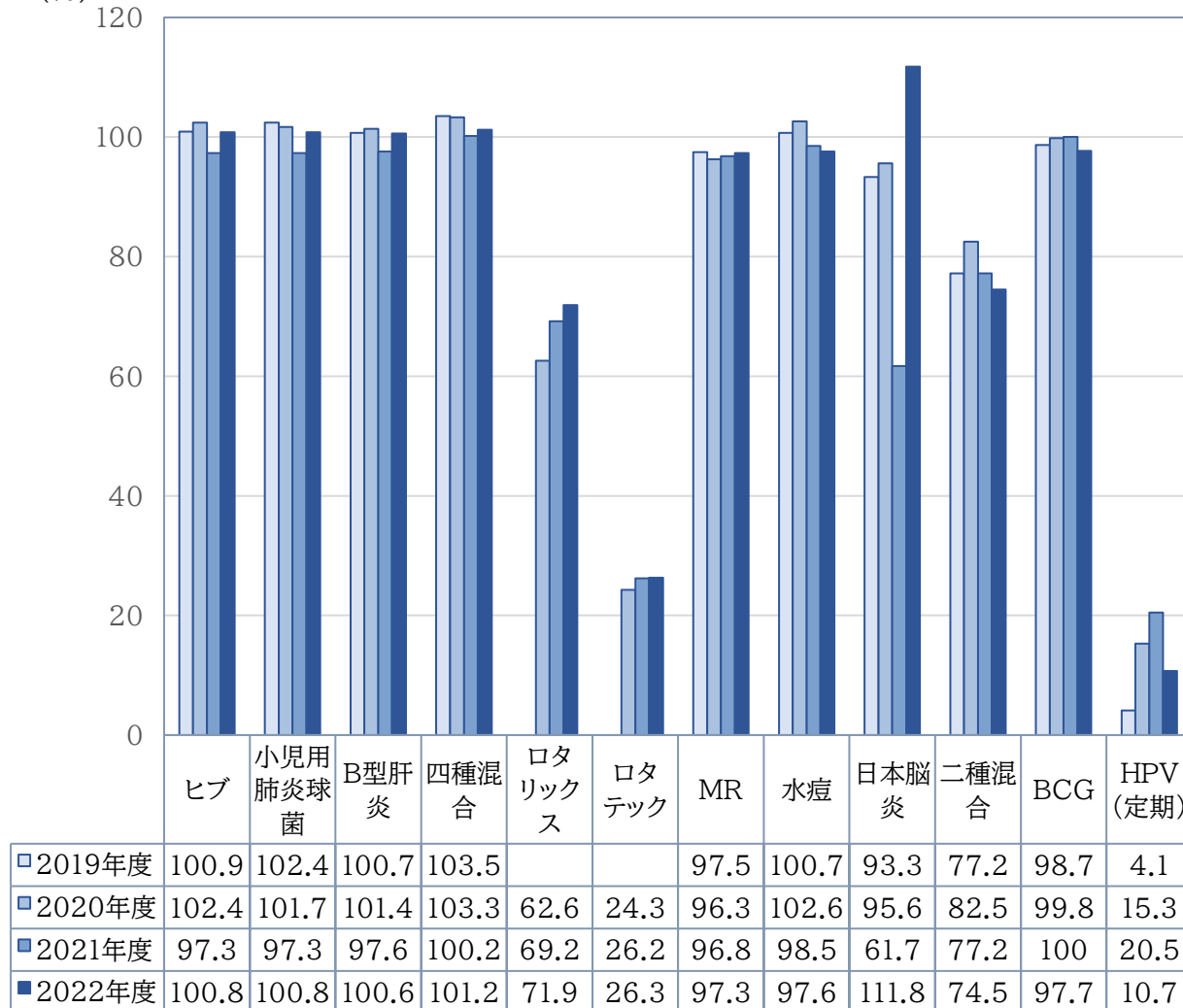
〈町田市母子保健包括支援サービス〉

時 期	事業名	内容	
妊娠したら	妊娠	しっかりサポート面接	妊娠中や産後についてのお話し、出産・育児の準備をアドバイス。
		妊婦歯科口腔健康診査	指定医療機関にて母子手帳と共に配布する無料クーポンで受診。
		そらまめの会 (多胎児の会)	双子、三つ子を子育て中、これから出産予定の方の交流の場。
		プレママ・パパクラス	両親学級
赤ちゃんが生まれたら	出産	こんにちは赤ちゃん訪問	出生通知票に基づき、赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭へ、保健師・助産師・看護師が訪問。
		新生児聴覚検査	生後すぐ入院中に受診。費用一部助成あり。
	生後1か月	産後ケア事業	支援を受けられない産後3か月未満の赤ちゃんとお母さんのケアを宿泊型と日帰り型で実施。
	2か月	予防接種	生後1か月になる月の末に個別通知。指定医療機関で接種。
	3か月	3～4か月児健診 (集団)	生後3か月になる月に通知が届き、お近くの健診会場で実施。
	4か月	離乳食講習会(予約制)	離乳食の進め方の講習 初期(4～6か月児) 後期(8～10か月児)
	5か月		
	6か月	6～7か月児健診 (個別)	健診は、指定医療機関で実施。5か月になる月に通知送付。
			}
	9か月	9～10か月児健診 (個別)	健診は、指定医療機関で実施。5か月になる月に通知送付。
			}
	1歳6か月	1歳6か月児健診・歯科健診	歯科健診は集団健診、医科健診は指定医療機関で実施。1歳5か月になる月に通知送付。
		幼児食講習会(予約制)	1歳6か月～2歳0か月児の栄養と食生活の講習。
2歳	2歳児歯科健診(集団)	2歳になる月か翌月に通知送付。	
3歳	3歳児健診・歯科健診 (集団)	3歳になる月に通知送付。	
その他	乳幼児・母性相談	生後2か月～就学前の児の身長・体重測定、育児相談、栄養相談、歯科相談、母乳相談など。	
	母性保健相談・母乳育児相談	助産師による女性の体や母乳の相談、乳房マッサージ。	

①-2 定期予防接種

予防接種法に基づき、生後3か月から7歳6か月未満の乳幼児や、小学生から高校生等を対象に、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施しています。

グラフ①-2 定期予防接種 接種率 (%)



資料:町田市

② 健康づくり推進員活動

「自分の健康は自分で守り育てる」という意識の啓発と支援、みんなで支えあう健康づくりの推進、健康で楽しく暮らすことのできるまちづくりの推進を通じて、市民の健康づくり活動の推進を図っています。年間を通じたさまざまな活動を各地域において行っています。

表②-1 健康づくり推進員人数及び地区健康のつどいの状況

年度	地区別	健康づくり推進員人数	各団体での健康づくり活動実施回数	延べ参加者数	主な活動内容
2020	町田	51	26	6,426	町トレ(※) ポッチャ 健康チェック
	南	43			
	鶴川	35			
	忠生	28			
	小山	11			
	相原	15			
2021	町田	42	95	10,145	町トレ(※) ラジオ体操 ポッチャ グランドゴルフ
	南	39			
	鶴川	33			
	忠生	21			
	小山	11			
	相原	11			
2022	町田	42	176	13,824	町トレ(※) ラジオ体操 ポッチャ グランドゴルフ
	南	39			
	鶴川	31			
	忠生	32			
	小山	9			
	相原	12			

資料:町田市

※町トレとは、地域で定期的・継続的に介護予防に取り組むための町田市オリジナルのトレーニングです。体力に自信のある方から少し自信がない方まで、どなたでも行えます。

③ 精神保健

市では、保健師が面接及び電話による相談を随時受けています。未治療・医療中断や児童・高齢者虐待、思春期相談など専門的な相談が多くあります。

また、障がい福祉部門では、社会復帰や福祉サービスの活用に伴う相談を受けています。

表③-1 保健師による精神保健福祉相談・訪問指導状況(障がい福祉部門の件数を除く)

年度	精神保健福祉相談(訪問以外の面接・電話等)							
	内訳							
	延べ人員	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物依存	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神保健
2020	4,878	99	142	114	0	413	405	3,705
2021	4,837	183	104	124	17	640	472	3,397
2022	4,251	127	53	151	44	366	354	3,213

年度	精神保健福祉相談(関係機関連絡等)							
	内訳							
	延べ人員	社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物依存	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神保健
2020	3,570	49	138	160	0	136	101	2,986
2021	4,024	117	76	72	14	445	115	3,185
2022	5,113	142	70	76	34	288	171	4,332

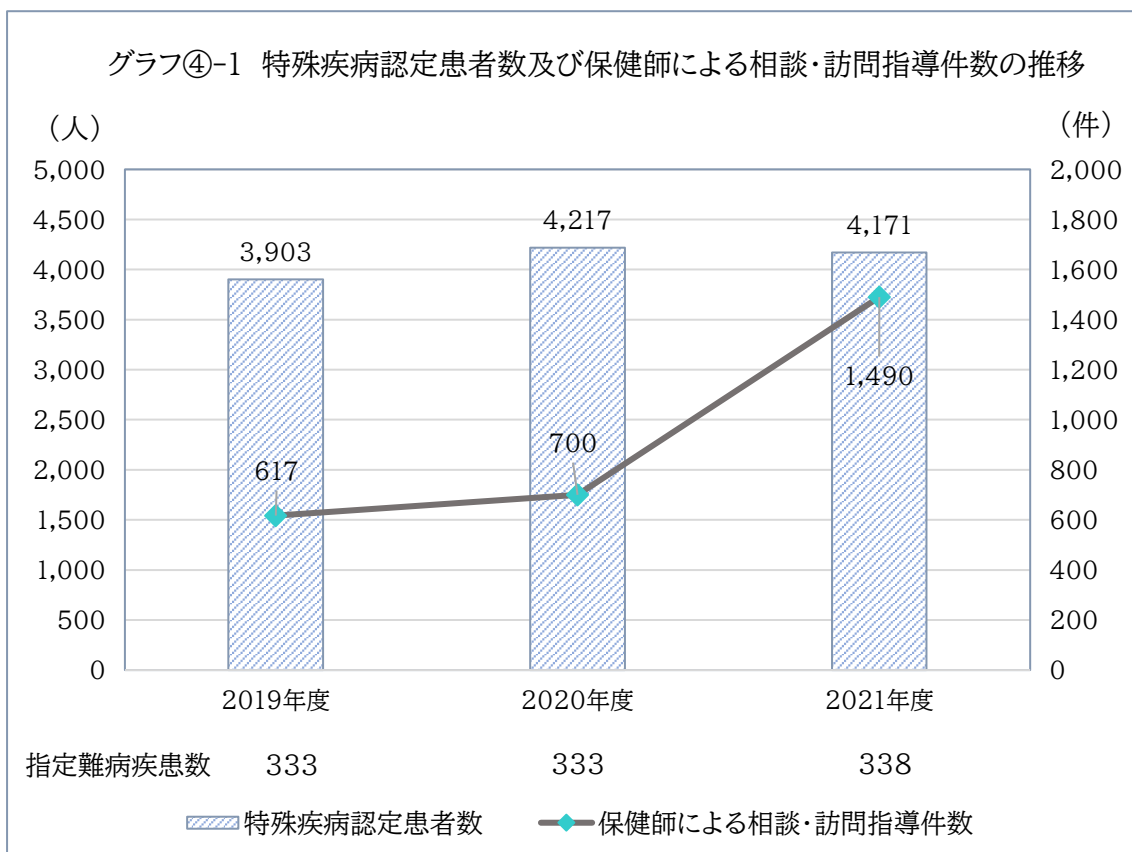
年度	精神保健福祉訪問指導									
	実人員	延べ人員	内訳						心の健康づくり	一般精神保健
			社会復帰	老人精神保健	アルコール	薬物依存	児童・思春期			
2020	611	949	11	16	44	0	73	73	732	
2021	339	852	26	13	18	0	87	98	610	
2022	476	911	14	41	6	11	93	52	694	

資料:町田市

④ 難病

「難病」とは、その原因が不明であり、治療法が未確立で、希少かつ長期の療養生活が必要となり、患者や家族の心理的・経済的負担が非常に大きい疾病のことです。難病については、指定難病を対象に医療費助成を行っています。

市では、神経難病疾患を中心に保健師が家庭訪問や電話、面接により、難病療養患者や家族の方の療養上の問題や介護の不安などの相談を行っています。



資料:町田市

⑤ 歯科保健

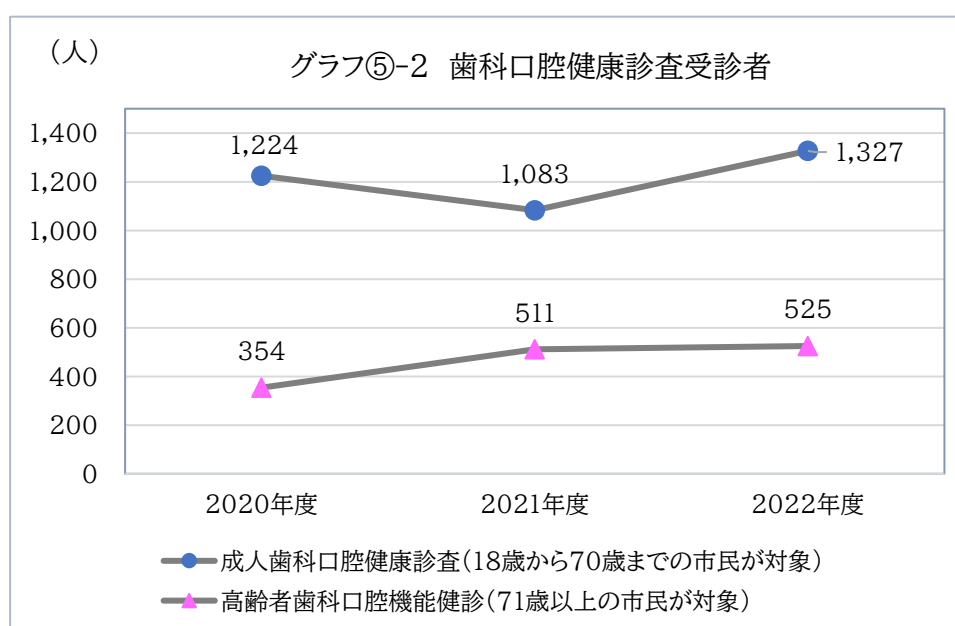
う蝕(むし歯)や歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的に歯科健康診査を実施しており、1歳6か月児と2歳児には歯質の強化を目的としたフッ素塗布等の予防処置を実施しています。

離乳食講習会後期や、保育園と連携した、子育て広場、園児むし歯予防教室等を通して歯科健康教育、歯ブラシ指導、歯科保健指導等を実施しています。

また、オーラルフレイル予防のための『ロトレ動画』を作成し、高齢者自主グループなどに出向き、高齢者歯科口腔機能健診の受診推奨とともに普及啓発を行っています。

表⑤-1 歯科健康教育等参加者数

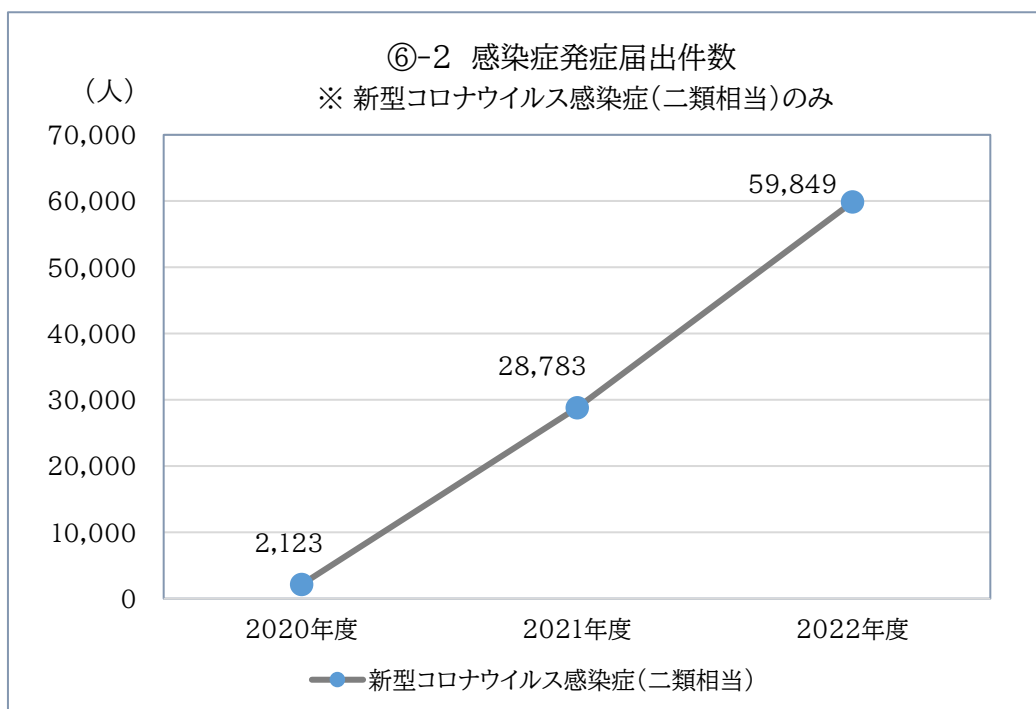
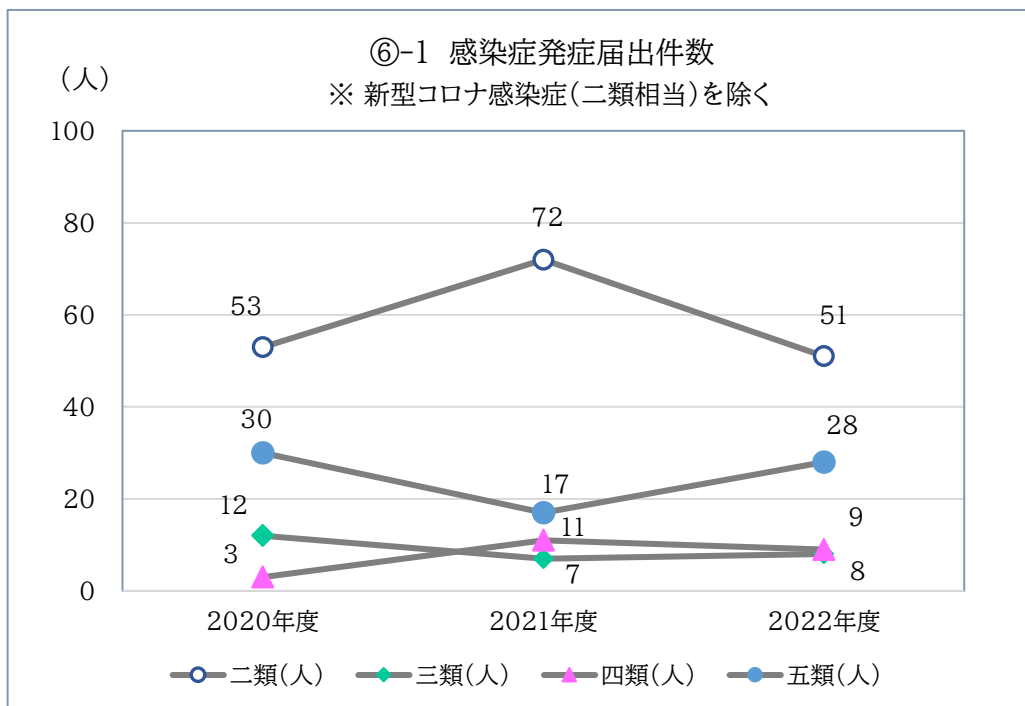
	2020年度	2021年度	2022年度
むし歯予防教室	58		
園児むし歯予防教室	2,861	2,584	3,755
小・中学校向け 歯科保健指導	114	140	120
子育てひろば 育児講座	61	83	41
離乳食講習会(後期)	88	120	119
プレママ・パパクラス	106	90	104
からだ測定会	20	13	65
障がい者歯科保健訪問指導	67	87	70
高齢者自主グループ 健康教育		122	90
ふれあい館 健康講座			243

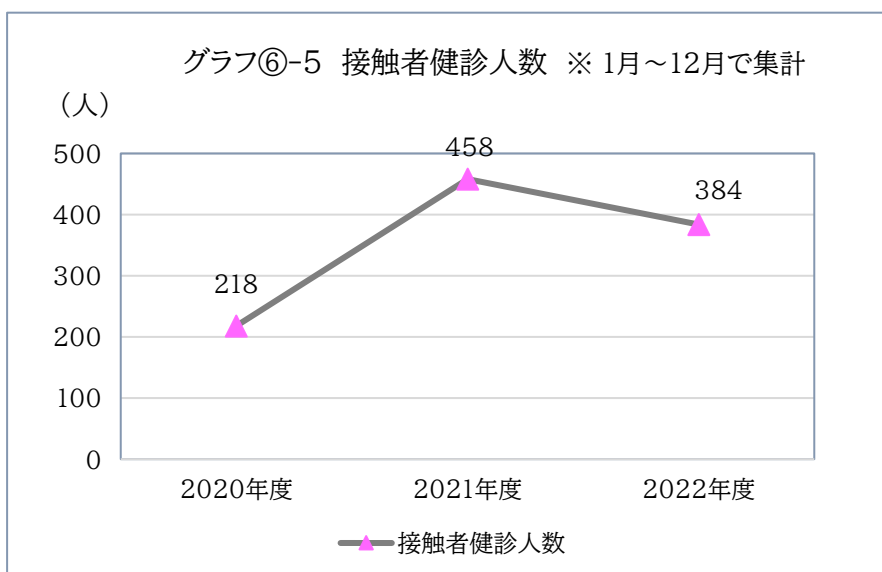
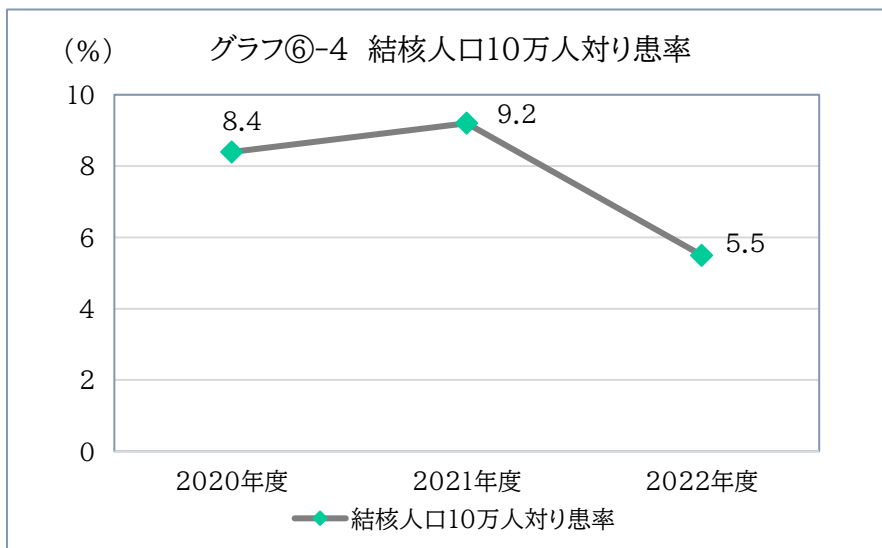
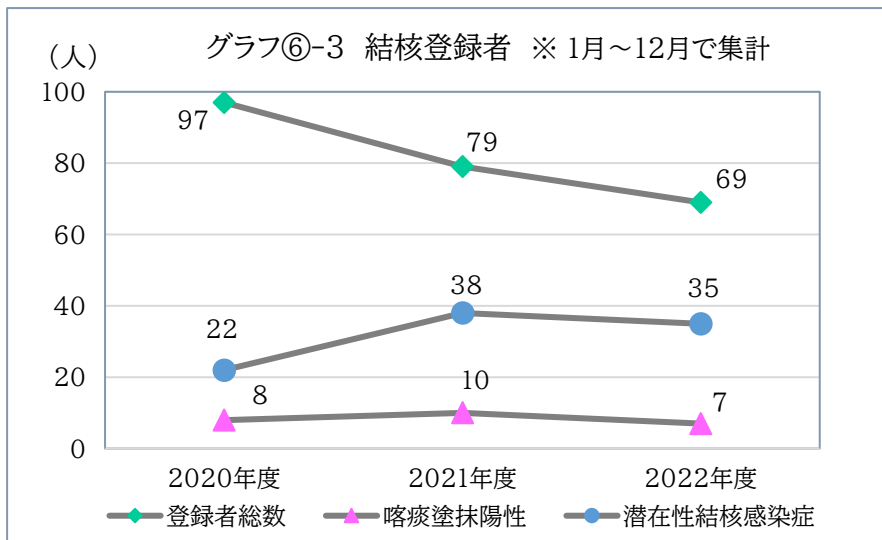


表⑤-1 グラフ⑤-2 資料:町田市

⑥ 感染症等

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の予防及びまん延防止のため、予防活動や発生時の調査・保健指導・健康診断等を行っています。





グラフ⑥-1～5 資料:町田市

2 町田市民の保健医療意識調査 調査結果(抜粋)

(1)概要

調査の目的	本計画の策定に向け、市民の健康や医療に対する意識、意見等を調査することにより、現状を把握し、新たな政策課題の抽出を行うこと。
調査対象	住民基本台帳をもとに無作為抽出した、市内在住の2022年4月1日時点で0歳から5歳までの未就学児の保護者1,000人、6歳から17歳までの青少年の保護者1,000人、18歳から79歳までの成人3,000人。
調査期間	2022年8月5日(金)～2022年8月31日(水)
調査方法	【配布】郵送 【回収】郵送、WEB

〈回収状況〉

区分	A	B	C	D	E	F	G
	配布数	郵送 回答数	WEB 回答数	総回答数 (B+C)	全体回収率 (D/A)	前回 回収率	前回比
成人(※)	3,000通	952通	392通	1,344通	44.8%	49.0%	▲4.2%
青少年保護者	1,000通	286通	298通	584通	58.4%	57.9%	+0.5%
未就学児保護者	1,000通	339通	279通	618通	61.8%	61.1%	+0.7%
総計	5,000通	1,577通	969通	2,546通	50.9%	55.0%	▲4.1%

(※)成人:2016年度調査時の配布数は1,500通。

(2)結果(抜粋)

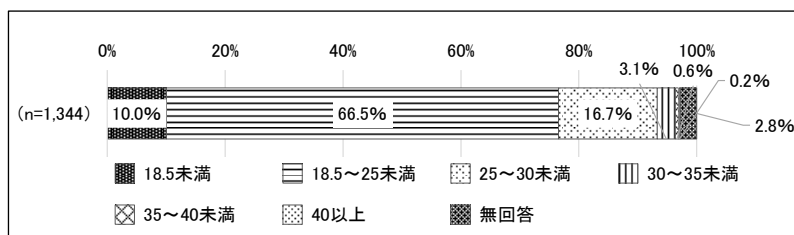
①調査結果の表示方法

- ・調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答形式の各項目の回答の合計を足し上げた場合、回答者数を上回るため、回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中の「n」とは、当該設問の対象となる人数を表します。そのため、回答すべき対象者の絞り込みを行っている場合には、アンケートの回収数と「n」の数値は異なる場合があります。
- ・選択肢の語句が長い場合、省略した表現を用いることがあります。
- ・特定の選択肢を選んだ方だけに質問するなどの質問の流れによっては、質問の回答者数が少なくなる場合があります。
- ・クロス集計の場合、縦軸では無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の回答を組み合わせて集計することで、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

②成人

ア. 身長と体重(BMI)

「18.5～25 未満(標準)」の割合が 66.5%と最も高く、次いで「25～30 未満(肥満1度)」が 16.7%、「18.5 未満(低体重)」が 10.0%となっています。



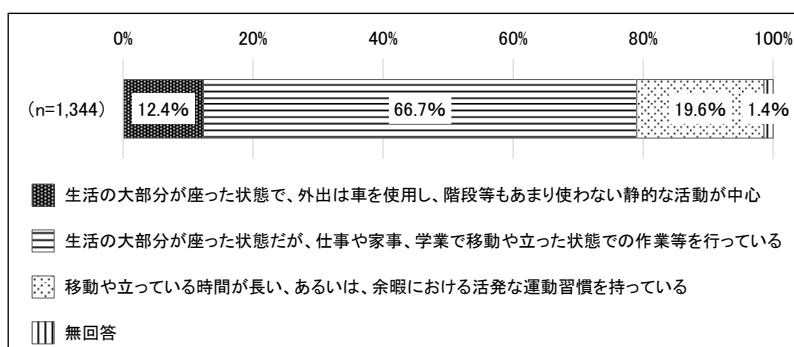
BMIとは、WHOで定めた肥満判定の国際基準です。
「体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))」で求められます。

18.5 未満	: 低体重
18.5 以上 25.0 未満	: 標準
25.0 以上 30.0 未満	: 肥満 1 度
30.0 以上 35.0 未満	: 肥満 2 度
35.0 以上 40.0 未満	: 肥満 3 度
40.0 以上	: 肥満 4 度

イ. 身体活動・運動

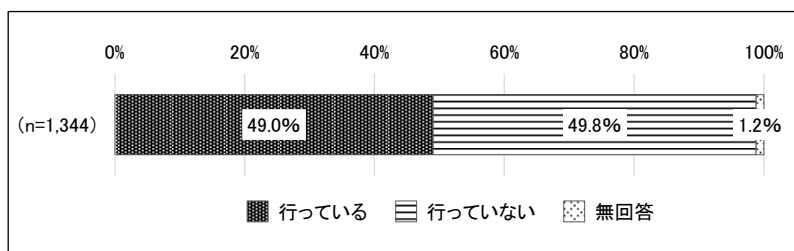
【普段の身体活動】

「生活の大部分が座った状態だが、仕事や家事、学業で移動や立った状態での作業等を行っている」の割合が 66.7%と最も高くなっています。



【健康のため意識的に身体活動・運動を行っているか】

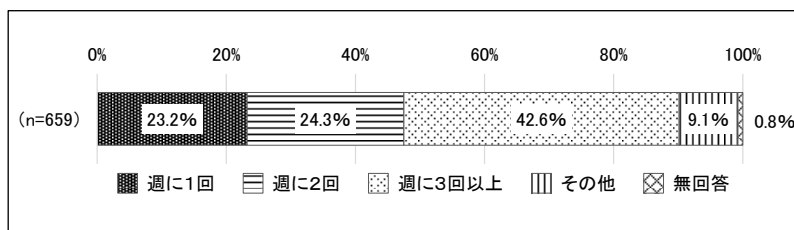
「行っていない」の割合が 49.8%となっています。



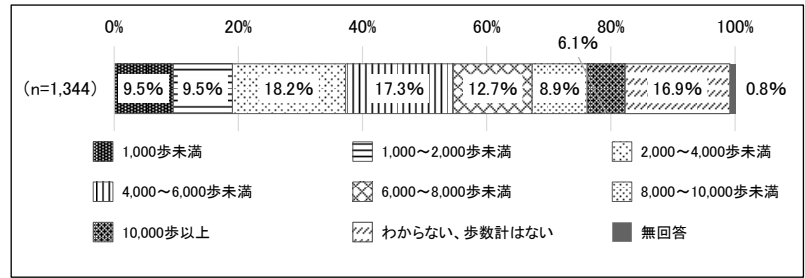
【週当たりの運動頻度】

「週に 3 回以上」の割合が 42.6%と最も高くなっています。

※健康のため意識的に身体活動・運動を行っている人に伺いました。



【1日あたりの歩数(平均)】
「2,000～4,000歩未満」の割合が最も高く18.2%で、次いで「4,000～6,000歩未満」が17.3%となっています。

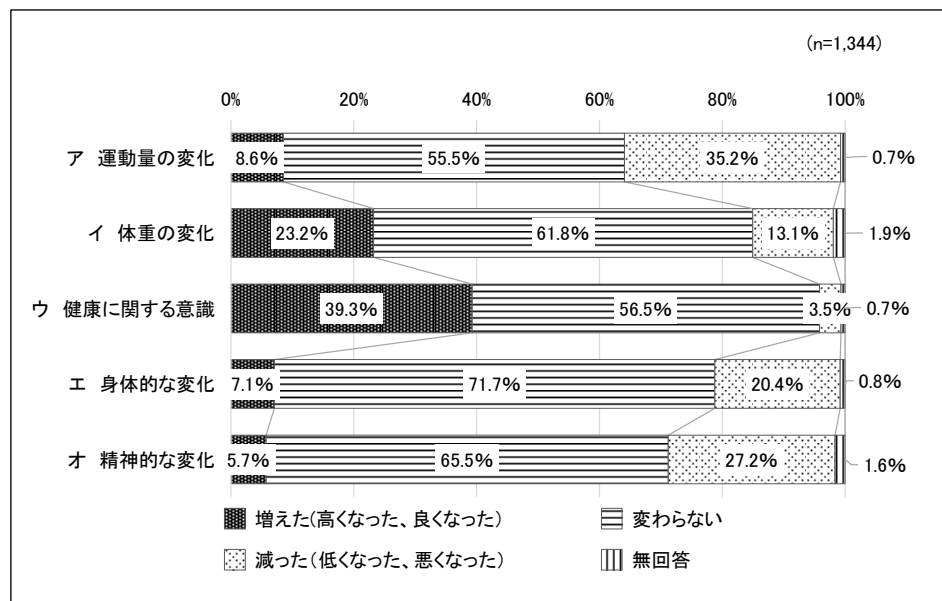


【コロナ禍による影響】

すべての項目で「変わらない」の割合が最も高くなっています。

個別の項目でみると、「良い」方の変化の割合が最も高いのは、「健康に関する意識」で「増えた(高くなった、良くなった)」が39.3%となっています。

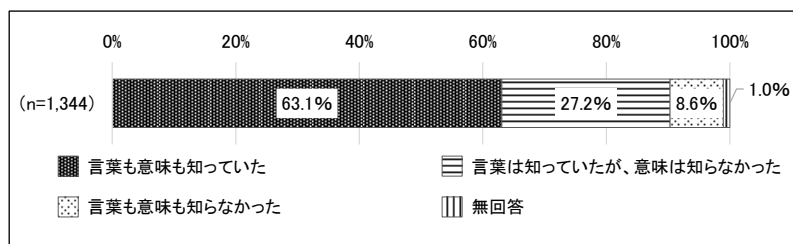
一方、「悪い」方の変化の割合が最も高いのは、「運動量の変化」で、「減った(低くなった、悪くなった)」が35.2%となっています。また、「精神的な変化」では「悪くなった」の割合は27.2%となっています。



ウ. 食生活

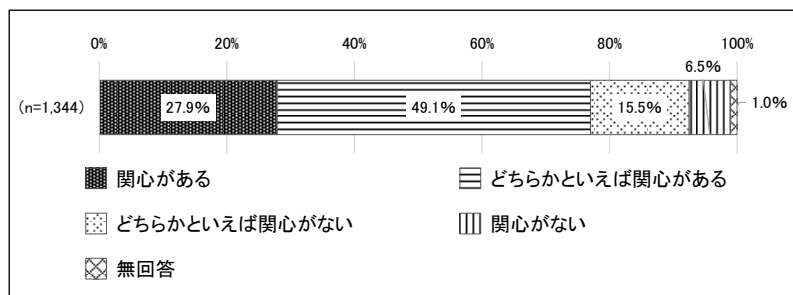
【「食育」という言葉やその意味を知っているか】

「言葉も意味も知っていた」の割合が 63.1%と最も高くなっています。



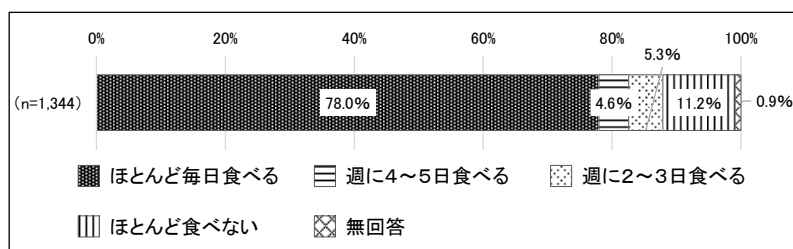
【食育への関心】

「どちらかといえば関心がある」の割合が 49.1%と最も高くなっています。



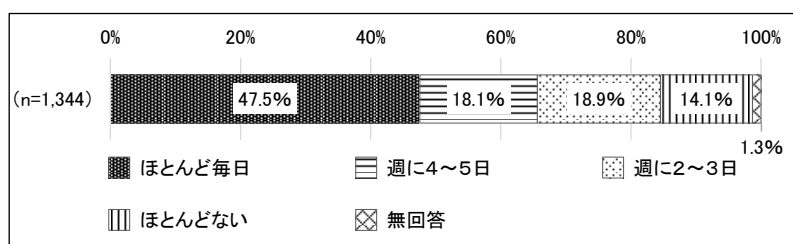
【朝食を食べるかどうか】

「ほとんど毎日食べる」の割合が 78.0%と最も高くなっています。



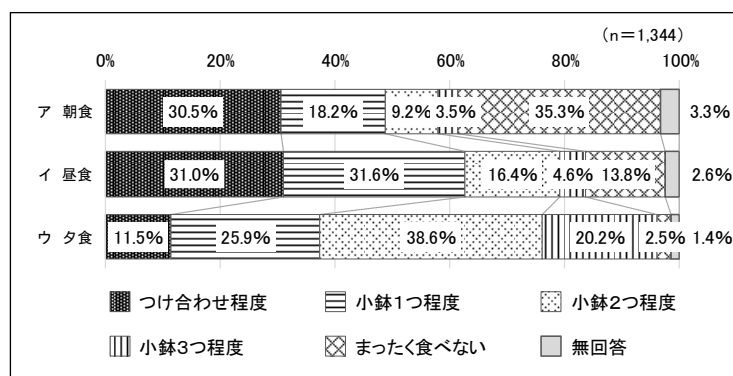
【主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度】

「ほとんど毎日」の割合が 47.5%と最も高くなっています。



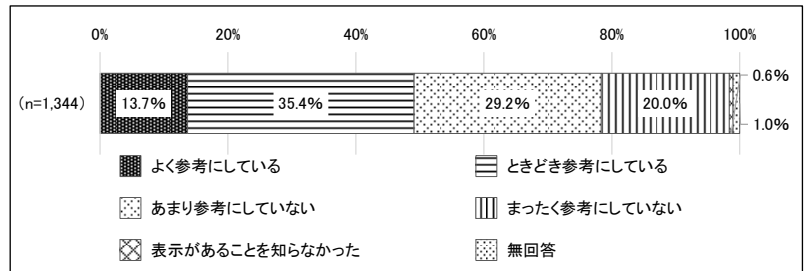
【普段の食事で野菜料理をどれくらい食べているか】

「まったく食べない」の割合は、朝食で最も高くなっています。野菜料理を最も多くとる食事は、「夕食」となっています。



【食品購入時の栄養成分表示の参考状況】

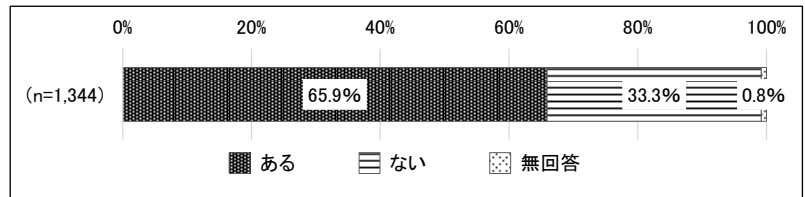
「ときどき参考になっている」の割合が 35.4%と最も高くなっています。



エ. こころの健康・休養

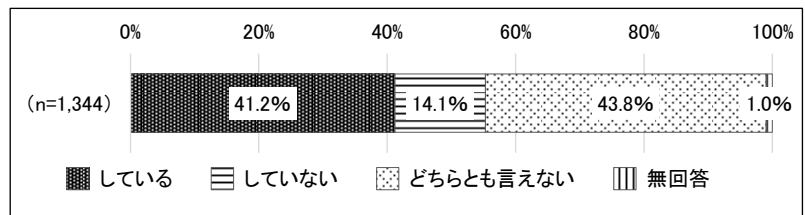
【日常生活で悩みやストレスの有無】

「ある」の割合が 65.9%と高くなっています。



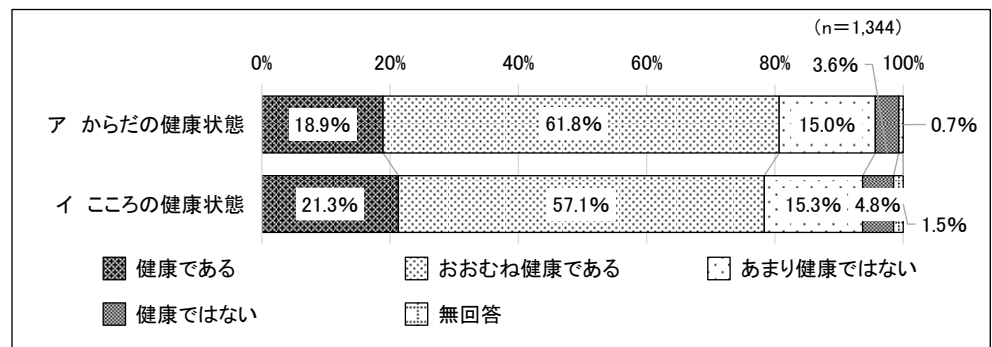
【ストレスを上手に解消しているか】

「どちらとも言えない」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「している」が 41.2%と高くなっています。



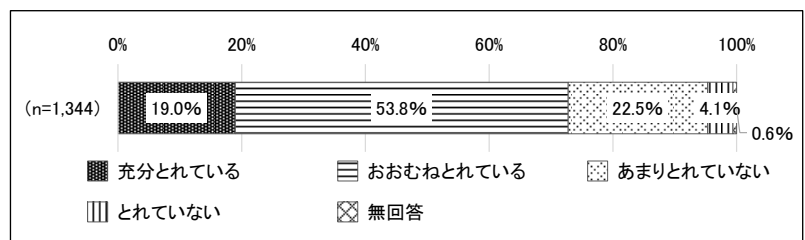
【からだ・こころの健康状態】

「おおむね健康である」の割合が最も高くなっています。



【睡眠で休養が充分とれているか】

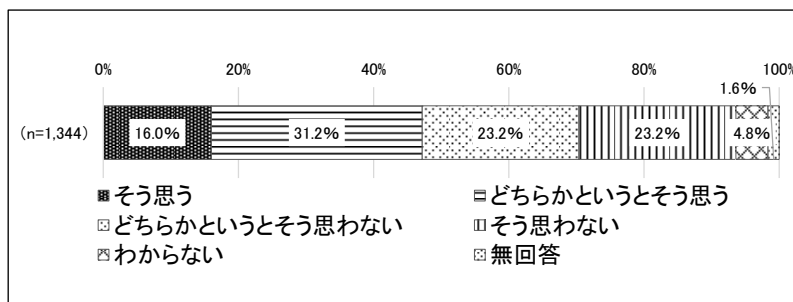
「おおむねとれている」の割合が 53.8%と最も高くなっています。



【誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか】

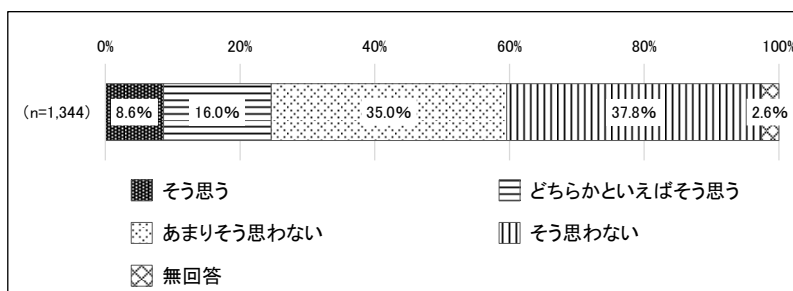
「どちらかというと思う」の割合が 31.2%と最も高くなっています。

なお、「そう思う」と「どちらかというと思う」の割合を合わせると 47.2%となっています。



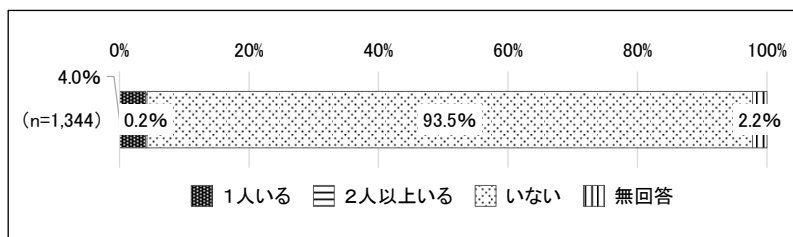
【自殺対策は自分自身に関わる問題と思うか】

「そう思わない」の割合が 37.8%と最も高くなっています。



【同居家族にひきこもりの方はいるかどうか】

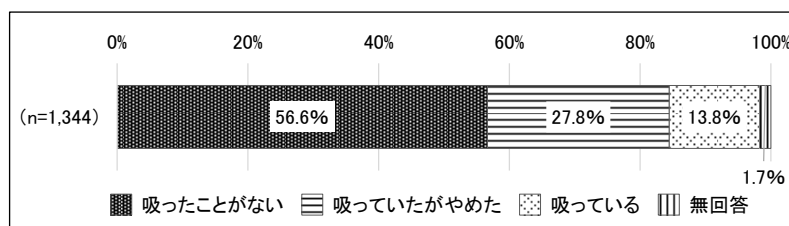
「いない」の割合が 93.5%となっています。



オ. たばことアルコール

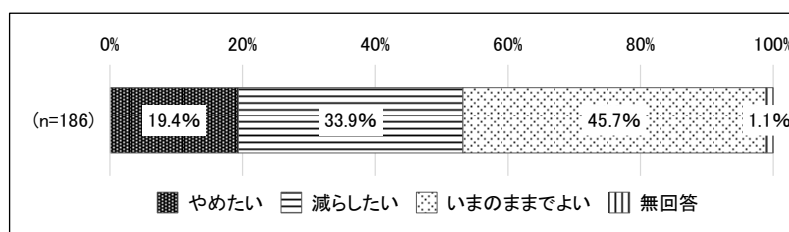
【喫煙状況】

「吸ったことがない」の割合が56.6%と最も高くなっています。また、喫煙率は13.8%となっています。



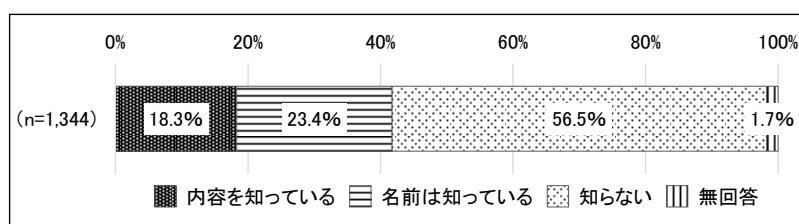
【今後、たばこをやめたい、減らしたいと思うか(喫煙者のみ)】

「いまのままでよい」の割合が45.7%と最も高くなっています。



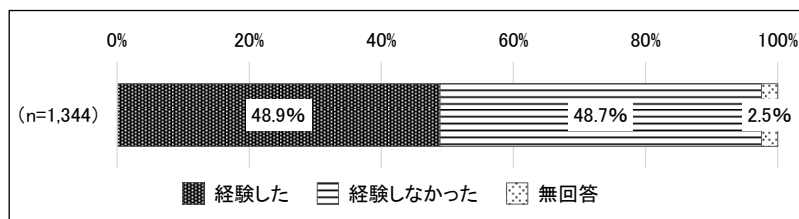
【「COPD(慢性閉塞性肺疾患)」の認知状況】

「知らない」の割合56.5%と最も高くなっています。



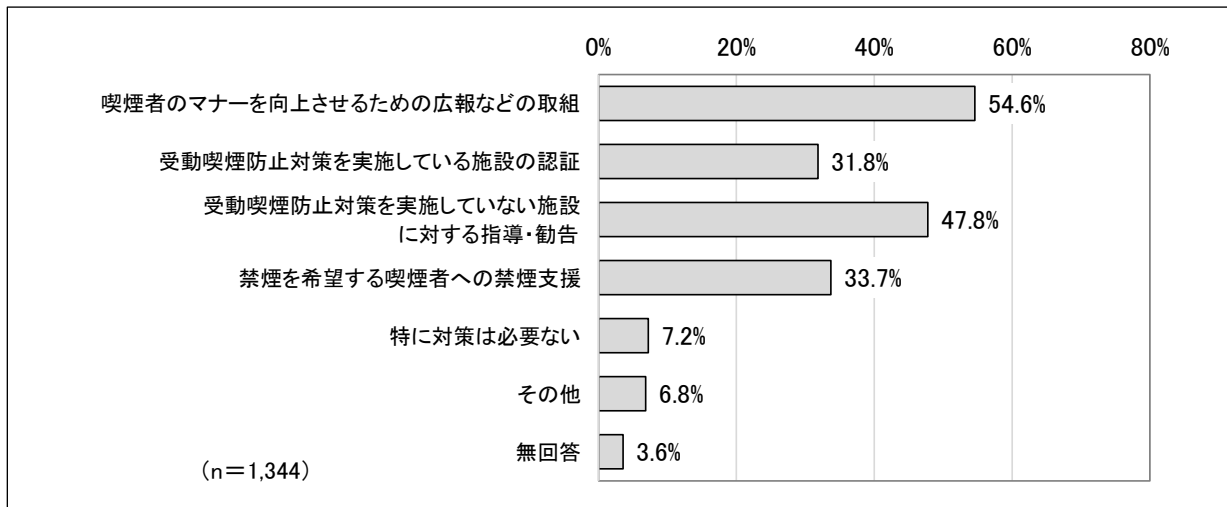
【おおよそ1年の間の受動喫煙経験の有無】

おおよそ1年の間に受動喫煙を経験したかどうかについては、「経験した」の割合が48.9%となっています。



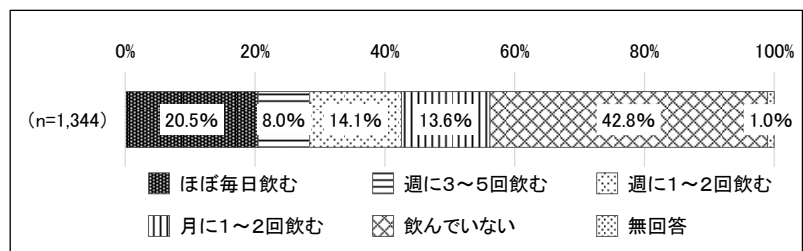
【受動喫煙防止を進めるために、行政が取り組む対策】

「喫煙者のマナーを向上させるための広報などの取組」の割合が 54.6%と最も高くなっています。



【飲酒状況】

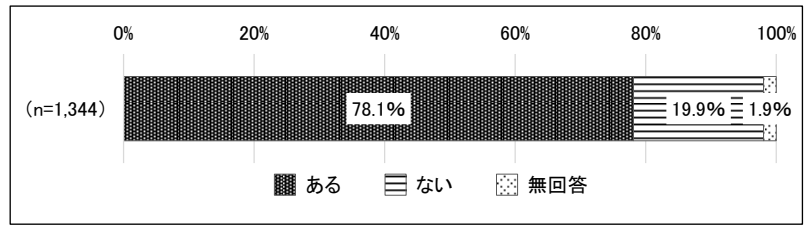
「飲んでいない」の割合が 42.8%と最も高くなっています。



カ. 健康診査・検診

【この1年間における、健康診査・検診の有無】

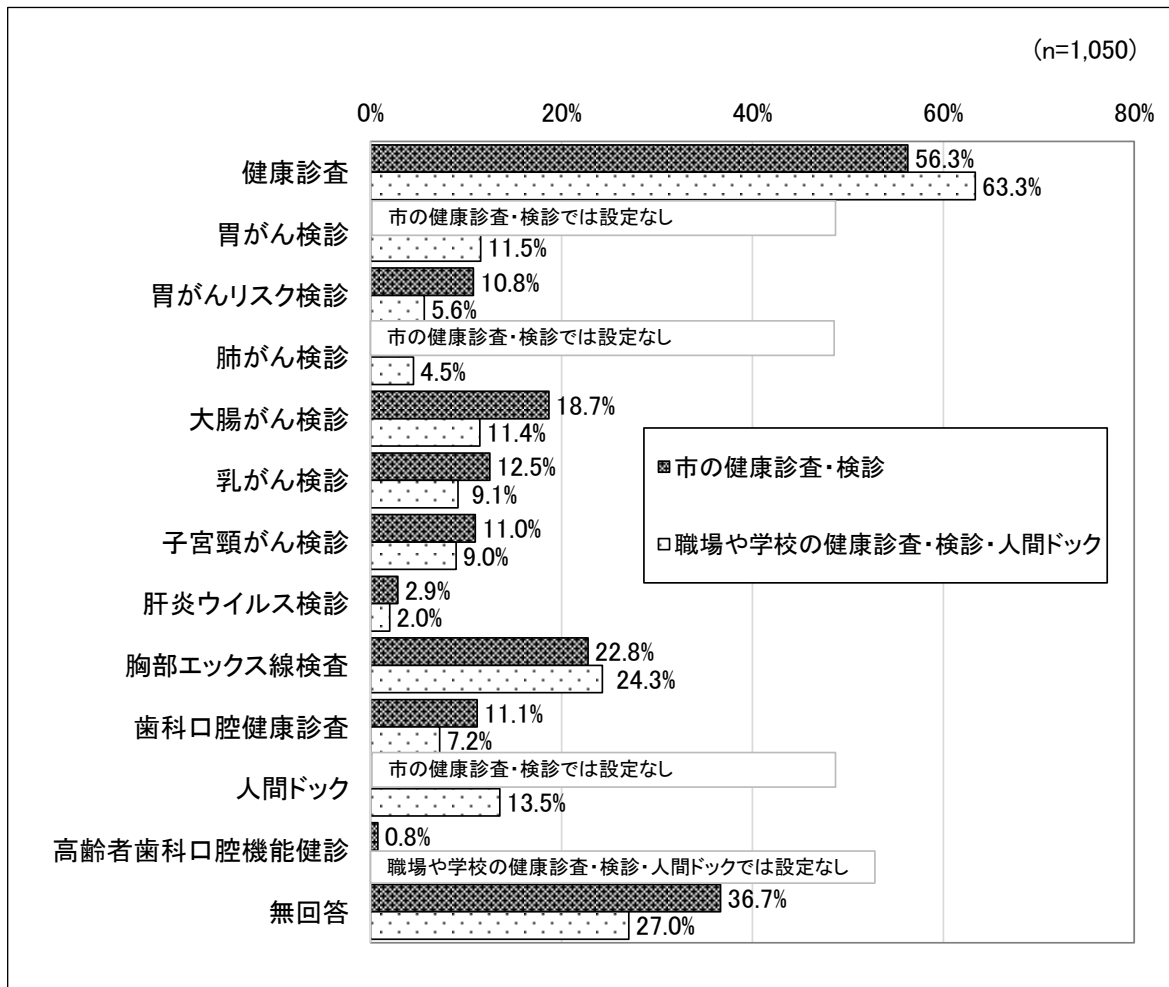
「ある」の割合が 78.1% となっています。



【この1年間に、健康診査・検診を受けた内容】

市の健康診査・検診では、「健康診査」の受診の割合が 56.3%と最も高く、次いで「胸部エックス線検査」となっています。

また、職場や学校の健康診査・検診・人間ドックでは、「健康診査」の受診の割合が 63.3%と最も高くなっています。

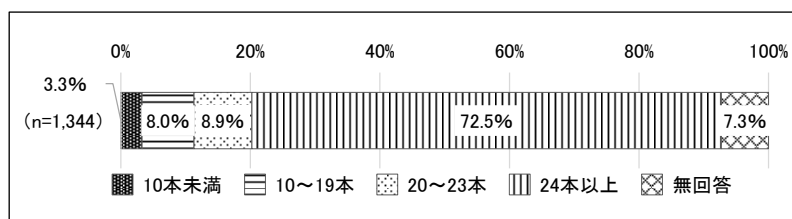


キ. 歯の健康

【歯の本数】

「24 本以上」の割合が 72.5%と最も高くなっています。平均の歯の本数は 24.7 本です。

性別・年齢別では、歯の本数は、特に 60 代以降の男性で少なくなっています。



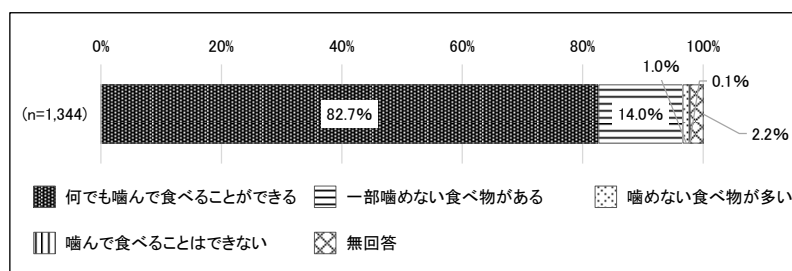
歯の本数(性別・年齢別)

単位：%

区分	回答者数	10本未満	10~19本	20~23本	24本以上	無回答	平均歯の本数	
全体	1,344人	3.3	8.0	8.9	72.5	7.3	24.7本	
男性	合計	587人	4.6	9.9	10.6	69.2	5.8	24.0本
	10・20代	57人	0.0	0.0	0.0	93.0	7.0	28.2本
	30代	45人	0.0	0.0	2.2	97.8	0.0	27.4本
	40代	85人	1.2	3.5	2.4	88.2	4.7	26.7本
	50代	124人	0.8	5.6	9.7	76.6	7.3	25.5本
	60代	114人	5.3	15.8	16.7	57.9	4.4	22.4本
	70代	160人	11.9	18.8	16.9	45.0	7.5	20.1本
女性	合計	748人	2.3	6.6	7.5	75.5	8.2	25.2本
	10・20代	83人	0.0	0.0	0.0	95.2	4.8	27.7本
	30代	70人	0.0	0.0	2.9	97.1	0.0	27.7本
	40代	134人	0.7	0.0	6.0	87.3	6.0	27.0本
	50代	152人	0.0	3.3	6.6	77.6	12.5	26.0本
	60代	124人	0.8	12.1	8.9	71.0	7.3	24.5本
	70代	182人	7.7	15.9	13.7	51.1	11.5	21.3本

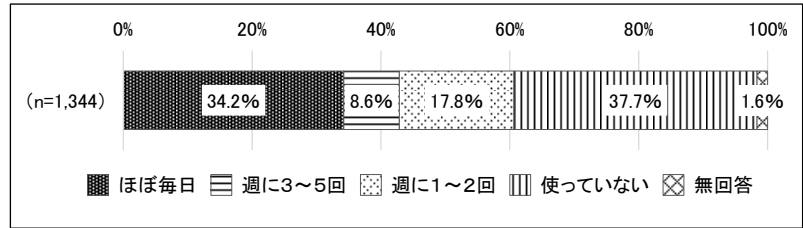
【噛んで食えるときの状態】

「何でも噛んで食えることができる」の割合が 82.7%と最も高くなっています。



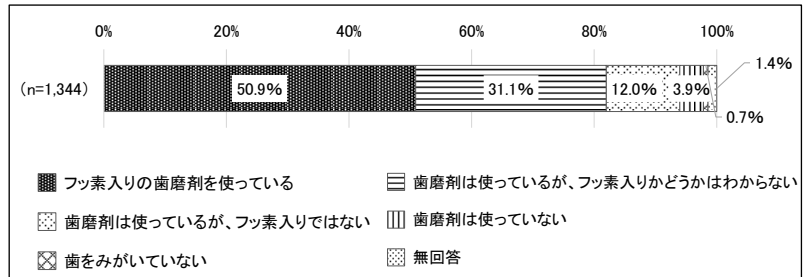
【デンタルフロスや歯間ブラシの使用状況】

「使っていない」の割合が37.7%と最も高くなっています。



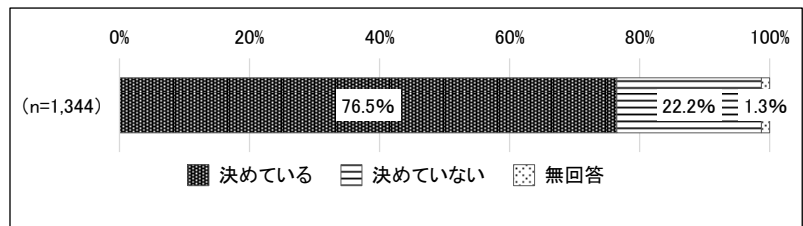
【フッ素入りの歯磨剤の利用状況】

「フッ素入りの歯磨剤を使っている」の割合が50.9%と最も高く、次いで「歯磨剤は使っているがフッ素入りかどうかはわからない」が31.1%となっています。



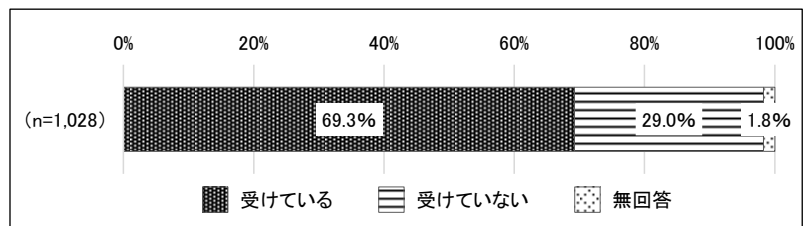
【かかりつけ歯科医院の有無】

「決めている」の割合が76.5%となっています。



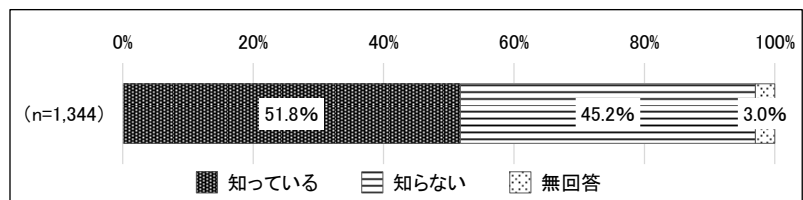
【かかりつけ歯科医院を決めている人のうち定期健診または予防処置を受けている割合】

「受けている」の割合が69.3%となっています。



【歯や入れ歯、舌などを清潔にすることが、誤嚥性肺炎の予防になることの認知状況】

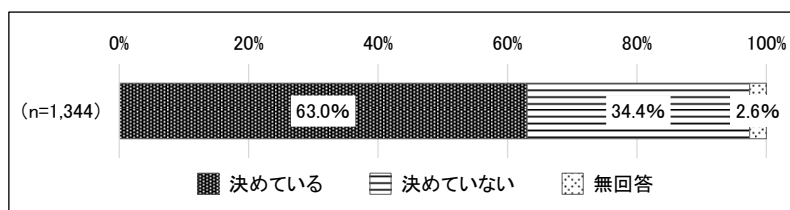
「知っている」の割合が51.8%となっています。



ク. 医療

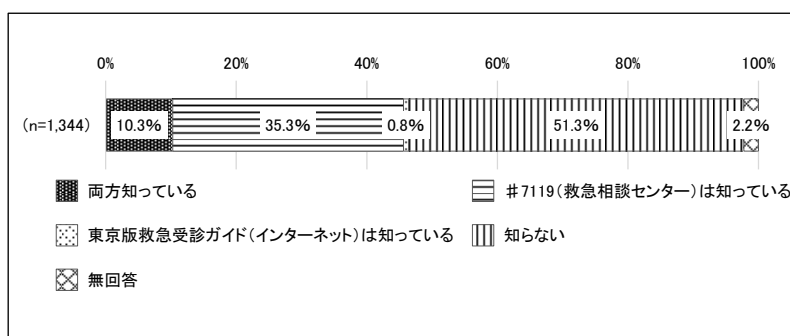
【「かかりつけ医」の有無】

「決めている」の割合が
63.0%となっています。



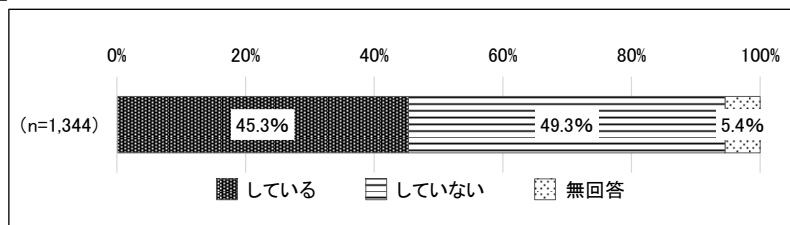
【#7119(救急相談センター)等の認知状況】

「知っている」の割合は
46.4%となっています。



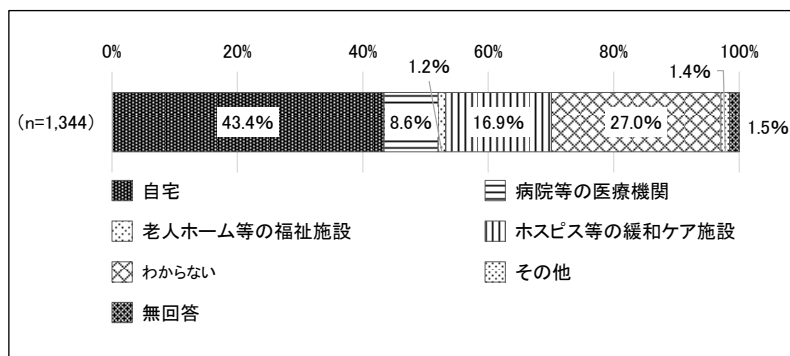
【町田市内の医療機関の満足度】

「していない」の割合が
49.3%となっています。



【治る見込みのない病気になった場合、人生の最期を迎えたい場所】

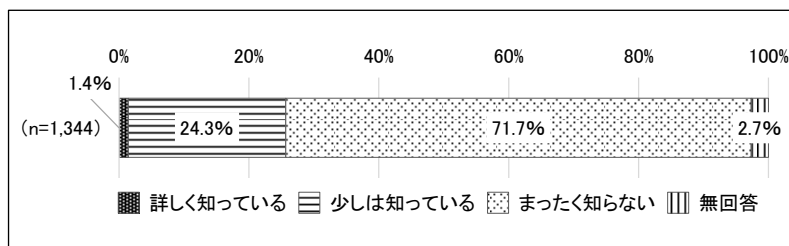
「自宅」の割合が 43.4%と最
も高く、ついで「わからない」が
27.0%となっています。



ケ. 災害時の医療

【災害時の医療体制】

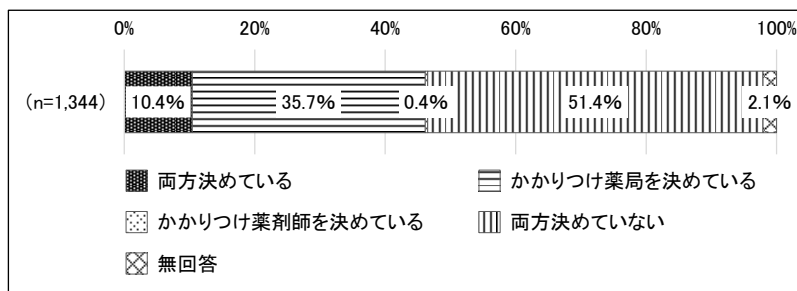
災害時の医療体制について、どの程度知っているかどうかについては、「まったく知らない」の割合が 71.7%と最も高くなっています。



コ. かかりつけ

【「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」の有無】

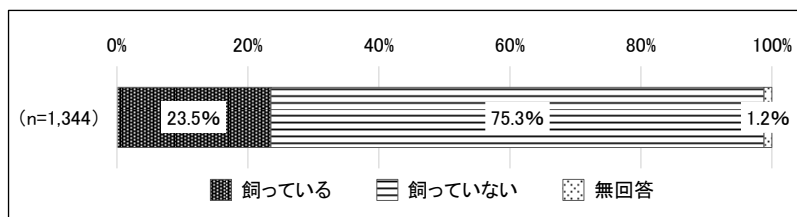
「かかりつけ薬局」または、「かかりつけ薬剤師」を決めているかどうかについては、「両方決めていない」の割合が 51.4%と最も高くなっています。



サ. 動物愛護

【ペットの有無】

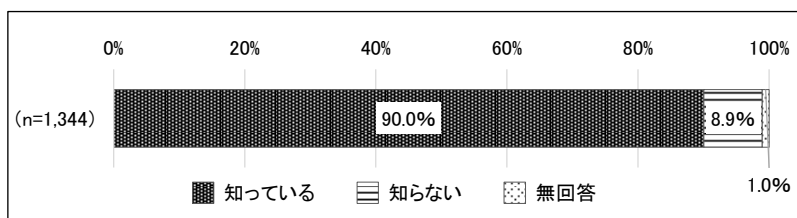
「飼っていない」の割合 75.3%となっています。



シ. その他

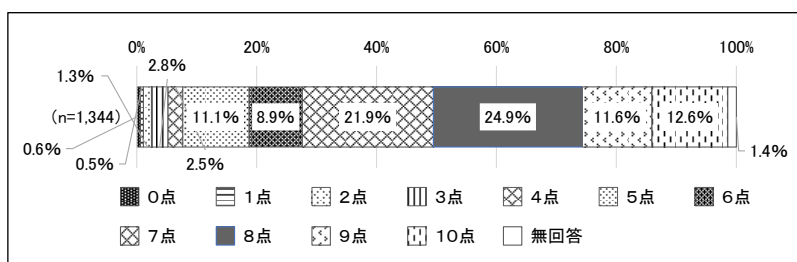
【薬物乱用(大麻や覚せい剤、市販薬の乱用など)問題を知っているか】

「知っている」の割合が 90.0%となっています。



【幸福度(10点満点)】

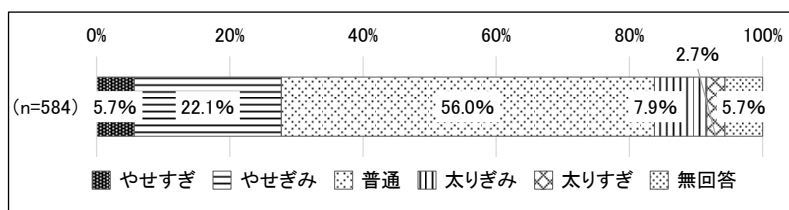
幸福度を 10 点満点とした場合、「8 点」の割合 24.9%と最も高くなっています。なお、平均で 7.2 点となっています。



③青少年

ア. 身長と体重(ローレル指数)

「普通」の割合が 56.0%で最も高く、次いで「やせぎみ」が 22.1%、「太りぎみ」が 7.9%となっています。



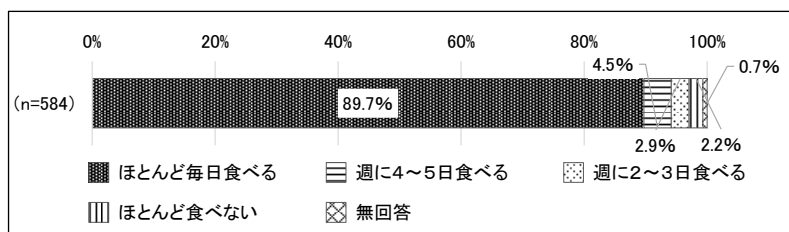
ローレル指数とは、児童・生徒の肥満判定の基準です。
「体重(kg)÷(身長(m)×身長(m)×身長(m))*10」
で求められます。

100 未満	: やせすぎ
100 以上 115 未満	: やせぎみ
115 以上 145 未満	: 普通
145 以上 160 未満	: 太りぎみ
160 以上	: 太りすぎ

イ. 子どもの食生活

【子どもの朝食】

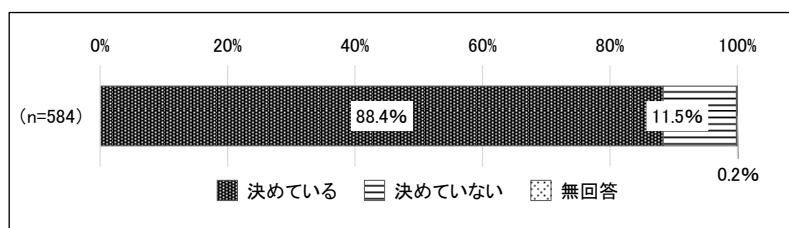
「ほとんど毎日食べる」の割合が 89.7%となっています。



ウ. 歯の健康

【子どもの「かかりつけ歯科医院」の有無】

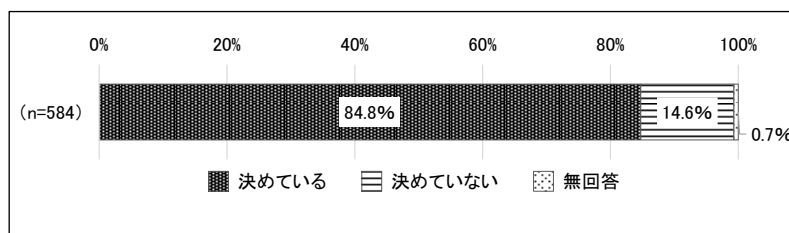
「決めている」の割合が 88.4%となっています。



エ. 医療

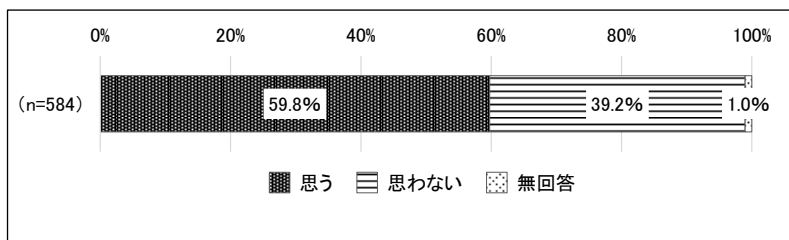
【子どもの「かかりつけ医」の有無】

「決めている」の割合が 84.8%となっています。



【子どもが急病の場合、町田市内に安心して利用できる医療機関があると思うか】

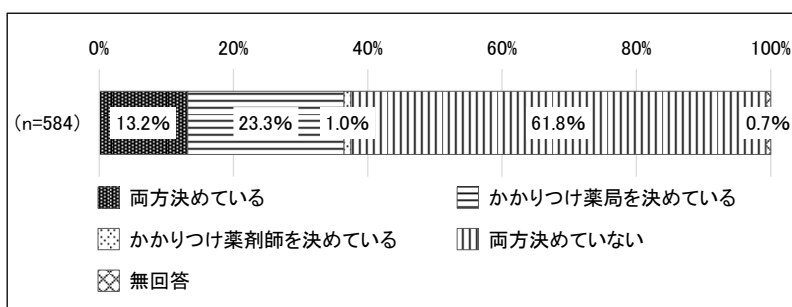
「思う」の割合が 59.8%となっています。



オ. かかりつけ薬局、薬剤師

【子どもの「かかりつけ薬局」または「かかりつけ薬剤師」の有無】

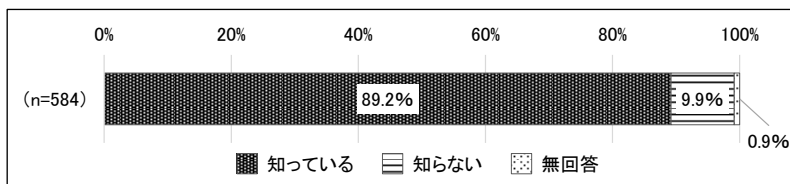
「両方決めていない」の割合が 61.8%と最も高く、次いで「かかりつけ薬局を決めている」が 23.3%となっています。



カ. 薬物乱用問題の認知状況

【薬物乱用問題(大麻や覚せい剤、市販薬の乱用など)の認知状況】

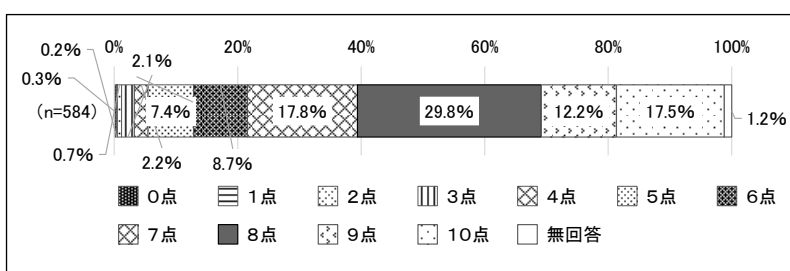
「知っている」の割合が 89.2%となっています。



キ. 幸福度

【幸福度(10点満点)】

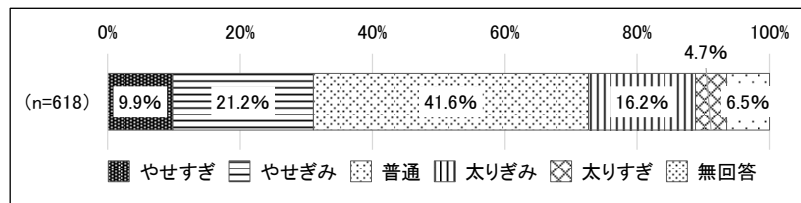
幸福度を10点満点とした場合、「8点」の割合が29.8%と最も高く、次いで「7点」が17.8%、「10点」が17.5%となっています。平均は7.6点となっています。



④未就学児

ア. 身長と体重(カウプ指数)

「あて名のお子さん」の現在の身長、体重から、カウプ指数を求めた結果、「普通」の割合が41.6%と最も高く、次いで「やせぎみ」が21.2%、「太りぎみ」が16.2%となっています。



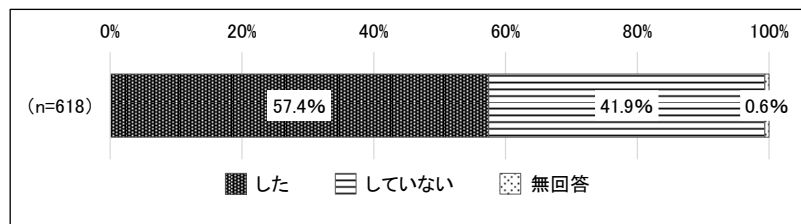
カウプ指数とは、乳幼児の肥満判定の基準です。
 $\text{カウプ指数} = \frac{\text{体重(g)}}{\text{身長(cm)} \times \text{身長(cm)}} \times 10$ で求められます。
 カウプ指数は、子どもの年齢により正常の範囲の基準値が変わりますが、2歳児の場合は以下ようになります。

13.5 未満	: やせすぎ
13.5 以上 15 未満	: やせぎみ
15 以上 17 未満	: 普通
17 以上 18.5 未満	: 太りぎみ
18.5 以上	: 太りすぎ

イ. 子育て

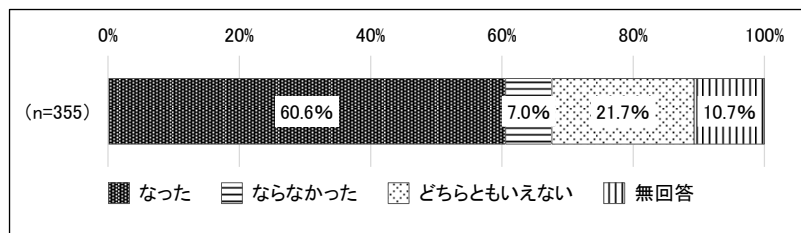
【妊娠中に市(保健所)の保健師等と面接や、相談の有無】

「した」の割合が57.4%、「していない」が41.9%となっています。



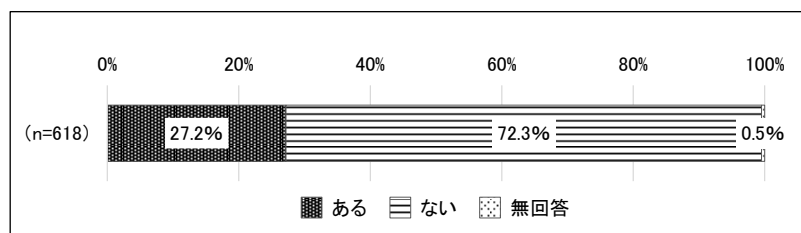
【相談した結果、妊娠中の悩みや不安は軽減したか】

「なった」の割合が60.6%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が21.7%となっています。



【産後うつ、いきすぎたしつけ、自殺を考える等の有無】

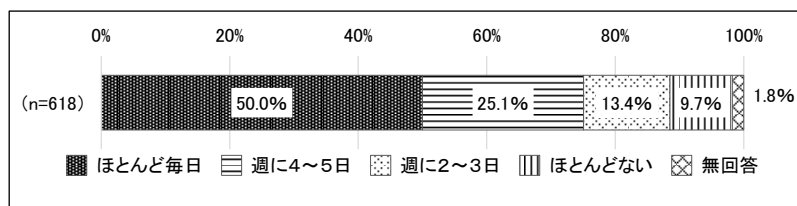
「ない」の割合が72.3%となっています。



ウ. 子どもの食生活

【子どもが1日に2回以上、主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度】

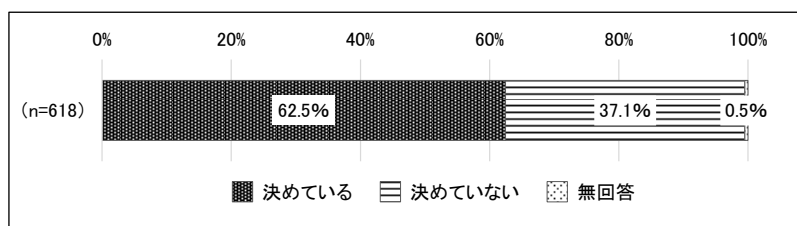
「ほとんど毎日」の割合が50.0%と最も高く、次いで「週に4~5日」が25.1%となっています。



エ. 歯の健康

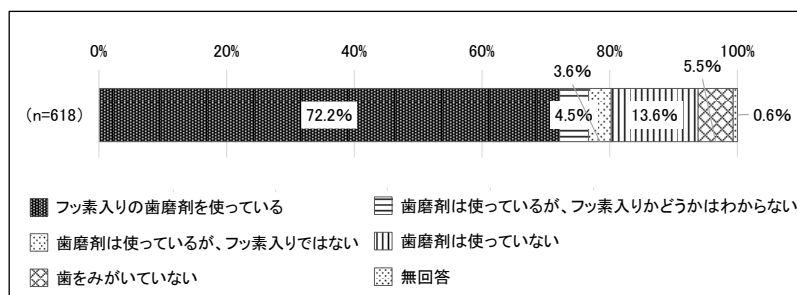
【子どもの「かかりつけ歯科医院」の有無】

「決めている」の割合が62.5%となっています。



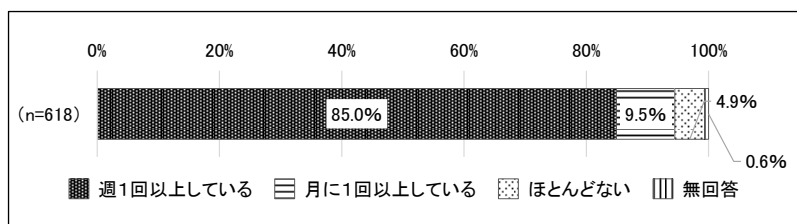
【子どもの歯をみがくときにフッ素入りの歯磨剤の利用の有無】

「フッ素入りの歯磨剤を使っている」の割合が72.2%と最も高くなっています。



【子どもの口の中の観察頻度】

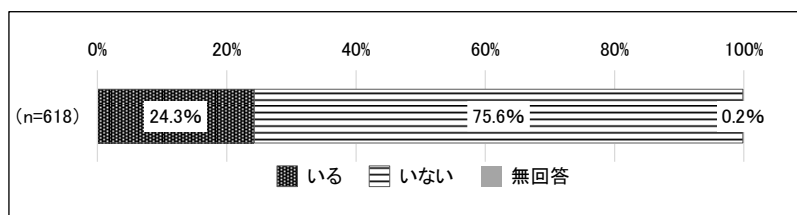
「週1回以上している」の割合が85.0%と最も高くなっています。



オ. たばことアルコール

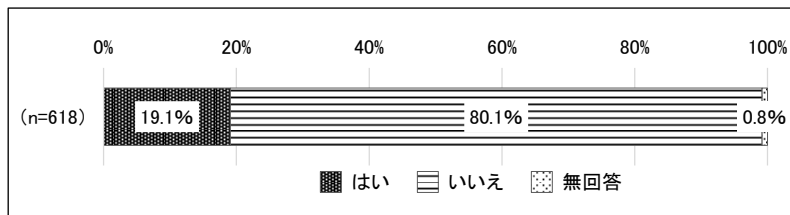
【同居家族における喫煙者の有無】

「いない」の割合が75.6%となっています。



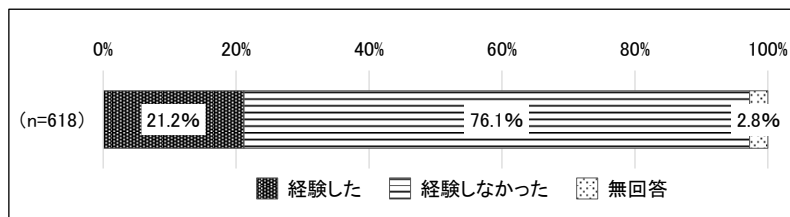
【母親の妊娠中の受動喫煙の経験の有無】

「いいえ」の割合が80.1%となっています。



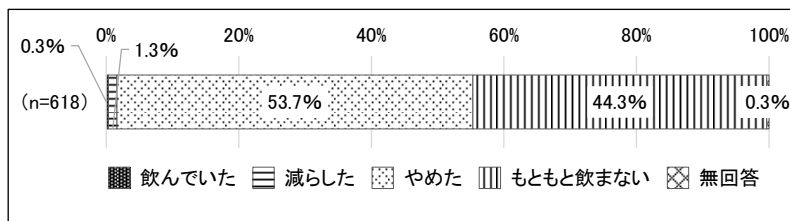
【子どもの受動喫煙の経験の有無(一年の間)】

「経験しなかった」の割合が76.1%となっています。



【母親の妊娠中の飲酒の状況】

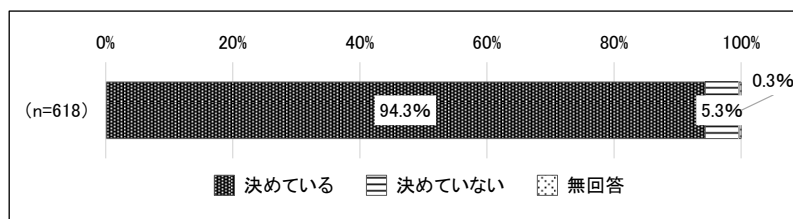
「やめた」の割合が53.7%と最も高く、次いで「もともと飲まない」が44.3%となっています。



カ. 医療

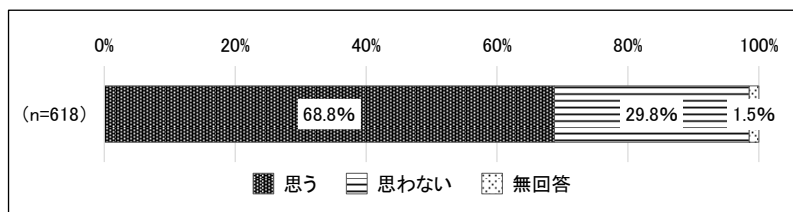
【子どもの「かかりつけ医」の有無】

「決めている」の割合が
94.3%となっています。



【子どもが急病の場合に町田市内に安心して利用できる医療機関があると思うか】

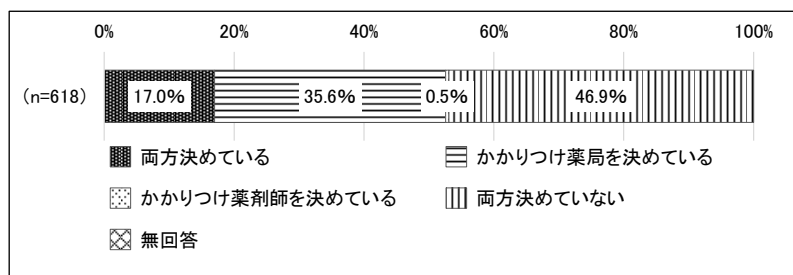
「思う」の割合が68.8%となっ
ています。



キ. かかりつけ薬局、薬剤師

【子どもの「かかりつけ薬局」または、「かかりつけ薬剤師」を決めているか】

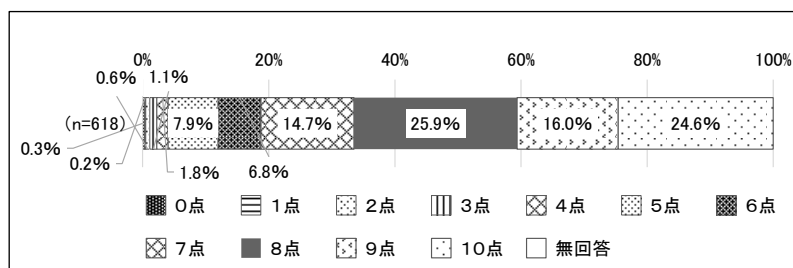
「両方決めていない」の割合が
46.9%と最も高く、次いで
「かかりつけ薬局を決めている」
が35.6%となっています。



ク. 幸福度

【幸福度(10点満点)】

幸福度を10点満点とした場合、
何点になるかについては、「8点」
の割合が25.9%と最も高く、
次いで「10点」が24.6%、
「9点」が16.0%となっています。
平均は7.9点となっています。



3 用語解説

か行

飼い主のいない猫との共生モデル地区制度 【P38,P103】

飼い主のいない猫の被害にお困りの地域の方々が主体となり、地域に生息する猫を管理しながら、不妊・去勢手術を行い、徐々に猫の数を減らしていく取組。市では、活動団体を「飼い主のいない猫との共生モデル団体」に指定し、不妊・去勢手術費用の補助を行うなど、活動の支援を行っている。

環境衛生関係法令 【P105】

生活衛生関係営業法令である理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法及び興行場法その他、生活衛生課が所管する水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法、住宅宿泊事業法、墓地埋葬等に関する法律、町田市プールの衛生管理等に関する条例、町田市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例、町田市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱をいう。

感染防止対策地域連携会議 【P99】

感染防止対策加算1(診療報酬施設基準13項目を満たしている医療機関)の届出を行っている医療機関が主催する会議に、感染防止対策加算2(診療報酬施設基準12項目を満たしている医療機関)の届出を行っている医療機関が参加する会議。

希死念慮 【P90】

自殺念慮とほぼ同一の思考内容をさす。

これらの意味の差異としては、自殺念慮の場合、強い感情を伴った自殺に対する思考あるいは観念が精神生活全体を支配し、それが長期にわたって持続するのに対し、希死念慮では、思考あるいは観念として散発的に出現する場合を指すことが通例であり、「消えてなくなりたい」、「楽になりたい」などが希死念慮の具体的な表現型である。

健康危機 【P15,P36,P99 など】

不特定多数の国民に健康被害が発生または拡大する可能性がある場合に公衆衛生の確保という観点から対応が求められる事態。

健康寿命 【P8,P16,P19】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

健康づくり推進員 【P28,P29,P69 など】

市職員と協力しながら地域の健康づくり推進のために活動する市民。ウォーキングや料理教室、骨密度測定などの健康チェック等様々な活動をとおして、市民の健康づくりの意識を高め、地域の健康づくり活動を支え、健康づくりの輪を広げることを目指す。任期は2年間。町内会・自治会の推薦に基づき、町田市長が委嘱する。

誤嚥性肺炎 【P32,P132】

口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが気管に入り(誤嚥)、そのために生じた肺炎。

さ行

自死遺族 【P40,P87,P91 など】

自殺により親族を亡くした遺族のこと。

なお、本計画においては、特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター「「自死・自殺」の表現に関するガイドライン」を踏まえ、本項目においてのみ、「自死」の文言を用いている。

自傷他害 【P91】

自傷とは主として自己の生命・身体を害する行為を言い、単に浪費や自己の所有物の損壊などの行為は含まない。他害とは、他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等に害を及ぼす場合と決められている。

食育 【P9,P16,P27 など】

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食品衛生監視指導計画 【P37,P103,P104】

食品衛生に関する監視指導を効率的かつ効果的に実施するために、立入検査や講習会等の実施内容、関係機関との連携などを具体的に記載した食品衛生法第24条に基づき毎年度策定している計画。

新型インフルエンザ 【P10,P15,P100】

季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

新興感染症 【P8,P54,P99 など】

新しく認識された感染症で、局部的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

スクールカウンセラー 【P88,P89】

いじめ、不登校等の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、児童・生徒への関わり方などに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助などを職務とし、高度に専門的な知識や経験を必要とする臨床心理士等の資格を有する専門職。

スクールソーシャルワーカー 【P89】

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子供を家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働き掛け、専門機関と連携を図った支援をする社会福祉の専門的な知識や技術を有する者。

生活衛生営業施設 【P37】

理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法及び興行場法に定める施設のこと。

ソーシャルサポート 【P91】

社会的関係の中でやりとりされる支援。

た行

地域福祉コーディネーター 【P85】

地域の方から寄せられる相談を受け止め、解決に向けて、一緒に考えていく、地域福祉の専門職。

特定給食施設 【P30,P31,P46】

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの。1回100食又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

特定建築物 【P37】

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定されている事務所、旅館など特定用途に利用される部分が一定面積以上の建築物。

は行

8020運動 【P32】

1989年から厚生労働省と日本歯科医師会が推奨している「80歳になっても20本以上の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足できるといわれ、「生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めた運動。

ひきこもり 【P27,P82,P94 など】

様々な要因の結果として社会参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭内にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。

フレイル 【P70】

加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。

平均寿命 【P19】

0歳における平均余命。

ま行

町田を元気にするトレーニング(町トレ)事業 【P30,P31,P69】

体力に自信のある方から、少し自信のない方まで、どなたでも取り組めるトレーニング。30分程度でストレッチや筋トレを行うプログラム。

メタボ 【P30】

内臓脂肪蓄積に加えて、空腹時血糖や血清脂肪(HDL コレステロールと中性脂肪)・血圧が一定以上の値を示している状態をいい、メタボリックシンドローム又は内臓脂肪症候群のこと。

メンタルヘルス 【P89,P91,P92】

こころの健康。

や行

野菜摂取量 【P30,P46】

厚生労働省が推進する健康づくり運動「健康日本21(第三次)」では、健康増進の観点から1日350g以上の野菜を食べることを目標にしている。また、国では、「野菜料理の小鉢を1日5つ」摂取することで1日に必要な野菜350gを摂取できるとしている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス 【P92】

仕事と生活の調和。

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

A～Z

COPD(慢性閉塞性肺疾患) 【P30,P68,P73,P128 など】

主として長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患で、咳・痰・息切れを主訴として緩徐に呼吸障害が進行する。かつて肺気腫、慢性気管支炎と称されていた疾患が含まれている。

CPIコード 【P32】

地域歯周疾患指数。1982年にWHOが作成した地域の歯周疾患の状態を示す指標で、国内外で広く用いられている。

DV(ドメスティック・バイオレンス) 【P89】

配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人(または親密な関係にあった人)からの暴力のこと。

MR1期 【P28】

麻しん(はしか)と風しんの混合ワクチンで、予防接種法に規定されている定期予防接種として、1歳以上2歳未満の時期に1回実施。(なお、MR2期は小学校就学前の1年間で1回実施。)

NCD(非感染性疾患) 【P27,P30,P31】

不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などが原因で、生活習慣改善により予防可能な疾患。心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患などが主なもので、まとめて「NCDs」とも言われている。

SNS 【P31,P56,P86 など】

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、Web上で社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

4 附属機関・懇談会

(1) 町田市保健所運営協議会(設置根拠、委員名簿)

〈設置根拠:町田市保健所条例〉

平成 22 年 12 月 28 日

条例第 35 号

保健所保健総務課

(設置)

第 1 条 地域保健対策の総合的な推進に寄与し、市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、町田市を所管区域とする保健所(以下「保健所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 保健所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 町田市保健所

位置 町田市森野二丁目 2 番 22 号

(平 27 条例 12・一部改正)

(使用料等)

第 3 条 市長は、保健所の施設の利用又は保健所において行う業務について、地域保健法施行令(昭和 23 年政令第 77 号)第 8 条第 1 項各号に掲げる場合は、使用料、手数料又は治療料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定めたところにより算定した額に 100 分の 80 を乗じて得た額の範囲内で、町田市規則(以下「規則」という。)で定める額とする。

3 前項の規定により使用料等を算定することができない場合における使用料等の額は、実費に相当する額を勘案して市長が別に定める。(使用料等の徴収)

第 4 条 使用料等は、保健所の施設の利用又は保健所において行う業務の際に納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の徴収を猶予することができる。

(使用料等の減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第 6 条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保健所運営協議会)

第 7 条 地域保健法第 11 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、町田市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 27 条例 12・追加)

(組織)

第 8 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5 人以内
- (2) 市民団体の代表 2 人以内
- (3) 保健医療関係団体の代表 5 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3 人以内

(平 27 条例 12・追加)

(任期)

第 9 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

(平 27 条例 12・追加)

(会長等)

第 10 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 27 条例 12・追加)

(会議)

第 11 条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(平 27 条例 12・追加)

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 27 条例 12・旧第 7 条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 町田市職員定数条例(昭和 36 年 3 月町田市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする

- (1) 市長の事務部局の職員 1,947 人
 - (2) 病院事業の職員 634 人
 - (3) 議会の事務局の職員 17 人
 - (4) 教育委員会の事務局並びに学校及び学校以外の教育機関の職員 496 人
 - (5) 選挙管理委員会の事務局の職員 9 人
 - (6) 農業委員会の事務局の職員 5 人
 - (7) 監査委員の事務局の職員 8 人
- 合計 3,116 人

附 則(平成 27 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 30 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

〈委員名簿〉

区分	氏名	役職等
学識経験者	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学主任教授
	堀内 清華	山梨大学大学院総合研究部疫学・環境医学講座助教
	中川 種栄	一般社団法人 町田市医師会 理事
	調所 勝弘	昭和女子大学食健康科学部管理栄養学科教授
医療関係 団体の代表	林 泉彦 (2023年6月まで) 山下 弘一 (2023年6月から)	一般社団法人 町田市医師会 会長
	長崎 敏宏	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 会長
	関根 克敏 (2023年5月まで) 佐藤 康行 (2023年5月から)	一般社団法人 町田市薬剤師会 会長
	羽太 真由美	東京都獣医師会町田支部 支部長
	金崎 章	町田市民病院 院長
市民団体 からの選出	渡辺 綱市	町田市民生委員・児童委員協議会町田第二地区会長
	川畑 一隆	町田市町内会・自治会連合会 副会長
関係行政 機関の代表	島貫 匡 (2023年8月まで) 川崎 和己 (2023年8月から)	警視庁町田警察署 署長
	小宮山 文彦 (2023年8月まで) 今村 輝明 (2023年8月から)	警視庁南大沢警察署 署長
	山崎 純一	東京消防庁町田消防署 署長

(2) 自殺対策推進委員会(設置根拠、委員名簿)

〈設置根拠:町田市自殺対策推進委員会設置要綱〉

平成29年10月1日
保健所健康推進課

附 則

- 1 この要綱は、2017年10月1日から施行する。
- 2 町田市自殺総合対策連絡協議会設置要綱(2014年3月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

第1 設置

自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に資するため、町田市自殺対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1)町田市自殺総合対策基本方針に定める施策に関すること。
- (2)自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

第5 会長

- 1 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で構成する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、保健所健康推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

別表(第3関係)

- 学識経験を有する者 2人以内
自死遺族支援団体の代表 1人
自殺対策推進団体の代表 1人
八王子労働基準監督署町田支署の代表 1人
町田公共職業安定所の代表 1人
町田警察署の代表 1人
南大沢警察署の代表 1人
町田消防署の代表 1人
町田市民生委員・児童委員協議会の代表 1人
一般社団法人町田市医師会の代表 1人
公益社団法人町田市歯科医師会の代表 1人
一般社団法人町田市薬剤師会の代表 1人
社会福祉法人町田市社会福祉協議会の代表 1人
町田商工会議所の代表 1人
町田市町内会・自治会連合会の代表 1人
町田市立小学校の代表 1人
町田市立中学校の代表 1人

〈委員名簿〉

区分	氏名	役職等
学識経験を有する者	秋山 一弘	秋法律事務所 弁護士
	稲田 健	北里大学医学部 精神科学 教授
自死遺族支援団体の代表	秋田 整	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 自死遺族・遺児支援スタッフ
自殺対策推進団体の代表	早借 洋一	特定非営利活動法人 東京多摩いのちの電話 理事長
八王子市労働基準監督署 町田支署の代表	飯島 康貴	八王子労働基準監督署町田支署 監督・安衛課長
町田公共職業安定所の代表	菅沼 昭彦	町田公共職業安定所 次長
町田警察署の代表	木崎 浩治	警視庁町田警察署 生活安全課長
南大沢警察署の代表	松村 憲治	警視庁南大沢警察署 生活安全課 課長代理
町田消防署の代表	渡邊 豊	町田消防署 警防課長
町田市民生委員・児童委員 協議会の代表	藤嶋 善子	町田市民生委員児童委員協議会 地区会長
一般社団法人 町田市医師会の代表	中川 種栄	一般社団法人 町田市医師会 理事
公益社団法人 町田市歯科医師会の代表	戸羽 一	公益社団法人 東京都町田市歯科医師会 副会長
一般社団法人 町田市薬剤師会の代表	安岡 史紀	一般社団法人 町田市薬剤師会 理事
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会の代表	北澤 英明	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 事務局長
町田商工会議所の代表	青木 旦美	町田商工会議所 女性会 副会長
町田市町内会・自治会連合会 の代表	中 一登	町田市町内会・自治会連合会 副会長
町田市立小学校の代表	山中 朗	町田市公立小学校長会 町田市立つくし野小学校長
町田市立中学校の代表	工藤 憲治	町田市公立中学校長会 町田市立堺中学校長

(3) 町田市食育推進委員会(設置根拠、委員名簿)

〈設置根拠:町田市食育推進委員会設置要綱〉

平成 24年11月1日
保健所保健予防課

第1 設置

食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及び推進に資するため、町田市食育推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員19人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として4回を限度とする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2012年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

別表(第3関係)

学識経験を有する者 1人
一般社団法人町田市医師会の代表 1人
公益社団法人東京都町田市歯科医師会の代表 1人
町田市法人立保育園協会の代表 1人
町田市私立幼稚園協会の代表 1人
町田市公立小学校校長会の代表 1人
町田市公立中学校校長会の代表 1人
市内の高等学校の教諭の代表 1人
市内の小学校の栄養教諭の代表 1人
市内の大学の教員の代表 1人
町田市農業協同組合の代表 1人
市内の農業者の代表 1人
町田商工会議所の代表 1人
東京都町田食品衛生協会の代表 1人
町田集団給食研究会の代表 1人
町田地域活動栄養士会の代表 1人
町田市観光コンベンション協会の代表 1人
町田市立小・中学校の児童、又は生徒の保護者 2人以内

〈委員名簿〉

区 分	氏 名	団体名等(所属)
学識経験を有する者	調所 勝弘	昭和女子大学 教授
一般社団法人町田市医師会の代表	五十子 桂祐	医療法人社団創生会 町田病院 院長
公益社団法人 東京都町田市歯科医師会の代表	戸羽 一	戸羽歯科医院 院長
町田市法人立保育園協会の代表	千葉 勢子	井の花保育園 園長
町田市私立幼稚園協会の代表	大崎 志保	学校法人正和学園 幼保連携型認定こども園 正和幼稚園 園長
町田市公立小学校校長会の代表	岩崎 直美	町田市立高ヶ坂小学校 校長
町田市公立中学校校長会の代表	矢島 加都美	町田市立真光寺中学校 校長
市内の小学校の栄養教諭の代表	進藤 悠	町田市立鶴川第三小学校 栄養教諭
市内の高等学校の教諭の代表	浦嶋 澄香	東京都立町田総合高等学校 教諭
市内の大学の教員の代表	米澤 加代	東京家政学院大学 准教授
町田市農業協同組合の代表	新倉 敏和	町田市農業協同組合 経済部長
市内の農業者の代表	佐藤 孝一	町田市農業協同組合 野菜部会長
町田商工会議所の代表	松井 大輔	株式会社山路フードサービス 代表取締役
東京都町田食品衛生協会の代表	竜崎 常明	学校法人榎本学園 町田調理師専門学校 調理技術部
町田集団給食研究会の代表	栗原 慶史	医療法人社団三友会 あけぼの病院 管理栄養士
町田地域活動栄養士会の代表	村上 律子	町田地域活動栄養士会 会長
町田市観光コンベンション協会の代表	亀田 文生	町田市観光コンベンション協会 事務局長
町田市公立小学校 PTA 連絡協議会の代表 ※	大野 薫里	鶴川第一小学校 PTA 会長
町田市立中学校 PTA 連合会の代表 ※	竹下 幸子	小中一貫ゆくのき学園保護者と教職員の会 会長

※設置要綱では、「町田市立小・中学校の児童、又は生徒の保護者」にあたる区分。

5 「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」検討経過

名称	開催日	主な議題
町田市保健所運営協議会 (2022年度 第1回)	2022年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定に関すること 諮問 ・町田市民の保健医療意識調査について ・これまでの新型コロナウイルス感染症の対応について
町田市保健所運営協議会 (2022年度 第2回)	2022年 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・各課事業の2021年度実績報告及び2022年度事業計画 ・まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)の進捗状況について ・保健医療意識調査結果の速報 ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の体系図案
町田市保健所運営協議会 (2022年度 第3回)	2023年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の体系と考え方 ・町田市民の保健医療意識調査結果の概要 ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の目指す姿と取り組みの方向性
町田市保健所運営協議会 (2023年度 第1回)	2023年 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の素案について
町田市保健所運営協議会 (2023年度 第2回)	2024年 2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」に係るパブリックコメントの結果について ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の原案について
市長への答申	2024年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定に関すること 答申

6 パブリックコメントの概要

「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の策定にあたり、計画(素案)に対する市民の皆さんのご意見を募集しました。寄せられたご意見は、本計画の策定及び今後の事業実施にあたっての参考としました。

① 募集期間

2023年12月15日(金曜日)から2024年1月15日(月曜日)

② 意見の募集方法

○「広報まちだ12月15日号」に概要掲載

○「町田市公式ホームページ」に内容掲載

○下記窓口での資料配布

保健総務課(市庁舎7階)、市政情報課(市庁舎1階)、広聴課(市庁舎1階)、保健所中町庁舎、健康福祉会館、男女平等推進センター(町田市民フォーラム3階)、生涯学習センター、各連絡所、各市民センター、各市立図書館、町田市民文学館

③ お寄せいただいた意見の件数・内訳

10名の方から17件のご意見が寄せられました。

○寄せられたご意見の内訳

項目	件数
計画統合について	1件
施策について	
目標 1-2 からだの健康を支えるまち	7件
目標 1-3 食で健康を支えるまち	3件
目標 2-1 安心できる地域医療があるまち	3件
目標 2-2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち	1件
目標 2-3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち	2件
合計	17件

7 関係法令(抜粋)

(1) 健康増進法 第8条

(都道府県健康増進計画等)

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県健康増進計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画(以下「市町村健康増進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

(2) 食育基本法 第18条

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(3) 自殺対策基本法 第13条第2項

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(4) 地域保健法 第5条～第7条、第11条

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

○2 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十二号に規定する区域及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百八条第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

まちだ健康づくり推進プラン 24-31

発行年月 2024年3月

発行 町田市保健所保健総務課
〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22
電話 042-724-4241

刊行物番号 23-62

印刷者名 株式会社地域計画連合

／ なんだ かんた ／

